

第九十一回国 参議院 内閣委員会 會議録 第四号

昭和五十五年三月十八日(火曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

三月四日 補欠選任 志苦 裕君

三月五日 補欠選任 長谷川 信君

三月六日 補欠選任 源田 実君

三月七日 補欠選任 田代富士男君

三月十一日 補欠選任 藤川 一秋君

出席者は左のとおり。

委員長 古賀雷四郎君

理事 林 寛子君
林 道君
村田 秀三君

委員 原 文兵衛君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
稲山 篤君
和泉 照雄君
田代富士男君

国務大臣

内閣法制局第二部長 関 守君

人事院事務総局長 長橋 進君

行政管理局長 中 庄二君

官房審議官 加地 夏雄君

行政管理局長 佐倉 尚君

監察局長 杉岡 浩君

建設大臣官房會計課長 鈴木 源三君

常任委員会専門員 千種 秀夫君

説明員 大蔵大臣官房秘書課長 岡上 泉君

大蔵省銀行局特別金融課長 中田 一男君

林野庁業務部長 田中 恒寿君

建設省住宅民局間住宅課長 浜 典夫君

会計検査院事務総局長 秋本 勝彦君

総局事務総長 三原 英孝君

房法規課長

○附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(第九十回国会内閣提出、第九十一国会衆議院送付)

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六日、長谷川信君が委員を辞任され、その補欠として源田実君が選任されました。

また、去る七日、馬場富君が委員を辞任され、その補欠として田代富士男君が選任されました。

また、十一日、塚田十一郎君が委員を辞任され、その補欠として藤川一秋君が選任されました。

○委員長(古賀雷四郎君) 附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案を議題といたします。

本法律案につきましては、前回趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○稲山篤君 けさのテレビニュースを見ておりますと、例のKDD事件に関連をして、郵政省の有力幹部がこれに直接関係しておいた疑いがある。

非常に遺憾なことだと思っております。この件は改めて別の機会に譲るにいたしても、綱紀粛正にしろ、さらに行政改革の断行にしろ、そしてかねてから問題になっておりました検査院法の改正など、一つ一つも重要であります。すべてこれはセットで問題の解決を図っていかねければ国民の信頼を勝ち取ることはできないというふうに考えます。

そこで、ごく簡単に検査院法の改正の問題について検査院の方にお伺いをいたします。

算委員会あるいは本会議でしばしば決議を行ってきたわけですが、それに基づきまして、検査院が積極的に院法の改正案を研究してまいったわけですが、最終的にまだ国会に提案をする事になったというわけですね。これも国会の意思からするならば非常に遺憾の点でありまして、そこで、以下次のことについてお伺いをいたします。

検査院としては、各省庁と最終的な調整をしたけれども、十分な調整ができない、そういうふうな判断をして内閣官房長官に対して今後の取り扱いを一任をした、こういうふうな聞いてるわけですが、その院法の改正のどういふ部分をお願いをしたのか、あるいは検査院が考えました、例の四つか五つの院法の改正を中心にして内閣に預けたのか、その点をひとつお伺いをいたします。

○説明員(三原英孝君) お答えいたします。

ただいま先生おっしゃいましたように、会計検査院といたしましては、参議院及び衆議院の御決議を受けまして、一昨年来政府関係各省庁と鋭意折衝を重ねながら院法改正作業を進めてきたわけでございますが、本院と各省庁との間ではどうしても調整がつかないということで、結局内閣及び国会におけるより高い見地からの御判断をお願いする、こういうほかはないということで、昨年五月内閣の方に処理をお願いした次第でございます。

こういった経緯でございますので、会計検査院といたしましては、院法改正案のそのまゝの実現を希望しておりますのはこれは当然でございます。そして、そういった意味で、結果がどうなつてもという意味で内閣にお任せしつ放しということではございませんで、また必要に応じていつ、どこへでも説明に出かける、こういうふうな心構えでありまして、現に本年一月の十七日に、内閣官房長官のところ本院の事務総長が参りまして、会計検

査院の考え方をる説明申し上げたところでございます。

○磯山篤君 自後の問題は、立法に関する問題でありまして、別の委員会あるいは予算委員会、院長なりあるいは官房長官の見るところでできちつとしたと思ひますので、この程度でやめておきます。

さてその次に、やや形式的になりますが、行管庁の行います監察と検査院の行います検査といひますのは、法律のよつて立つところが違ひますので、目的なり任務あるいは対象範囲といふものについては法律に決められておられるのであります。その点は省略しますが、この調査なり監察を行つた結果の処理の問題につきまして、同じ点もあるだろうし、違ふ点もあるだろうし、あるいは重複をするところもあるうといふふうに思ひますので、最初に検査院の方にお願ひしますが、検査を行つた結果の処理ですね、これはどういふふうになつてまゐるかとお願ひいたします。

○説明員(秋本勝彦君) お答えいたします。会計検査院は、検査の結果につきまして、これを検査報告に掲記することになっておりまして、検査の結果不当と認めたる事項あるいは処置を要求する事項あるいは改善の意見を表示すべき事項といふものにつきましては、院法の二十九条によりまして必ず検査報告に掲記することになっておりまして、これを掲記して毎年度国会に報告しているところでございます。

それで、これの処理でございますが、なるほどこれについては正に正の強制力を持つといふことはございせんけれども、まず、これを国会に報告するといふことにおいて、その是正方については強い裏づけを持つていふといふふうに私も考へておる次第でございます。

それからまた、現に私も指摘いたしました不当事項につきましては、当然のこと、直ちに是正の処置が図られては、御承知のとおりでございます。

それから、処置要求事項といふものにつきま

ても、これは是正が終わるまで、終わらない間は毎年度検査報告に是正が終わらない旨を書いていくといふことで、是正が終わるまでトレースしていくといふたまででございますので、私どもの指摘は必ず生かされていふといふふうに確信しているわけでございます。

○磯山篤君 同じ監察の結果の措置について、行政管理局の方はどうなつておられますか。

○政府委員(佐倉尚君) 私どもの行政監察でございますが、行政監察は、行政機関の実施状況を監察していろいろ細かい調査を行います。それをまとめまして、分析して、各省庁に改善方の勧告をする必要がある事項について、勧告をうちの長官から各省大臣に申し上げるわけでございます。

その結果の処理でございますけれども、勧告からおおよそ三ヶ月たちました時点において、その勧告しました事項について勧告を受けた各省庁がどのような対応をとつたかといふことを必ず御報告いただくといふことになっております。それで、勧告の中では時日のかかるものもございまして、さらに一回目の回答をいただきました後、ほぼ六ヶ月、場合によつては九ヶ月ぐらいでございますけれども、再度その後の改善措置状況を御報告いただく。二回、回答をいただくことになっております。そこまでははつきりわれわれの手続としてましてやっております。その後、やはりこれもまたその勧告につきましましてさらに時間のかかるものもございまして、それは事実上われわれと各省庁との御相談、協力によつて行政を改善していくわけでございますので、さらにやっております。その場合に、意見がいろいろ食い違つたりなんかするといふことも考えられますけれども、そういうものは随時協議し、協調してやっていくといふことでございます。

たてまゝとしましては、その勧告がどうしても受け入れられない、あるいはなかなか実現不可能に近いといふようなことになつた場合に、私どもの判断としまして、これはもうぜひやってもら

たいといふようなことになつた場合には、内閣総理大臣にその点を申し上げるという制度もございまして、そのようにして、その勧告の実現を図つていくわけでございます。

○磯山篤君 かつて検査院の検査と行管が行います監察で重複した事件があつて、今後は重複をしないように十分協議をしていこうといふことが歴史的に残つていられるわけですが、その点、行管いかがですか。

○政府委員(佐倉尚君) 私どもの行政監察と会計検査院のお仕事との関係につきましてはいろいろございまして、若干立場が違つたわけでございます。私どもの行政監察は、業務の実施状況全般にわたつていろいろ拝見するといふふうな中身の違ひがございまして、ただ、どうしても若干重複する部分がある場合もあるわけでございますので、会計検査院と私どもの方でそういう点につきましては随時相談し、協議し、各レベルで随時相談してやっていくといふふうになっております。特に、会計検査院と私どもの方で制度的に定期的に会合を持つてどうするといふことはいたしておりません。

その都度、随時必要に応じて協議を重ねていくといふふうな仕組みにしております。

○磯山篤君 それでは具体的な事項について、少し古い話で恐縮ですが、昭和四十八年十月十一日勧告の公庫の監督行政の監察報告が昭和五十年年度行政監察年報に載つていられるわけですが、その中で、退職手当の処理の問題について行管から勧告が出ております。私が全部読む必要はないと思ひますが、簡単に申し上げるならば、公庫などの退職金については退職引当金の、あるいは積み立ての方法を考えなさい、こういうふうに出されてい

わけですね。これに對しまして、まず最初の回答は昭和四十九年、翌年の一月からそれぞれの省庁からあるわけですが、検討をしてみます、こうなつていられるわけですね。それからその後、昭和五十年の四月から、またそれぞれの省庁から引当金制度を設ける必要は認められない、こういうものが出ていることは御存じだと思ひます。

さて、ここでお伺ひをしておきたいと思ひますのは、行政管理局が公庫をずっと全部調べられて、共通の問題として引当金制度を検討して、考へなさいと。ところが結論として、その必要はない、こういうふうなそれぞれの省庁から回答が行われていられるわけですが、こういう場合、行政管理局が勧告をする前に、法制局なり、大蔵省なり何なりと十分相談をしていこういふような勧告をつくり上げるのか。その手順はいかがでしよう。

○政府委員(佐倉尚君) 行政監察に伴ひまして、当然その対象となる行政の分野でその行政機関がどのような行政を行つていられるかといふことについて、私どもとしてはかなり細かい調査をいたすわけでございまして、その調査の結果に基づきまして、先ほども申し上げましたが、それをよく分析して、改善するような事項があれば勧告をするわけでございまして、ただいまのお話の点でございますが、事実上、私どもの調べた事実について各行政機関、各省庁がその事実を認めていられるかどうかといふ点についてはかなりきめの細かい突き合わせが行われます。これはやっぱり、事実が間違つておらずとその後、分析、勧告の結論、そういうものが狂つてくるおそれがありますので、事実についてはかなり細かな突き合わせを行います。それで、その結果いろいろ判断し、分析するわけでございまして、そのところから、対象になりました各省庁と私どもの方で意見の食い違ひ等が若干出てくると、これはまあそういうこととがあるわけでございます。でございまして、いま先生のお話のことにつきましては、事実についての突き合わせはかなりやると。ただ、その意見についても、かなり意見の交換は行います。

れども、必ずしもその相手省庁の意見にとらわれてこちらの結論を出すわけでもないで、食ひ違ひが起るということもあり得るわけでございます。でございますので、それをまとめて結論を出し、勧告をした後もいろいろと議論が継続して行われているというのが実情でございます。

○磯山篤君 行管の立場から言いますと、せっかく御苦勞をされて相当深い研究もされた勧告であったわけですが、みごとにそれぞれの省庁から断わられた。まあ実現をしないわけですね。

さて、大蔵省にお伺いをしますが、こういうふうな退職引当金、積立金というものを公庫につくる場合には、まあ新しい問題ですね、この勧告が出る前に、大蔵省としては行管に対して適切な説明というものを打ってくださったんですか、その点をお伺いします。

○説明員(中田一男君) 行政管理局の監察結果について勧告を受けました際に、先ほど監察局長から御説明ございましたように、事実関係につきましてはお互いによく話し合っておるわけでございますが、本問題につきましても、いろいろそれまで退職引当金を積む制度はない、その実情等については当時からやはりよく話し合っておったと思ひます。しかしながら、その事実をどちらの側面を重視して考えるかということになりますと、恐らく行政管理局の立場は立場として一つございまして、あるいはまた、公庫を監督しております大蔵省だけではございまして、各省庁の立場は立場として一つございまして、その辺は、われわれ、行政管理局の考え方に沿って勧告を受けることまでを事前におやめくださうというのには行き過ぎなのかもしれないと思っております。しかし、勧告を受けました後は十分検討いたしましたし、そういう勧告に従った方がいいのか、あるいは従ふ必要は必ずしもないのかということは十分検討いたしました。その結果、先ほど先生の方から御指摘ございました五十年の回答になったものでございます。

○磯山篤君 まあこれは意見の相違で、行管の立場から言えば実現をできなかった例と、こういうふう

場に言えれば実現をできなかった例と、こういうふう

にひとつ確認しておきます。

それから、同じ公庫の中で、住宅金融公庫に係る認可の問題が同じく取り上げられておりますね。これは、一言で言いますと、住宅金融公庫が資本金を増加する場合に主務大臣の認可を必要とする制度になっているけれども、これはまあ横並びで、その必要はないんじゃないかという勧告が行われ、廃止の方向で検討するという態度が表明をされているわけですが、しかし、現在住宅金融公庫法の第五條の二項にはそのまま残っているわけ

です。これは昭和四十八年の十月十一日に指摘をされて、その後かなり年数がたっているわけですね。で、建設省にかなりずっと前に勧告があった事柄なんですけれども、現在まだ第五條第二項がそのまま残っているというのには何か特別な事情がなければ説明がつかないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○説明員(浜典夫君) お答えいたします。

先生御指摘の四十八年の勧告を行管からちようだいいたしました。その一般的なやりとりなり基本的な所管庁としての検討態度といえますが、その経緯というものは、先ほど来行政管理局なり大蔵省からの御答へのとおりで、同じような態度で接したわけでございます。

これは多少いきさつがございまして、その後具体的に勧告に従いましてこれを実現する、実施するということを検討いたしましたわけでございますが、これはまあ事情が変わったわけじゃないかと思ひます。当時の検討の具体化の問題と一般的な問題を指摘する間のギャップとでも申しましようか、具体的に法律をどうしようかというステップに参りましたところ、やはりこの各横並びに出資規定の、大臣認可の規定のない公庫があることは御指摘のとおりなんです。よく考えますと、やはり多少性格の差があるようではないかと。

で、住宅金融公庫の場合には、これは政府から出資を受けて設立されておりますし、ただいま

現在も金額政府出資でございます。ただ、公庫法のたてまえから言いますと、政府以外の者からの出資をいただくという可能性ももっているように思ひますし、これは法律の解釈の問題じゃないかと思ひます。これは法律の解釈の問題じゃないかと思ひます。そういたしますと、この場合にもやはり主務大臣の認可という規定があった方がいいのではないだろうか、これはまだ結論出ておりませんが。

したが、いまして、それ以後、その当時の四十八年十月勧告の結果を実現いたしました五十年十二月の許認可の整理の法改正等におきまして、その他手数料の額の認可とかいうような部分は御勧告と御削除いたしましたわけでございますが、まあこの点はあえて検討事項として残しているわけでございます。

現在、そういう意味で、ただいま申しましたような観点から、行管からの事務簡素化といひますか、そういう面の公庫の運営のあり方についての御勧告の趣旨とあわせて引き続き検討させていただきます。こういう状況でございます。

○磯山篤君 行管の方にお伺いしますが、資本金の増加というのは、国の資金を出す場合もあるだろうし、公庫によっては一部民間その他から受け入れるということも現にあるわけですね。そうしますと、こういうふうな法律で残しておかなければならないものと、法律にあえて法制化する必要がないものと、幾つか——幾つかといつても、まあ二つに分かれるわけですが、その基準はどこに置いているんですか。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの公庫に対する出資の話でございますけれども、私も少しは出資の公庫について、その出資の増加の大臣認可というものは住宅金融公庫にだけその規定があるわけでございます。これもただいまの建設省の方のお話からでも、これは将来そういう可能性があるのでこれがあつた方がいいんじゃないかとい

う態度で御検討になっているという話がございした。私が、私も少しは、前に勧告いたしました。これはたとえば許認可等の簡素化の見地からもございまして、特にこの規定は全公庫について要らないのではないかと、こういうふうに現在でも考えているわけでございます。

ただ、いろいろ世の中は変わつてまいりますから、さらに必要かどうかという点については、もちろん必要があれば検討をしていくという態度ではございまして、現在のところ、この大臣認可についての規定は、いろんな角度からまあ必要ではないんじゃないかというふうに現在でも考えておるわけでございます。

○磯山篤君 そこで、私は冒頭、監察の結果の処理の問題についてたてまえを伺つたわけですね。そこで意見が対立するような問題につきましては、総理大臣に御相談をしてという先ほどお話があつたんですが、いまの退職手当の処理の問題にしろ資本金の増加にしろ、結果として実現がされないわけですね。各省庁が別に抵抗しているわけじゃないかと思ひますけれども、勧告どおりに物事が運んでいないと、意見が対立をしていると、こういう場合の取り扱いはどうなさつていたんですか、過去、あるいはこれからどうなさるおつもりですか。

○政府委員(佐倉尚君) いま先生からいろいろ御指摘がございまして、各省庁等の意見が違つた部分についての御質問があつたわけでございますが、そういうものは中身によつてさらにその議論を続けていくというもので、あるいはその方がいいけれども、事実上そうしなくても大した支障が出ないもの、あるいはこちらとしてはこれは支障があるんじゃないかというふうな考えでいるもの、等々いろんな形態があるわけでございます。その態様に応じて各省との折衝の頻度、強さ、こちらの主張の強さ等もずいぶん違つたわけでございますが、各省庁とも、私どもの勧告につきましては非常によく検討はしていただつていて、というふう

ちなみに、私どもの方の内部的にいろいろ検討している限りでは、いろんな事項についての勧告がいろんな監査に従ってなされておりますが、大体八六、七％実現しているというふうに考えております。残りの一三、四％につきましては、これはいろんな事情から時間が何年かかるものもございまして、それからいま申し上げましたように、その必要性の強度もいろいろ違いますが、引き続き各省と相談していると、協議しているというものもあるわけでございます。でございますので、その形はさまざまでございますけれども、勧告の実現に沿ってその問題に応じた努力をしているというふうに考えております。

○磯山篤君 前者の退職手当の処理では、やっぱり意見の対立があるわけですね。これは各省庁と御相談をするのはいいと思えますけれども、公庫に退職引当金制度をつくるかつからないかというのは、ある意味で言えば基本的な課題ですね。民間なら会計法によって処理をする、国そのものならば財政法によってきめ細かいところは措置がされていくわけですが、そういう意味では各省庁と御相談はいいわけですが、少なくともこの種の問題は、行管が勧告しても実現ができないというふうなものであつてはならないと思ひます。慎重を期さなきゃならない。そういう意味では事前に、制度的な問題ですから、この運用を直せとかという話ではないわけでして、慎重を期さなければならぬと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(佐倉尚君) 先生のおっしゃった慎重を期さなきゃならないという点については、まさにそのとおりであると思ひますし、私どもも鋭意慎重を期しているいろいろ勧告等を行つていきたいと考えております。

ただいまの退職金引き当て制度の問題でございますけれども、申すまでもなく各企業、民間企業等についてはそういう制度があるわけでございまして、国の場合にはこれはもちろんないわけでございまして、公庫というものをどういうふうに理解するか、それからその必要性がどの程度にある

かといったような種々の観点から、私どもは全期間にわたつて配分額を決めるような引き当て制度を公庫についてもやつた方がいいんじゃないかというふうに考えまして、そういうシステムを勧告したわけでございまして、公庫のいろいろ会計上の問題から必ずしもその必要がないというのが大蔵省等の見解になつてはいるわけでござい

す。確かに先生御指摘のように、そこで意見の食い違いがあるわけでございますけれども、これも引き続き時間をかけて本当にどちらがいいのか考へていくべき問題だと思ひますけれども、現在のところ、公庫についてこの制度がないからすぐに何か支障が生ずるということでもございせんので、引き続き議論はしているわけでございまして、けれども、そういう事情で少し時間がかかつていくというふうに私は理解しております。

○磯山篤君 後でまとめてその点についての整理は申し上げます。

その次に、建設省の方においでになりますね。国有財産の管理及び処分に関する行政監察が昭和四十七年の十月二十三日に出されております。これは各省庁共通ですが、建設省について伺ひます。これは法定外の公共物の管理の問題です。昭和二十年以降どさくさに紛れていろいろなことがありまして、歴史的に十分理解はいたしませんが、それでもなおかつ行政管理局は「認定外道路、普通河川等の道路法、河川法その他の特別法の適用のない公共物の管理は、建設省所管の国有財産部局長としての都道府県知事が行なうこととされているが、今回の監察結果によると、ほとんど管理を行なっていないのが実状である。」というふうに指摘がなされて、管理の方法及びその範囲を明確にしなければならぬと、こういうふう

に勧告が行われているわけですね。建設省、この点について昭和四十九年にその後の改善措置が説明をされておりますが、なおその後、四十九年以降さらにいろいろな方法で管理についての改善が図られてはいると思ひますが、ごく概況的にその点を

お伺いをいたします。

○政府委員(杉岡浩君) お答えいたします。

ただいま先生が御指摘になりましたように、四十七年に行政管理局の方から勧告を受けておるわけでございます。中身は、管理体制の問題あるいは無断占有等が非常に多い、あるいは引き継ぎが遅延しておる、そういう観点からその管理体制の整備が必要であるというところでござい

ます。それで、四十九年にも行政管理局の方にお答え申し上げましたように、こういった事務の非常に膨大な量であるいは水路等があるわけでございまして、こういった事務処理について簡潔に行うためにブロックごとに国有財産の連絡協議会をつくりまして、鋭意問題点を互いに挙げながらそれを解決する、あるいは紛争のあるものにつきましては、その紛争処理のための連絡協議会を、地方の法務局あるいは県担当者、こういった者で相談をしながら具体的に進めておるということでございますが、やはり基本的な問題といたしましては、こういった法定外公共物の管理の問題であるうかと考えておるわけでござい

ます。

したがしまして、昭和五十三年度でございますが、七月に学識経験者——大学の先生でございますが——と、それから全国知事会、それから全国市長会、それから町村会、それから関係省庁を含めました公共財産管理調査会というのを設けまして、その中でこういった法定外公共物の管理についてどういったふうにしていったらいいかというのを現在検討をいたしておるわけでござい

ます。こういった調査会の検討を鋭意進めまして、その結論を得まして、その管理体制につきましているいろいろと制度の仕組み等も考へてまいりたいというふうに考えておるわけでござい

ます。

○磯山篤君 この法定外公共物の管理については、行管で指摘がされ、その後いろいろ努力がなされてはいるわけですが、その途中で、昭和五十一年度の検査院の検査の中で特掲として挙げられておりますね。これも同じようにいろいろ指摘がなされておりますが、責任の所在が明確でないというこ

とを厳しく指摘がされてますね。それから「全国的に同種の事態が多数存在していることが推定されるが、更に、近年では都市化の進展に伴う住宅、工場の進出やゴルフ場等の造成によって、これら法定外公共物の原状が変更されることが見込まれ、相当の財産価値のあるものが特定の者に無断で使用されることとなる」、こういうふうに指摘をされているわけですが、いまお話をいたしました学者だとか地方公共団体の関係者を集めて調査会をやつておるというのは、行管なり検査院から指摘された事項をすべて網羅してこの調査会で審議をしている、こういうことですか。

○政府委員(杉岡浩君) お答えいたします。

個別の事項につきましては、いま五十一年度の決算につきましては会計検査院の方から御指摘があつたわけでござい

ますが、具体的な事項につきましては、たとえば無断占有をしておるところにつきまして、その実態がいろいろあるわけでござい

いうように法定外公共物の管理体制、管理制度を持ていくかというのを検討していただいておりますので、ご意見を伺います。

○磯山篤君 いまも指摘をいたしましたように、まず最初に、行管庁の方から勧告を受ける。で、数年たつてから伝家の宝刀であります検査院が乗り出して調べたけれども、同じようなことがそのままだと残っていると、こういうことについて主官は責任を感じておられますか。まあ、言われたところだけはしようがない直すけれども、こんなものはもうめんどくさくしてしまおうというふうな態度のように受け取れますけれども、この点いかがですか。

○政府委員(杉岡浩君) ただいま先生が御指摘ございましたように、責任を感じておるかということでございますが、この問題につきましては、先生御案内のとおり、非常に過去からむずかしい問題がございます。われわれといたしましては、この問題につきましても、いろいろな角度から検討を進めておりまして、こういった観点から、先ほど申しましたように、その関係の省庁、それから実際にその管理をさせていただいております全国知事会とかあるいは市長会等とも相談をしながら、こういった法定外公共物の管理体制についてどうあるべきかというのを十分いろいろな角度から検討を進めなければならぬということで真剣に取り組んでおるつもりでございます。

○磯山篤君 次に、「大都市における震災対策に関する行政監察」がありまして、昭和四十九年八月二十九日に行管から勧告が出ています。これは簡単に申し上げますと、消防水利の確保という意味で「自然水利を有効に活用するため、大量の水を遠距離まで送水できる消防ポンプ自動車等の配備の助成について検討する必要がある」、こういうふうな指摘をしまして、関係省庁は、今後技術的に検討してみたいと、まず回答があった。それから、その次の回答が、「その費用と効率の関係において問題があり、当面整備の促進を図ることとは困難である」、言いかえてみますと、行管庁

の指摘が生かされなかったと、こういうふうなこの点を見るわけですが、行管庁、指摘をした事項が十分促進をされないことについていかがお考えですか。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまのお話の、水を遠距離まで送水できる消防ポンプ自動車の配備等につきまして、いまのお話にもありましたとおり、費用と効果の話になるわけでございます。で、ございますので、私も「大都市における震災対策に関する行政監察」でこれはやはり必要であるというふうな判断し、勧告の中の事項に盛り込んだわけでございますけれども、先生御指摘のように費用のかかることでございますので、実現を現在見ていない部分があるわけでございます。しかしながら、震災対策につきましても、やはりこれは必要だろうというふうな考えられますので、鋭意そういう費用の手当てというものも実現に努力するというところで、現在消防ポンプ自動車等の配備の行われていないような部分につきましても、何年かかりでも努力していくということが必要なのではないかと考えておるわけでございます。まあ行政監察の結果の勧告につきましては、こういった種類のものもあるわけでございますが、何年かかりでもじみち努力していくという方向を示したというふうなものもあるわけでございますので、この問題は、費用との関連においてそういう問題だと考えております。

○磯山篤君 そのほかに、似たような水資源の活用という点で、水道用水の排水基準を設定をしろというふうなことが五年も六年も指摘をされたけれども、いまだにその中身が国民の前に明らかにされていないという事実もあります。時間の都合がありますから、中身は、この部分については省略をしたいと思います。そういうことがあるというところだけ申し上げておきます。

それから、その次は林野庁に関する問題ですが、まず会計検査院から措置が要求をされたところからその後、その部分、特定な部分については措置がされたけれども、全体についての改善

が十分進まないで、さらに数年後行管庁からも改めて指摘をされている問題の一つに、国有林材の随意契約の問題があるんです。これは昭和四十六年度の決算で、四十七年に指摘をされたわけですが、展示会に出した素材の売り渡しを随意契約でやって、値段が一〇%もそれ以上安く売ってしまったと、こういう指摘がされて、その部分だけは改善をされたんです。しかし、その検査院の指摘の際に、こういう事例が多数見られるということもあわせて措置要求がされているわけなんです。言いかえてみるならば、検査院の指摘というのは、展示会に出した品物の措置と同時に、全体の随意契約についての見直しをしないといふことを指摘をしているわけですね。これは四十六年の決算報告ですよ。さらにその後、行管が昭和四十九年六月の十七日に随意契約全体についての整理合理化を改めて指摘をしているわけなんです。

そこで、農林省にお伺いするわけですが、この検査院の指摘あるいは行管の指摘に対して、どういうふうな合理化、整理を図ったんですか、概況で結構ですから。

○説明員(田中恒寿君) 国有林材の随意契約の改善につきましては御指摘は、ただいまお話ございましたように、四十六年決算におきまして会計検査院の御指摘をいただいたわけでございます。その後四十九年にも行政管理局から、基本的には随意契約全般の問題といたしまして御指摘をいただいておりますのでございますが、その間に林野庁といたしまして各般の改善措置を行っておりますので、御指摘のウエートと申しますか、そこは少し違っておりますのでございまして、最初にお話のございました展示会に對します買取り販売方式の委託販売につきましては、これを四十八年から委託販売方式——競り売りと申しますか、そういう形式に全面的に変更をいたしましたわけでございます。また、検査院の御指摘にありました、これは主として産業の保護奨励という目的での用途を指定いたしました販売方法に對しましたる御指摘でございまして、楽器でございまして、合板でありますとか、造船でございまして、そういうふうな業種に對します随意契約につきましては、翌年度の四十八年からこれを廃止しない大幅に縮小したわけでございます。この中で一つ残っておりますのは、パルプ材の随意契約につきまして、これが大変影響するところが大きく、体制の整備を図るために五十一年度まで経過的に措置をとりまして、四十九年に行政管理局の監察を受けいたしましたときには、そういう改善途上の姿がございましたので、行政管理局の御指摘のウエートは、一般の地元工場に對します随意契約の問題でございます。と、あと残りましたパルプについての御指摘にウエートがあったというふうな私ども承知しております。

その後、残りましたパルプにつきましては、地域的な産業の偏在もございまして、地域を限定いたしましたりあるいは業種、業態を限定したりしたところの一般入札に現在全面的に移行いたしておりますし、地元工場に對します随意契約につきましても、これは私も日本におきまして一番大きな林業事業体でございますので、国産材の安定した市場を確保する、維持するという必要もございまして、また、関連した企業の育成ということもございまして、ひいてはこれが日本の林業の発展にもつながるということから、地元工場は長い国有林野事業との依存関係もございまして、そういう依存関係へ大きな変化、衝撃を与えないような方向での漸次一般競争入札の拡大ということで、その実は数字でも上がっておりますのでございまして、御指摘ございました四十六年度当時、立木で申し上げますと八百九十二万五千立方ほど随意契約をいたしておりましたが、五十三年ではこれが六百二十万四千まで減少いたしております。素材——丸太で申し上げますと、四十六年には三百三十四万立方随意契約いたしておりましたが、五十三年では百九十五万九千まで減少いたしております。国有林の総収獲量が、いろいろな関

係で大幅に減少いたしておりますので、内部的な構成比率につきましてはそれほど大きな減ではございませんけれども、漸次こういう販売改善を進めまして、国有林といたしましても十分の収入の確保と申しますか、同時に安定的な国有林の存立基盤、そういう業界の育成にも、双方に資するような方向での改善事業を進めていこうとございます。

○稲山篤君 さてそこで長官、いま私はたくさん例があるんですけども、とりあえず六つ典型的な例を出したわけですね。行管が勧告をしたけれども拒否をされた、言い方は悪いんですけども、実現をできなかったと、考え方の違いもあるわけですが、なおかついまだに検討中のものもまだ、それも一年、二年ならばともかくとして、数年も検討をしていると、こういう例があるわけですね。

それから、あらかじめ行管から指摘をし、なおかつ検査院からも特掲なり何なりで指摘をされた、またその逆の例も申し上げたわけですが、行管が行います監察はいいと思えますけれども、勧告のあり方なり勧告の実現の方法なり、そういうことについて多少じくじくしたものをいまの例から申し上げてもお考えだと思ふのです。行管の立場から言うならば、ずいぶん調査をし、あらゆる角度から検討したのだから一〇〇%実現を早期にしてみたい。これは望むところだと思ひますけれども、いろんなことがあつていまのような具体的な例示が出たわけです。

そこで、行政監察を行つて綱紀を肅正したり、運営の効率化を図ることはいいと思ひますけれども、結果の後の処理のあり方、効果、値打ちという点について長官どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 先ほどから拝聴いたしておりますが、非常に個々の事案に關しまして御研究を賜り、むしろ私はその労を多ういたすところでございます。もちろん、監察に際しましては周到な準備のもとに詳細にわたつて鋭意努力いた

しておりますが、その勧告が尊重されないということでもございましては、確かにこれは問題でございします。私といたしましては、ひとついまいお示し賜りました事案に關しましては、さらに私みずからがもう一度その個々の問題を検討いたしまして、那邊に拒否される理由があるのか、また拒否している方が無理なのか、無理でないのか、そこらへんも十二分に検討いたしまして、今後の監察のあり方、また勧告のあり方、改善すべきところがあればどんな改善をして、やはり勧告は十二分に一〇〇%それが守られるという方向へ持っていきたいと思ひます。

○稲山篤君 さて、その次に行革についてお伺いしますが、管理庁の方から行政改革のこの冊子と、資料ですね、前にいただきました勉強させてもらつてゐるわけですが、きょうたまたま現在、こちらの方に新たに追加して報告しておいた方がいと思はれる事項がありましたら、質問の前にひとつおしやつていただきたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) 昨年の十二月に閣議決定をいたしまして現在まで実行を進めておるわけでありまして、その中で、特にブロック機関の問題あるいは県単位機関の問題につきましては、閣議決定の中で三月と六月と、こういう具体的な日を決めておりますので、当面の問題といたしましては、三月末を目途にブロック機関の整理の問題に着手をしているという状況でございします。

それから、府県単位機関の問題につきましては、これは現在行政監察委員会に意見を求めておる段階でございまして、現在行政監察委員会においては審議を進めていただいております。こういう状況でございします。

○稲山篤君 新聞にもすでに出てゐるわけですが、ブロック機関の整理の内示はきのうされたんですか。

○政府委員(加地夏雄君) 昨日、各省にいわば提示の形でお示しをいたしております。

○稲山篤君 それからさらに、鉄道建設審議会は事実上機能していない、だからこの際あれも廃止するといふふうなのがちらちら出てゐるわけですが、この点についてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 今回の行革で、特に第一次はすでにお手元に配付いたしましたところに書いてございしますが、審議会のあり方について、やはり予算委員会を通じて衆参両院でともに与野党からさらに整理をすべきでないかと、こういうふうな強い御意見が出されております。だから、行革といふものは機敏にそうした声をやるべきことはやつていかなくちゃいかぬ。こう思ひましたので、本日、自由民主党の三役に、ついでさつきでございしますがお出會ひいたしました、一応審議会も鉄道を初めいろいろございまして、これが整理といふことを考えたいと思ふと、だから個々の事案に關しては、ひとつこれはわが党にも行政調査会がございしますからそこにお諮りをして、そうして早急に結論を得たいと思ふ。こういうことで三役も了承したという経緯がございします。

○稲山篤君 わかりました。さてそこで、すでに法案も出てゐるわけですが、行政管理局の設置法の一部改正といふことで、全法人を対象に行政監察をするといふものだと思うわけですが、そこであらかじめお伺ひしますが、現在の設置法の第二条の第十二号、これは制限列記で四十八カ所を指定してあるわけですね。この四十八を指定をしました理論的な根拠といひますか、合理的な基盤といひますか、それは何ですか。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの四十八、これは公社、公団、公庫、事業団合せてこれが四十八でございします。いわゆる特殊法人のうちでも、いま申し上げました公社、公団、公庫、事業団といふものはさらに規模も大きいし、国の事務事業にやはり特殊法人の中であつて密接な関連のある

部分ではないかといふような考えのもとに現在四十八、いま申し上げましたものがいままで監察に關連した調査の対象に入つてゐたものと理解しております。

○稲山篤君 今度の法案改正のまだ説明は受けておりませんが、多分こういうふうな言われんじやないかと思ふのですが、法律によつて直接設立をされる法人または特別な法律により特別の設立行為をもつて設立する法人といふものを対象にして百十一、現在では百十一全部の法人を対象にするといふふうな説明をされるんじやないかと思ふのですが、私の考え方は間違ひですか。

○政府委員(佐倉尚君) お話しのとおりでございします。

○稲山篤君 そこで、第二条の十二号といふのは、その前の十一号が前提条件になるわけですね。「前号の監察に關連して、」以下現在では四十八制限列記。次は百十一全部やる、こういうことになるわけですが、この「監察に關連して、」といふのは、何を指してどういふ手順でやるんですか。

○政府委員(佐倉尚君) 私どもの行政監察、申すまでもなく、各行政機関の業務の実施状況を監察するわけにございします。これが御指摘の設置法第二条の十一号でございします。この監察は、いろいろの形はございしますが、その主なものは、ある行政の分野をとらえて何々行政監察といふふうな仕組むことが多うございします。それと、さらに横に並べて類似の事務事業を比較考量して問題を分析していくといふようなやり方もとつてゐるわけにございします。でございしますので、監察のやり方自身、中身はかなりバラエティーに富んでゐるわけにございしますけれども、實際の手続としましては、当然その監察の対象になる行政機関にこういう監察をやりますといふことを御通知申し上げ、監察計画の概要を示して、それで監察するといふ手段をとつております。

○稲山篤君 むずかしい言い方はやめてもらつて、十一号といふのは、「各行政機関の業務の実施状況を監察し、必要な勧告を行う」、こうなる

わけですね。十二号は「前号の監察に關連して、」と、こう書かれてはいるわけですが、四十八の制限個所であるが百十一であるが、まず前提条件というのは、その十一号でそれぞれの省庁の行政監察をまずやる、それに關連してどここの法人の行政監察をやる、こういう意味じゃないんですか。

○政府委員(佐倉尚君) 監察の結果、原則としてその結果をまとめ分析して報告するわけでございますので、報告は行政管理庁長官から各省庁の大臣にあてて行われます。これが監察という権限行為でございます。いま先生のお話の十二号に掲げておりますものは、それに關連して調査をやるということでございますので、ただいまのお話のとおりでございます。

○磯山篤君 そうしますと、十二号というのは、一例ですけれども、いきなり日本住宅公団を行政監察するということはありません、まず建設省の方の行政監察をやつて、その中の住宅部分について關連があるから住宅公団の行政監察をやる、こういう説明ですね。逆に言うと、いきなりそれぞれの公団なり事業団というものを行政監察することはあり得ない、こういうことですか。

○政府委員(佐倉尚君) 主務官庁を監察しないで特殊法人にいきなり監察をやるということはございません。

○磯山篤君 そこで、全法人を行政監察の対象にしたいという關議の決定があつて法案が出てきたわけですが、これが決まるまでにはかなりの抵抗があつたんじゃないかと思うんですが、あるいはこの際思い切つて民間法人にしてしまつたらどうかというふうなことを仄聞をしたわけですが、そういう意味からいきますとよくまとまつたものだと、こう思うわけですか。まとまつたのは結構なんですけれども、どういふ説明をして各省庁とも納得されたんですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 行革という大きな今日国民的要望がございます。にもかかわらず、特殊法人すべてがすべて悪い法人ばかりだというふう

なものではないんであります。やはり特殊法人という、役人の天下りの場所であり、KDDのような適當なことをやるどころじゃないか、こういうふうな一般的な国民のやはり認識はそう簡単に払拭することはできないと私は考えます。だから、たとえばの例でございますが、KDDに關しましても政府はびた一文出資をいたしておりません。だから、KDDは会計検査院の検査も受けなくてもよい、ましてや行管の監察なんてどこにも書いてないんだからという意識があつたのでございましょう。かつて保利衆議院議長が行管庁長官に御就任のときに、やはりKDDにいろいろ問題がありそうだから参考資料を欲しいと言われても、一片の葉書で断られたという経緯がありまして、あのときもしも政府が乗り出していたのなら、あるいは今日の不正は未然に防げたかもしれない。私は、まあそう簡単に判断するわけじゃない、私は、まあそういうふうにも思える。したがって、やはり政府として特殊法人を政府の事業をさすために強制的に法律で設置された以上は、たとえそれが株式会社であつても財団法人であつても、それはそれは組織として、私といたしましては全法人をやはり常に責任を持つて省庁と一緒に監査の対象にすべきだと、こういう経緯で強くそのことを各省庁に申し述べさせまして、そして最終的には全員がこれに同意をしたという経緯でございます。

もちろん、關議におきまして私は次のように申してあります。たとえばNHKに關しまして、これはやはり放送の自由というものがございまして、監察によつてどんなところも入るんだと、非常にこれは問題でございます。しかし、いまNHKを、あの巨大な組織を民間にするというわけにもまいりません。また、國營だというふうなことにまいりません。だから特殊法人でNHKが存在するわけでございます。また番組編成に關しましては、現在の郵政大臣といえども手が触れられない。当然だと私は思います。そういう意味で、一般的に各省庁の権限の枠内において監察

をいたします。こういうふうには私は申し上げまして、そして了解を得た次第でございます。

○磯山篤君 まあ素直になかなか皆賛成したわけじゃないんだらうと思いますが、そのことはおきましよう。

しかし、百十一やるということは、いままでの業務量から言へば、制限列記四十八カ所から言へば二倍以上です。二倍半なんです。現在の行管の機能、組織力あるいは陣容ということでも果たして国民が期待しているような行政監察ができるかどうか。この危惧の念を持つのは当然だと思ふんですが、その点について特別な工夫をこらしておりますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 仰せのとおり、倍のものを監察するわけでございます。よく行管不要論なんか言う方が中にはあります。会計検査院とダブるんじゃないかと。これはもう先ほど磯山委員が申されましたとおり、したとおり、会計検査院と決してダブりません。そうして、現在は行管庁は千五百人未満、もう本当に未滿であります。それだけの者で九十万人のいわば公務員のあり方を検討し、さらには九十万人の特殊法人を対象にするわけでありまして、それからいひつと少数精銳主義でやれと私は申しております。そういうふうにしてこそ、初めて行管が常に行政改革にとり得る基本姿勢を各省庁に示し得るのではなからうか。こういうことで、現在のところは少数精銳主義で成果を上げるべしというのが私の指導方針でございます。

○磯山篤君 さて、また先ほどの話の第二条の十二号に戻るわけですが、まず前段でそれぞれの省庁の行政監察をやる、やらないところは手が触れられないということになります。そうしますと、また心配になりますのは、まあ四十八カ所でも問題なんですけれども、百十一まで手を広げるといふことは、三年、五年のうちにも一度も行政監察の対象にならないものが出てくるんじゃないかと。基金にいたしましても、事業団にいたしま

しても、協会あるいはセンターでも、そういうことが起きるんじゃないかと危惧するわけです。

そこでお伺いしますのは、新たに六十近いものが追加になったわけですが、少なくとも国民の声というのは、四十八以外のところについて一遍は早く行政監察をやつて疑惑の掃をぬるべきだと、あるいは事務の能率が上がつてないとするならばそれも矯正すべきだと、これが一般的な世論じゃないかと思ふんです。そういう意味では、これからの行政監察の基本的な考え方なり、あるいは具体的な重点項目というのを、従来の考え方をそのまま踏襲しておつたのではこれはできないと思ふんです。考え方を相当変えなければできないと思ふんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 現在は百十一でございますが、第一次で一応十八削減、しかし新しいのが二つできます。だから九十五になります。さらにその中においては、時代の変遷とともに民間にいた方がいんじゃないかと思われる特殊法人も私個人には幾つかございまして、あるいは地元が反対、反対と言いますが、これはもう地元にお任せした方がいいんじゃないかと思われる特殊法人も幾つかございまして、したがって、今回第二次の行革といたしまして、きわめて少数の学者の方々を中心とした研究会をつくりまして、この研究会でもう半年以内に基本的な見直しをしてほしい、こういうふうには申し上げておるわけでありまして。

昭和三十九年に臨時行政調査会がありました。あのときからもう十五、六年もたつておるわけですから、あのときの指摘がよかつたか悪かつたか、いろいろ議論もあるところでございます。そうしたものを含めて、この昭和五十五年行革では、もう一応特殊法人に關しましてもきれいに基盤を洗い直した、こういうふうにはいたしたいと思ひます。したがって、監察対象はこの一兩年の間にはぐつと減ると、私はこういうふうな気持ちでやるわけでございますが、確かにいま御指摘の面に關しましては、やはり監察を強化しな

けれども、そういう例はたくさんございませぬ。やはり海外の調査というものは、それなりに事実上少なからざるを得ないというのが実情でございませぬ。もちろん、事情が許しますれば、海外におけるそういう日本の行政の及ぶ範囲についてできるだけ調査したいと思ひますけれども、いままでのところ、数例しか数はないというのが実情でございませぬ。

○磯山篤君 まあ法人全体の問題は、法律案が出てゐるわけですから、詳しいことはまた別の機会に譲りたいと思ひます。

さて、この行革の目玉でもあるし、しばしば長官からも指摘されておりますKDDの問題です。これを読んで、多少のことは意味がわかるわけですが、具体的にどのような方法をもって最終的に閣議決定の方針を実現をされるのか、その手順も含めてひとつお話しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(加地夏雄君) KDDの監督規制のことに付いての御質問と存じますので申し上げます。お聞きしますが、先生御承知のように、KDDはいわゆる国際的な形で公衆電話事業という非常に公共性の高い事業を、しかも独占的にやっておるわけでありませぬ。現在、特殊法人のそういった株式会社、いわゆる特殊法人につきましては監督の規制が非常にきちまっています。KDDにつきましても、ある意味においては従来監督規制が非常に緩やかであった、こういう状況であります。

○磯山篤君 全法人を対象に少数精鋭でやられるのは結構な話でございませぬが、この新たに追加する法人の中には、その事業が国内で主として行つてゐるものもありませぬし、あるいは諸外国で活躍、活動してゐる分野もあるわけですね。この海外の部分についての行政監察というのはどういうふうに行うんですか。

○政府委員(佐倉尚君) 一般的に申し上げますと、これは事実上の問題でございませぬけれども、海外まで調査するというのはなかなかむずかしい点があるわけではございませぬ。ただ、経済協力の調査等は、やはり東南アジア等の開発途上国等に對してわが国がいろいろ経済協力をやつてゐるわけではございませぬので、そういう点については職員を派遣し調査したというふうなこともございませぬ。

けれども、そういう例はたくさんございませぬ。やはり海外の調査というものは、それなりに事実上少なからざるを得ないというのが実情でございませぬ。もちろん、事情が許しますれば、海外におけるそういう日本の行政の及ぶ範囲についてできるだけ調査したいと思ひますけれども、いままでのところ、数例しか数はないというのが実情でございませぬ。

○磯山篤君 まあ法人全体の問題は、法律案が出てゐるわけですから、詳しいことはまた別の機会に譲りたいと思ひます。

さて、この行革の目玉でもあるし、しばしば長官からも指摘されておりますKDDの問題です。これを読んで、多少のことは意味がわかるわけですが、具体的にどのような方法をもって最終的に閣議決定の方針を実現をされるのか、その手順も含めてひとつお話しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(加地夏雄君) KDDの監督規制のことに付いての御質問と存じますので申し上げます。お聞きしますが、先生御承知のように、KDDはいわゆる国際的な形で公衆電話事業という非常に公共性の高い事業を、しかも独占的にやっておるわけでありませぬ。現在、特殊法人のそういった株式会社、いわゆる特殊法人につきましては監督の規制が非常にきちまっています。KDDにつきましても、ある意味においては従来監督規制が非常に緩やかであった、こういう状況であります。

○磯山篤君 全法人を対象に少数精鋭でやられるのは結構な話でございませぬが、この新たに追加する法人の中には、その事業が国内で主として行つてゐるものもありませぬし、あるいは諸外国で活躍、活動してゐる分野もあるわけですね。この海外の部分についての行政監察というのはどういうふうに行うんですか。

○政府委員(佐倉尚君) 一般的に申し上げますと、これは事実上の問題でございませぬけれども、海外まで調査するというのはなかなかむずかしい点があるわけではございませぬ。ただ、経済協力の調査等は、やはり東南アジア等の開発途上国等に對してわが国がいろいろ経済協力をやつてゐるわけではございませぬので、そういう点については職員を派遣し調査したというふうなこともございませぬ。

いわゆる郵政大臣の監督権限を強化すると同時に、会計検査院の対象にもする、こういうことで現在法律案が国会に提案されてゐるわけでありませぬ。

○磯山篤君 KDDというのは、問題が発生をして、政治的に処理をしなければ国民が納得しない。そういう意味で目玉に上がったということだろうと思ふんですが、もう少し細かくお話しをいただきたいんですが、現在KDDを含めて、自動車ターミナル株式会社、日本航空、それから中小企業投資育成株式会社、沖繩電力、航空機製造株式会社、硫安輸出版、電源開発、東北開発、こういうふうな会社の構成としては株式会社スタイルをとつてゐるわけですね。その中で、たとえば東北開発は政府の出資率が九・三％、非常に高いわけですね。そこで事業計画、資金計画、収支予算というものは大臣の認可になっておられます。役員につきましても大臣の認可がある。指名、こういう形をこの部分ではとつておられます。それから、電源開発につきましても出資率は七・二％、かなり高い出資ですが、ここでは事業計画だけを出せばいいんです。他の資金計画なり収支予算というものは大臣の認可を要しないと。いうことに現行なっております。それから、日本自動車ターミナル株式会社というのは政府の出資率は三三・五％、まあ三分の一なんです。事業計画、資金計画、収支予算、こういうものも大臣の認可になっております。定款の変更なんかについても大臣の認可になってゐる。

国際電報は、そういう形で比較をしてみますと、出資金なし、事業計画のみがKDDは大臣の認可になってゐる。非常にふざけようですね。ふざける中でなぜこのKDDだけを取り上げて法律の改正を行うのか、会計検査院の検査の対象にするのか。これは政治的なお話でなくて、もう少し合理的な話といひますかね、そういうのを聞かしてもらいたいと思ふんです。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほども申し上げましたように、特殊法人は一般的には国の事業でございませぬけれども、民間のいわゆる創意工夫でございませぬと、民間のよきを取り入れた運営をやる、こういうたてまえで特殊法人という形態をとつてゐるわけでありませぬが、その特殊法人の中でのいわゆる商法に言う株式会社形式をとりまして、同じそのグループの中でもすぐれて民間的な色彩を取り入れながら運営したらいであらうというの、実は一般的に特殊法人の中で特殊会社形式をとつてゐるわけでありませぬ。いま御指摘の、特殊会社の中で確かに国の監督規制がきちまてゐることは事実でございませぬ。沿革的な問題もございませぬが、基本的には、いま申し上げましたように、極力民間の創意工夫を活用できるように方式をとつていこうと、つまり国の監督は必要最小限度にとどめよう、こういう考え方がベースにあるわけではございませぬ。

そこで、確かにKDDに關しまして、いま御指摘のように、従来は事業計画の承認という問題しか実は国の監督権が及んでいなかったわけでありませぬ。まあ人事の案件は別にいたしまして。それについて、なぜ今回いわゆる特殊法人の中でも政府側の厳しい監督体制をしくかという問題につきましても、先ほど来申し上げておりますように、経営姿勢の問題のみならず、郵政大臣が従来に比べてさらに厳しい監督をする必要があるのではないかと、こういう判断がございまして今回の改正になつたというところでございませぬ。

○磯山篤君 電源開発株式会社というのは、先ほど指摘をいたしましたように、国の金は七・二％出てゐるわけですが、これはKDDと同じように事業計画だけを出せばいいことになってゐるわけですね。KDDの方は金は一銭も出してゐないだけけれども、今回不祥事があつたから、本来なら民間の活力を生かすところなんだけれども、十分これは監督しなきゃならぬ、こういうお話です。これは仮の話ですよ、KDDで今回こういう事件がなかりせば、この法律の改正ということばなかつたんですか。その点お伺ひします。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほど来申し上げてゐ

いますけれども、民間のいわゆる創意工夫でございませぬと、民間のよきを取り入れた運営をやる、こういうたてまえで特殊法人という形態をとつてゐるわけでありませぬが、その特殊法人の中でのいわゆる商法に言う株式会社形式をとりまして、同じそのグループの中でもすぐれて民間的な色彩を取り入れながら運営したらいであらうというの、実は一般的に特殊法人の中で特殊会社形式をとつてゐるわけでありませぬ。いま御指摘の、特殊会社の中で確かに国の監督規制がきちまてゐることは事実でございませぬ。沿革的な問題もございませぬが、基本的には、いま申し上げましたように、極力民間の創意工夫を活用できるように方式をとつていこうと、つまり国の監督は必要最小限度にとどめよう、こういう考え方がベースにあるわけではございませぬ。

そこで、確かにKDDに關しまして、いま御指摘のように、従来は事業計画の承認という問題しか実は国の監督権が及んでいなかったわけでありませぬ。まあ人事の案件は別にいたしまして。それについて、なぜ今回いわゆる特殊法人の中でも政府側の厳しい監督体制をしくかという問題につきましても、先ほど来申し上げておりますように、経営姿勢の問題のみならず、郵政大臣が従来に比べてさらに厳しい監督をする必要があるのではないかと、こういう判断がございまして今回の改正になつたというところでございませぬ。

○磯山篤君 電源開発株式会社というのは、先ほど指摘をいたしましたように、国の金は七・二％出てゐるわけですが、これはKDDと同じように事業計画だけを出せばいいことになってゐるわけですね。KDDの方は金は一銭も出してゐないだけけれども、今回不祥事があつたから、本来なら民間の活力を生かすところなんだけれども、十分これは監督しなきゃならぬ、こういうお話です。これは仮の話ですよ、KDDで今回こういう事件がなかりせば、この法律の改正ということばなかつたんですか。その点お伺ひします。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほど来申し上げてゐ

ますけれども、民間のいわゆる創意工夫でございませぬと、民間のよきを取り入れた運営をやる、こういうたてまえで特殊法人という形態をとつてゐるわけでありませぬが、その特殊法人の中でのいわゆる商法に言う株式会社形式をとりまして、同じそのグループの中でもすぐれて民間的な色彩を取り入れながら運営したらいであらうというの、実は一般的に特殊法人の中で特殊会社形式をとつてゐるわけでありませぬ。いま御指摘の、特殊会社の中で確かに国の監督規制がきちまてゐることは事実でございませぬ。沿革的な問題もございませぬが、基本的には、いま申し上げましたように、極力民間の創意工夫を活用できるように方式をとつていこうと、つまり国の監督は必要最小限度にとどめよう、こういう考え方がベースにあるわけではございませぬ。

そこで、確かにKDDに關しまして、いま御指摘のように、従来は事業計画の承認という問題しか実は国の監督権が及んでいなかったわけでありませぬ。まあ人事の案件は別にいたしまして。それについて、なぜ今回いわゆる特殊法人の中でも政府側の厳しい監督体制をしくかという問題につきましても、先ほど来申し上げておりますように、経営姿勢の問題のみならず、郵政大臣が従来に比べてさらに厳しい監督をする必要があるのではないかと、こういう判断がございまして今回の改正になつたというところでございませぬ。

○磯山篤君 電源開発株式会社というのは、先ほど指摘をいたしましたように、国の金は七・二％出てゐるわけですが、これはKDDと同じように事業計画だけを出せばいいことになってゐるわけですね。KDDの方は金は一銭も出してゐないだけけれども、今回不祥事があつたから、本来なら民間の活力を生かすところなんだけれども、十分これは監督しなきゃならぬ、こういうお話です。これは仮の話ですよ、KDDで今回こういう事件がなかりせば、この法律の改正ということばなかつたんですか。その点お伺ひします。

るようなことでございますが、今回の不祥事件の問題につきましては、単に経営姿勢の問題だけではなく、郵政省において従来以上に役所の監督規制をやっておればそういう事故も防げたのではなからうかと、こういう判断があることは事実でございます。しかも、もとより先ほどから申し上げておりますように、特殊会社形式をとる中にも、先生御指摘のようにいろんな規制の態様は区々でございます。すけれども、この際KDDについては厳しい規制監督をとっていく必要があると、こういう判断をしたわけでございます。

○磯山篤君 政治論は政治論としていいんです。いいんですが、たとえば自動車ターミナル株式会社というのは三三・五%の資金が出ておって、これは事業計画、資金計画、収支予算も大臣の承認になる。ところが、電源開発につきましても事業計画だけなんだけれども、出資金は七二・四%出ている。これも仮定の話で恐縮ですが、もし電源開発なりその他のところで不祥事があつた場合、似たような事件が生じた場合にはKDDと同じような取り扱いをしないと、こういう前提条件があつて、そこでKDDは異例なことだけれども、全然国の金が出ていないんだけれども今回法律の改正をやるんだというふうに考えたんですか、そこはいかがですか。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほどから申し上げておりますように、同じ特殊会社の中でも実際にやっております事業の内容あるいは性格等によりまして、より民間的な形で政府は極力介入を避けるという形で運営するのがベターであるというものと、内容によっていまだ少く国の監督規制を強化していった方がいいと、こういういろいろな判断がございまして、確かに、現状においてもそういう政府の監督の規制の度合いは濃淡があるわけでございまして。

いま御質問の、たとえば電発の問題でございまして、これは業務の性格が御承知のように電源の開発とか、あるいは原子力関係の研究とかそういう問題がございまして、仮に仮定の話でございま

すが、先生いま御指摘のような問題がありますならば、やはりその段階においてそういう国の規制監督が必要であるかどうか、こういう一つの見直しの判断が行われるのではなからうか。ただ機械的に、先生がおっしゃるようによい、そうであるからすぐそうするという問題ではございませんで、その特殊会社の業務の性格なり内容、そういう面を含めまして検討されるべき問題ではなからうかと、こういうふうに考えております。

○磯山篤君 KDDは今回厳しい規制に遭うわけですが、その他の株式会社もある意味で言うところの戦々恐々としているのではないかと思ふのです。これは政治的な取り扱いでしよう、KDDというのは、だから、いついかなるときに政治的な取り扱いがされないとも限らない。その余地をそのほかの株式会社としても持っているわけでしょう。ですから、少なくとも合理的な定義とか基準というものがなければ、これは他を説得することはむずかしいし、あるいは国民に対して説明は困難だと思ふわけです。ですから、KDDのことはよくわかります。わかるけれども、その他の株式会社とかかわり合いをもう少し科学的に説明をしてみたい。

○政府委員(加地夏雄君) 私どもは、現在の各特殊会社に対する国の監督なり規制が現状の形で決まっております。それなりに十分な根拠があつて、こういう規制という形に決まっております。思つております。したがって、御指摘のように今後仮に仮定の問題で、こういうほかの法人につきましても問題が起つた場合どうするかという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、その時点におきまして、いわゆるその会社の業務の性格とか、あるいは国の関与の度合いでございまして、そういうものを含めて総合的に見直した判断をされるのではないかと申し上げます。

○磯山篤君 そこで、それぞれの法律で皆株式会社も設立をされているわけですが、役員を選任にいたしまして、事業計画、資金計画、収支予算

にいたしました。定款の変更あるいは重要な施設の、あるいは設備の譲渡などにつきましても、皆まちなんですね。それから監督権限も、あるものは監督のところはきちつとしていなければならない。命令と監督を、ある株式会社では同時に持っている。非常にまちなんです。これはできるのときいきさつがあらうから、多少その意味もわからないわけではないと思ひますが、KDDを含めて、全体の株式会社に対する国民の注目というものもいまよくわかるわけです。

そこで、いま私が申し上げましたように、役員の選任を初め、監督権限にしろ、あるいは立入検査にいたしまして、全般について見直しをして何らかの改定を行うというふうなことはお考えですか。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほど宇野長官から、今回の行政改革に当たりまして、第一弾として十八の特殊法人の統廃合をやつたわけでありまして、今回の改革はそれにとどまらず第二弾の検討もやつていきたい、こういうお話がございましたが、実は予算委員会等場におきましても大臣が明確に答弁をなすつておられますが、今回の特殊法人の整理というのは、やはりある意味においては臨時的な形で当面そういう統廃合をやつたわけでありまして、基本にはいま先生が御指摘になりましたようないろいろな問題があるわけでございまして。

特殊会社については、御指摘のような問題もございまして、それ以外の特殊法人の基本的なあり方についてもメスをふるつていく必要があるんじゃないか、こういう判断から、多少時間はかかりましても、いわゆる特殊法人の基本問題を研究する会をつくつていただまして、そこでい

わば特殊法人全体のあり方を含めて検討すると、こういうことになっております。したがって、いま特殊会社についての政府の監督規制等の問題につきましても一つの問題として十分その研究会の場において御討議をいただくと、こういうふうになるかと思つております。

○磯山篤君 先ほど大臣は、法人につきましても第二次見直しのときに民間に移すものは移してもいいし、あるいは統合するものは統合する、こういうお話があつたわけですが、このKDDを含む株式会社というのはまた別な意味を持つていられるわけですね。少なくとも、法律の根拠があつて設立をされて、本来なら郵政大臣の監督が十分行き渡つておりさえするならば、民間の活力が十分に生かされて、こういうふうな不祥事は起きなかつたわけですね。そういうわけでしょう。したがつて、他の自動車振興会とかなんとかというものの取り扱いとは本来違うものではないかと私は考えるわけです。少なくとも、東北開発株式会社から始まってKDDまで十幾つあるわけですね。

そこで、余り固有名詞を出してはいけないうわけですが、KDD以外の株式会社であっても、今回のような不祥事が生ずるならばKDDと同じような取り扱いをせざるを得ない、こういうふうにお考えですか。ちよつとここはくどくど恐縮ですが、今後の問題がありますから伺ひしておきます。

○政府委員(加地夏雄君) ただいま申し上げましたように、特殊法人問題研究会におきまして、もろもろの基本問題を含めて御検討をいただくと、いう形になっております。

いま御質問の問題につきましては、これは具体的にそういう事件が起つたときにどうするかという問題でございまして、その前の問題として、そういう基本問題の研究をしていただくと同時に、そういうものが起つた場合には、やはり先ほどから申し上げておりますように、その特殊会社の内容なり性格というものを十分踏まえて総合的に見直しをする必要があるのではないかと、こういうふうに考えております。

○磯山篤君 長官見ええしたので、もう一度念を押しておきたいんです。先ほど長官からは、第二次の見直しをやるという見解が表明されたわけですが、それも当然だと

思うんです。その際に、百十一の法人の中でずいぶん対象に上がつて統廃合のところもありまうから、この際民間に移したりあるいは統廃合をすることは、またそれはそちらでやっても結構ですが、株式会社のほうは、それとはまたややウエーを異にして株式会社にすよ。これは先ほども申し上げましたように、東北開発とか電源開発とか、沖繩電力、日本航空機、日航、自動車ターミナルあるいは中小企業投資育成株式会社というふうな、他の百十一の特殊法人とは違った意味の株式会社です。

そこで長官、KDDは問題が起きたからこういうことになったわけですが、郵政大臣の監督が十分にしみ渡って綱紀がきちつとしておりさえすれば、こういう事件はなかったはずなんです。ね。なおかつ、これは国の金を出資をしていないわけですから、水面下にありまう株式会社をぐつと表に持つてきて国の規制を厳しくやろうと、こういうことになったわけですね。ところが、このKDDというのは、そういう意味で言いますと水面下にあるわけですが、その他のところは、九十何%の出資率を含めて、電源開発では七二・四%、自動車ターミナルでは三三・五%というふうな、ある意味で言えば水面以上のところの株式会社なんです。

そうしますと、私はさつきから厳しく申し上げているわけですが、国の金が出ているところであつて、国が十分監督しておつたけれども——今後不祥事が起きないことを願います。願いますけれども、不祥事が起きるようなことがあるとするならば、これはKDDと同じような取り扱いを頭の中に入れて今KDDの取り扱いを決めたかどうか、その点が非常に気になるんです。いかがですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) いまおっしゃる株式会社の特殊法人ですが、本当にこれもまた千差万別でございまして、だから、ある一定比率の政府出資のあるところは、自動的に会計検査院の検査の対象になつておりますから、がっちりやっております。

ましようし、また、それぞれ株式会社におきましても監査制度ございまして、がっちりやり、あるいはそのほかの民間監査もあるだろう、私はこう思います。そうしたものをも含めまして、やはり私は、中にはこれはもう上場株にしたいという会社もありまして、上場にしてしまえば特殊法人がいろいろの悪いのか、いろいろあるんです。そういう問題も含めまして、私は基本問題として十二分にそのあり方を検討してほしいと。中にはもう上場して、政府の株があるかもしれないけれども、それもやはり一般的に公開してしまふという方法もございまして、あるいは東北開発のごとくに、政府がしりふかないことには解決ができないような株式会社もございまして、しかしながら、いやしくも特殊法人である以上はKDDのようなことがないやうにと、このことを折り返して全部を監察対象にしたと、こういうことでございます。

○磯山篤君 気持ちばかりでした。

そこで、先ほども申し上げたわけですが、役員、の選任にいたしましてもあるいは事業計画、資金計画、収支予算の大臣の認可にしても、報告なり立入検査のあり方にしましても、全部まちなんでですね。これは設立のいきさつがあるからやむを得ないんですけれども、しかし、こういうふうな時勢になりますと、やっぱり似たような取り扱いをしていきたいと思います。あるところでは非常に手心が加えられているとは思いませんけれども、形式的に言えば事業計画だけ出して収支予算を出さないというところは抜いているわけですね。そういうふうな考えますと、いろんな分野についてもう一遍この株式会社の見直しを全面的にやるべきではないだろうかというふうに考えますが、いかがですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) いま御指摘の面を含めまして、ひとつ研究会で基本的な問題として検討してもらいたいと思つております。

○磯山篤君 さて、一番最後に今回の法律の改正の問題です。すでに衆議院の審査の段階で、私も

もの覚の見解、意見というものは表明してありますので、事改めて申し上げることはないと思ひますが、若干明らかにしていただきたいと思ひます。

少し古い話で恐縮ですが、昭和四十六年の十月——私の手元に、戦後、国家行政組織法の改正の経緯を書いた資料があるわけですが、これをずつと通読をしてみますと、時の内閣の考え方と国会の意思というのが常に食い違つてゐる。代表的なことをちよつと申し上げてみますと、行政組織法というのは昭和二十三年七月の五日にまず成立した、戦後間もなくですが、ところが、実際にそれが施行されるまでの間に四回も改正が行われて施行がされた。

〔委員長退席、理事林道君着席〕

なぜそういうふうな時間が経過しながら成立し施行をされたのかということをお調べしてみますと、提案をしました内閣の考え方と審議をしました国会の意思がずいぶん懸隔があつたために、そのやりとり、調整に長い時間がかつてゐる。こういうふうに見ることができるといふわけです。

そこで、その当時の国会の基本的な考え方があるわけですが、それでいきますと、まず第一に、これは国会側の意思ですが、極力機構の簡素化を図り、厳に官僚機構の膨大化を阻止をしていく。第二に、縦と横とに通ずる行政組織の系統を明らかにして、行政運営の円滑を図る。第三番目に、努めて事務能力を上げて冗員を淘汰し、行政整理の実行に資し得るやうにする。この三つが主たるものだといふやうに記録に残つております。この考え方は、一般論としていまでも変わりがないうといふやうに私は考えるわけです。

〔理事林道君退席、委員長着席〕

そこで、今回の法律改正によりまして、地方の出先につきましてもは政令、省令その他で改廃ができるというふうになつてゐるわけです。現在には国民世論も厳しく、行政改革に對します強い意見がありますので、国会でしばしば報告されておりますやうに、この際思い切つて縮小をする、廃止を

する、こういうお話があるわけですが、それはいい話だと思ひます。ところが、往々にしてこれは膨大になる可能性を常に持つてゐるわけですね。歯どめがないわけですね。パーキンソンの法則ではありますけれども、一人が二人をつくり、二人が四人をつくり、それが行政機構、官僚機構の原型になつてゐるわけですね。いまはいわけてすけれども、将来これ果たして担保されるかどうかといふのは非常に不確確なんですね。その点いかがですか。

○政府委員(加地夏雄君) ただいま先生いろいろの御指摘があつたわけでありまして、一つは、今回御提案申し上げております法律案は、四十六年に御提案を申し上げました法案に比べまして、いわば国の行政組織の基本を決めておる国家行政組織法のもろもろの原則をあえて変更するといふ考え方に立たなくて、その原則の中で各省庁でまぢまぢになつておる規制形式を統一しよう、こういう考え方でありまして、御指摘の四十六年の改正の際には、いわゆる国家行政組織法の一部改正という形で、国家行政組織法の原則に対する一つの修正案を御提案申し上げたわけでありまして、その意味におきましては、今回の法案はある種の枠内における軽微な調整案、こういう考え方でお願ひをしておるわけでありまして。

もう一点は、こういう規制法がもしできた場合に、いわゆる行政機構の膨張に對する歯どめ的な形がとれるのか、こういう御質問だと思ひますが、これにつきましても、私どもは、基本的には今回お願いしておる法案の内容のことによつて直に機構の膨張云々という問題には立ち至らぬであらう、こういうふうな思つておるわけでありまして。もともと機構膨張の問題は、それは法令上の規制がいわゆる法律であるか、あるいは政省令であるかといふことにかかわりなく存在する問題でございまして、御案内のように、ここ数年來政府なり行政管理局といつたしましては、行政機構の膨張の抑制のために懸命の努力をやつておるわけでありまして。毎年の各省の要求につきましても、御

直ちに発生するというものではない、しかし客觀的には關係があるわけですね。それと、特に公務員のあり方につきましては、本当にきめ細かく法律で決められているわけですから、地方の細かい出先につきましても、これは身内の組織と言ってみても国民に対してはある意味では公権力を行使をする場所なんです。ですから、国民との間の権利義務が全くないとは言ひ切れないというふうに考えるわけです。そうしますと、その地域の住民なり、あるいは自治体というのは、行政管理局の出先があるは大蔵省の出先があるいは出張所が、どこの県に、どこの場所に、どういう所掌事務を持って置かれているかということが、何といいますが、公に明らかにされるのが、一番望ましいわけです。それによって、また国民の方も、内部組織であります出先の出張所、機関につきましても、あそこに大蔵省の何々があつてあそこでわれわれの仕事を担当してもらえ、苦情はここに持つていけばやってもらえる、受け付けてもらえ、ということとで相關關係がそこで発生

ところが、今回は全部そういうものを整理をしながら、省令、政令というふうに、ずうっとランクを下げたと云えば語弊がありますが、国民の目から言うとうわかりづらいいものに变化をしてしまふ、そういう心配があるわけです。そこで、権利義務は直接ない内部組織なんですけれども、国民の側から言うならば、その業務機関、出入機関というものは国民に対します公権力の行使機関になるわけですから、ある意味で言うところと権利義務が発生するわけです。われわれはそういうふうに考えているわけなんですけれども、この基本的な原則についてはいかがお考えですか。

○政府委員(加地夏雄君) 国の行政組織についての法律的な根拠の問題で、先生御指摘のように、原本から申しますと憲法の問題がございまいしょうし、それを受けまして、御指摘のように国家行政組織法があるわけであります。そこで、実は、先生いま御指摘の中で、出先機関は何ら権利行使をやらないというお話でございしますが、出先機関というのは、御承知のように国家行政組織法によりまして、いわゆる主務大臣の権限委任を受けて分掌する機関でございしますから、単なるサービス機関だけではなくて、当然そこにおいてある種の権限行為が行われるわけであります。ただ、いままで国家行政組織法の中ではそういった出先機関についてどういう考え方をしているかというのは、いま先生御指摘のように、たとえば附属機関については組織法の八条でございしますし、支分部局については九条の規定があるわけであります。その規定は、いま先生御指摘のように、法律の定めるところによって設置すると、こうなっておるわけでありまして、その意味では、御指摘のように、行政

で、それはどういふことかと言いますと、具體的には権限でございいますとか、管轄でございいますとか、こういう仕事をやる機關を設置する、こういうことをうたつておるわけであります。つまり、権限なり、設置の根拠として、法律に根拠がなければいけない。ただ、それを受けまして、いわゆる各省設置法におきましては、個々の機關の設置につきましては現在でも政省令で設置をされておるわけであります。これが、いわゆる憲法から全体を通した行政機關の設置のあり方として、いわば法律により設置するという解釈が定着をしてきておる、そういう形で定着をしてきておるといふふうに私どもは理解をしておるわけであります。

そこで、設置の基幹部分につきましては今回の改正は触れておらないわけであります、そういう新しい機関の設置については支所、出張所といえども、国会の御審議を経て、法律上明確な根拠を置いていただくということであります。ただ、そういう末端の組織を個別に、どこに、どういうものをつくるかという問題になりますときわめて技術的な問題にわたりますので、その部分については省政令にお願いをしたい、こういう考え方でこの法案を考えたいわけでございます。

○磯山篤君　では、最後に。

前回 長官がこの提案を行ったときに、この説明の第三項で、附属機関などのうち、以下、統一をする、このことを説明をされ、なおこの機会に行政改革を断行する、機構の縮小その他をきちつとやりたい、こういう提案があった。これは組織的な問題で統制をするわけです。もう一つの統制の方法としては、金の問題、予算の分野で統制をする。この二つがうまくかみ合っていないければ、

○政府委員(加地夏雄君) いわゆる出先機関の整理の問題を含めまして、行政改革をやつてまいります場合に、そういった機構の統廃合というのは当然行われるわけであります。そのためにはそういう統廃合に伴う予算上の措置について財政当局として御配慮をいただくのは当然でございます。局として御配慮をいたすは、そういった計画の推進に当りましては、常時財政当局とも連絡をとりながら進めておる、こういう状況でございます。

○委員長(古賀雷四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後は一時四十分から再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時四十四分開會

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案を議題といたします。

○田代富士男君 最初に伺ねしたいことは、行政改革の問題が午前中から論議されておりますけれども、この行政機構の改革というものは、御承知のとおり古く新しい問題でございまして、特に歴代内閣は、その発足に当たりまして必ずと言ってよいくらいこの行政機構の改革を口に出しているわけですが、大平総理は昨年の十一月

の九日、第二次大平内閣の発足に当たりまして、行政改革については強い決意を持って取り組むこととし、その一環として特殊法人、附属機関及び地方支分部局などについて年内、つまり五十四年度末までにその整理計画を策定するという指示を与えられております。また三月の十四日の閣議で、地方ブロック機関の削減につきまして宇野長官から関係関係に協力を求める発言をされておりますが、そこで、そのブロック機関削減に関する発言内容と、行政管理局長官といたしまして行政改革に取り組む決意をまず最初にお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 仰せのとおり、昨年の暮れに第一次昭和五十五年行革と銘打ちまして四本の柱を打ち立てました。そして特殊法人並びに許認可、また補助金、この三つはおおむねその成果を得たわけでございますが、地方支分部局に關しましてはブロックを三月三十一日、府県単位は六月三十日までで成案を得る、こういうふうな決定をいたしました。いまそれに乗り出したわけでございます。で、私といたしましては、今回の行革はいろいろ言われます。しかしながら戦後における初めての大きな規模の行革である、こういう私は誇りを持って仕事を進めておりますし、またこの仕事を達成せしめなければならぬ、こういう強い決意で臨んでおります。

それから、地方支分部局のうちのブロック問題に關しましては、各省庁間のバランスもとりたい、と申しますと大きな省庁ほどたくさんいろんなものを持つております。大きいから当然いろんなものを持つては必要だろうと思ひますが、時と場合によりまして、それを私物財産のごとくに考えておる。いやしくも国家公務員であるにもかかわらず、各省庁の公務員であるというふうな頭で臨んでおりますから、できません。したがって、そういう蒙を破るということも実のところは行革の一つの大きな目的でなくちゃならないので、実はブロック間におきましても各省庁間のバランスをとる、これを私は一つの目標にいたしております。

す。同時にまた、地域的に考えましてもやはり地域的なバランスもとっていかねばならない。もし特殊法人のごとくに各省庁に任せたいとしますと、あるいはAブロックだけに固まってしまう。Bブロックだけに固まってしまう。あるいは行政管理局といたしまして、長年各種の監察を通じて、どのブロック間が暇であるか、どのブロック間を整理した方が合理的であるか、より効率的であるか、そうしたことも十分勉強いたしましたつもりでございますので、今回はそういう意味で、いわゆる内示方式と申しまして、このブロックをひとつあなたのところでは整理の対象に挙げてほしい、あるいは再編成の対象に挙げてほしい、こういうことで昨日そのことを内示をしたばかりでございます。

○田代富士男君 ただいま長官から、今回の方式は内示方式という立場で、ブロックにおいては各省庁間のバランスをとるために、また地域面においてもバランスをとりたい、こういうことでございます。

このブロック機関の整理に取り組んでいる長官が、そういう立場からでありましょう、たとえば治安あるいは防衛という、そういう立場であつても行政改革を進めるわけにはいかない、これはいままでたびたび聞いてまいりましたし、強い決意であるが私どもも評価をしていたわけでございます。ところが、この数日この動きを見ておると、どうなるだろうかとちょっと頭をかしげると、ようなことが起きかかっております。長官もすでに御承知のとおり、つまり防衛庁は行革の聖域ではないということに對しまして、自民党内において、防衛施設局の整理だけは行政レベルの判断だけで整理するわけにはいかないと、要するにこれは重大な政治問題として処理していかなくちゃならない、反発が非常に強いということが新聞その他のマスコミにおいて報道をされておるわけなんです。で、長官のただいまの決意とあわせまして、この問題に對しまして行政庁長官としてどのように取り組んでいかれるのか、改めてお聞かせ

いただきたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私は、国家行政組織といふものは常に簡素にして効率的でなければならぬと考へております。だから、最小の負担で最大の効果を上げて、しかも国民へのサービスを怠らないういふ意味で、実のところはどの行政が甲でどの行政が乙だ、あるいはまた丙に属する、そういうことは言いたくありません。だから総じて、治安、国防といへども、いわゆる効率的にいかにか簡素にしてその効率を上げること、ということにおいては同じことであるということをおし上げておきます。特に国防に關しましては、私も防衛庁長官の体験者の一人でございますが、御承知のとおり〇・九という大体の水準において厳しい査定のもとに、今日、日本の防衛費は算定されております。そのうちの五〇%が大体いつも人件費であります。残り五〇%のうちの七〇%が装備費であります。だから私は、兵力を削減しようとは考へておりません。いまの定員のままであるだけそれを充実してあげて、また装備も古めかしいものがあるならばできるだけやりわれわれを守つてくれるために必要な装備にしてあげたい。それがためには、以外のところにおいて極力簡素化を図り、合理化を図るのが防衛でなくちゃならぬ、こういう趣旨でございます。したがって、補給は補給ではかの機関がきつちりやっておりますわけでございますから、そういう意味で私は防衛も決して行革の、言うならば神聖なる治外法権の場所ではございませんよと、こういうふうにおし上げて、さらに一段とわが国の国防を考えられた場合に、防衛庁みずから内部において合理化すべきところはどんどん合理化してほしい、このことを申し上げておるわけでございます。

しかしながら、国防といふものは非常に大きな問題でございます。したがって、私はそういう気持ちを抱き、また多くの人たちも私の理論には賛成はしてくれていますが、さて具体的にそれがどういふふうなかつこうとしてあらわれるかと

いうことになりまして、やはり私も党人でございますから、党の御判断を仰がなければなりません。私は、別に現在猛烈な反対があるとは考へておりません。私の接する限りの人たちにおきましては、やつてもいいじゃないかという意見も相当あります。しかしながら、これは宇野さん、やはり国防という問題だから、ほかのブロック機関は認許可、そうした機能を持つておるが、これはまた別なんだよという方々も私はたくさんおられると思ひます。だから、自民党内の空気がいふものが圧倒的にこれに反対というわけじゃないと、当然私といたしましては、自民党内には機関がございまして、その機関にお諮りいたしまして、その判断がどういふふうな判断を示されるか、その判断を伺った上で私が決意しよう、こういうことでございます。

○田代富士男君 では、この問題はまた後日、お尋ねすることにしてこの程度におきまして、十一月の九日の大平総理の指示を受けられまして、十一月二十七日の閣議における宇野長官の発言は、公団、事業団等特殊法人の統廃合につきまして、主管法人が十個までの省庁については少なくとも一つの法人を減ずると、十一以上の省庁については少なくとも二法人減を統廃合の立案の目的とされるよう強く要望したいと、このように述べられておるわけでございますが、数字を示してお話でございます。そういう意味から言うならば、端的な言葉で表現するならばノルマ方式であるが、単純でありますけれども、これを当てはめまして幾つもの法人が統廃合されるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 御承知のとおり、各省庁においては自分の所管している特殊法人のうち、どれがいままでのいろんな機関から整理統合、合理化を指摘されたかということは十分知っているはずであります。しかも各大臣は、入閣に際しまして、行革に協力しますという約束のもとに入つておるはずであります。ところが、十一月

の九日から十二月の末までわずかに五十日ですが、この五十日間に一応とて成果を上げなくちゃなりません。そういうふうになりますと、党も諦めましたが、いまだ特殊法人に関しては非常にむずかしかったと、率直に申して。だから、各内閣は本当にもう七転八倒したんだと。こういうふうな経緯もあるから、そこで、安易な方法であるかも知れないけれども、そうしたことをおもんばかりながら、一応各省庁に自分が痛いところ、あるいは取れなかったお宝、みんな知っておるはずだから、それに従って出してもらおうじゃないか、こういうふうな御意向もありましたので、いま申されたような基準に従いました。

ただ私は、とは申せ、総理府には一つしかありませんが、これは御承知の北方でございますから、いま北方四島を返還叫んでおるときに、たつた一つの総理府からそれを取り上げる、これはできませんので、私は小淵君にある時期に、あなたのところは御心配要りません。また、経企庁におきまして二つございしますが、これはいづれも物価問題に重要な関係がございします。やはりこれは、あなたのところ二つだから、そういうふうなことで心配要りません。まあ北海道開発庁一つございしますが、これに關しまして私といたしましては、一つだからいまだと心配要りません。とにかく二十二も持つておる省があるんですね、あるいは十五、六も持つておる省があるんですね。そしてその省ほど一番たくさん指摘をされておるんですよ。だから、私はそこに切り込みたい、いまだにその気持ちには変わりありません。しかしながら、あのときはいま申し上げましたような経緯に従いまして、まあ一つのことあるいは二つ以上のところ、こういうふうにし上げたもので、だから、十八の特殊法人の削減をまあ五十日でやったわけですが、決してこれで私はすべて終わったとは考えておりません。昭和三十三年の臨調によりましてあれは整理統合した方がよいと名指しをされながら、まだ生きてるやつもあり

ますから、これは十五、六年、まだ生きようとしておるのであります。私はこんなのにもう一回鉄槌を下さなくちゃいけないと考えております。それがためには、十五、六年の間にはやはり事情も変わったかも知れませんが、社会情勢も。だから、そういう意味合いにおきまして、ひとつ小規模ではございますが、午前中にもお答えいたしましたとおり研究会をつくりまして、極力短期間に特殊法人の基本的問題の見直し、この答えを得て、それに従ってやっていきたい。そして、臨調以来の幾つもの機関の指摘をいたしました問題を整理してしまいたい、いつまでも残っておらないようにしてしまいたい。それで、必要なものがあつたら、これは必要だから残したとはつきり私から言明するものがあれば言明してもよい、これはもう整理すべきであると言明すべきものは言明しよう、こういうふうな考えでございします。したがって、特殊法人に關しましてはまだまだ手を入れたいと思つておる次第でございします。

共済組合と統合する、このような作業が進められていくわけですが、長官の発言は、重ねて申すわけですが、単純明快で、十個の法人以下のところは一つ統廃合の対象にすると言われながら、いまさっき申したような、例外であるということ、所管法人の数をそのままにしていらつしやることもあるわけなんです。そういうわけで考えた場合に、これは所管法人の数だけを基準にして統廃合をするというやり方は無理があるのではないかと気がしてならないのでございします。この点について長官はどうお考えになつていらつしやるのか。また、そういう法人で統廃合の基準を打ち出した長官の真意はどこにあったのか。また、いまさっき言つたように例外を認めることになつたのもあわせて所感を御聞かせいただきたいと思ひます。

立した特殊法人でございします。六十一年がその任期でありまして、すでに十年前からこの統廃合が言われてまいりましたが、一応東北地方といたしまして六十一年をめぐりしてこの統廃合を考えたいと思いますが、莫大な借財がございします。ところが、あともう数えるほどしか年月がないにもかかわらず、そうした借財なりあるいはいろんな問題に關しましてまだ統廃合の姿勢が全然見られておりません。何十億というふうな借財は大蔵省が国損を覚悟してしりふのか、あるいは他は方法があるのか。民営移行という方針でございしますから、そういうこともいまから準備しなくちゃいかぬじゃないかということ、私は強く国土庁と大蔵省に申し上げまして、六十一年が任期ならば二年前にむける民営移行という方向を見出した方がい

○田代富士男君　いま長官のお話を聞いておりますと、例外といたしまして、総理府は一は残していくと、それから北海道開発庁一つも残すと、経企庁二つ残すと。これ以外に、私調べたところでは、環境庁が二つ、沖繩開発庁一つ、外務省が二つ、大蔵省が四つと、このように七省庁は所管する法人全部を残すと。いま、総理府の問題、北方領土の問題とか、あるいは物価の問題等申されなければ、このように残すと。しかし、十一月二十七日の閣議においては、主管法人数十までのところの省庁については少なくとも一つの法人減をするという、こう、たてまえ論であるとおっしゃるかかわかりませんが、述べていらつしやる。ではそういう十個の法人以下のところは全部残されたかといへば、国土庁は四つのうち東北開発株式会社を民間移管計画が策定されている。また、労働省は六つのうち三つの特殊法人を統合しまして二つの特殊法人に編成、改組すると、つまり一減ということでございます。自治省は四つのうち地方団体関係団体職員共済組合を他の

○田代富士男君　もう一回お尋ねしますけれども、最初に十一月二十七日に主管法人が十個以下のところは自動的に一つ削りなさいと、こういう強い姿勢を打ち出していらつしやるわけですが、いま説明をされましたら、これはこういう理由でこうでございますとおっしゃるけれども、そういう

○田代富士男君　もう一回お尋ねしますけれども、最初に十一月二十七日に主管法人が十個以下のところは自動的に一つ削りなさいと、こういう強い姿勢を打ち出していらつしやるわけですが、いま説明をされましたら、これはこういう理由でこうでございますとおっしゃるけれども、そういう

○田代富士男君　もう一回お尋ねしますけれども、最初に十一月二十七日に主管法人が十個以下のところは自動的に一つ削りなさいと、こういう強い姿勢を打ち出していらつしやるわけですが、いま説明をされましたら、これはこういう理由でこうでございますとおっしゃるけれども、そういう

ように十個以下のところは一つ、十一個以上の法人のところは二つとされた、基準を決められた。その基準を決められた行政管理局長官としての基準は何であったのか。そういう基準を決めながら、これはこれはと例外規定のように崩されている。それならば、十一月二十七日にそれを言うときにそういうことを誤解ないように言うべきであつたんじゃないかと思うんです。その点はどうでしょうか、明確にすべきじゃないですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 確かにそういうふうにお考え賜りまして当然だろうと思ひますが、意外とわが国の行政機構というものは、大小のかかりなく役人は横目でながめるものです。あの省はどうだろうこの省はどうだろう、あそこがこうならうちがこうだ、こういうふうな打算がまだ働いていることは事実でございます。しかしながら、そのために最初からあなたのところはいいです、あなたのところはこうですよ、ということは私は申し上げるわけにはまいりませんから一律にやりました。

しかしながら、私の目からながめまして、大体いま申し上げましたようなところは今後の社会経済情勢の推移から考えましても必要ではなからうか。あるいはもし問題があるとするならば、今後の基本的問題にこれはかけるべきではなからうか。そういう水準がございましたので、実はわずか十日間での整理をしたんでございますね。十二月十日締め切りですが、十一月の二十七日にやっておりますから、日曜を除きますと十日間でございませう。十日間でやりましたんですから、あつたという間にやりました。私は長い時間かけたらだめだと思つておりますから、あつたという間にやりました。

その間に、やはり小淵事務局長も非常に心配され、あるいは経企庁長官も外務大臣も心配して、宇野さん、私のところは実は……いや、知つているんだと、それは言われなくても知つておりますからと言ひながら、適当なやはり横にらみの時期を考えながらやつたということも事実でございます。

すので、理論どおりすばつすばつといけるのでございませうが、やはりあれだけの難事業をやろうと思ひますと、そういうことも必要であつたということもひとつ御理解賜りたいと思ひます。○田代富士男君 理解する、理解しないよりも、いまだどういふ基準でやりになったかというのは決意発表のような感じがして仕方がないんです。それはまたいまからずつとお尋ねしてまいることになつたと思ひます。

そういうわけで、特殊法人の統廃合については、たとえば御承知のとおり臨時行政調査会の答申や、あるいは行政管理局の報告においては、個々の法人について統廃合の理由がそれぞれ明確に示されておりましたが、それなりでそれなりであるとは思つておりましたが、それでもなおかつ存続してきたことはたゞいま長官もお話になつたところでございませう。そういうときに、十一月二十七日に、今回は数だけ着目して十以下十以上という、いま私が再度お尋ねした点でございますが、これは御承知のとおり、佐藤内閣時代の一省一局削減と類似したものでございませうけれども、これはそういうふうな思い切つたやり方というのとはかつこういふかわかりませんけれども、こうしたやり方は将来禍根を残さないようにしていかなくてはならない。ここが禍根を残すか残さないかというところは時が解決することでございます。そういうふうなことも考え合はした上にやつていかなくてはならないのではないかとと思ひます。そういう意味から、私は禍根を残すか残さないかというのを心配しつても、これはやつていかなくてはならない問題である。そういうところに長官の考えられた基準もあるのではないかと、私なりに理解をしているところでございます。そういう立場からひとつ具体的な問題を一つ省に当ててお尋ねしたいと思ひます。

まず、文部省でございますが、文部省所管の特殊法人についてお尋ねをいたします。

文部省は、十個ある特殊法人のうちにすでに統廃合が決まつているものといたしまして、オリンピック記念青少年総合センターが挙げられております。これはもう御承知のとおりでございます。もう一つは、放送大学学園という新しい特殊法人の設置が考えられておりましたが、これに引きかえまして、日本学校給食会と日本学校安全会が統合するといふような作業が進められておりますけれども、つまり文部省は現在九つの法人が残つていふことになるわけなんです。そういういたしますと、十一月二十七日の長官の指示によりますれば、十個以下の法人は一つ削減、こういうことになるわけなんです。そういうこと、宇野長官の発言では、政府全体として具体的統廃合計画を立案することとして、たゞいまお話しされておるとおりに十二月十日までに回答を求められていた。これは団体名とそれから時期というものを示しなさいという、簡単に言えばこういう指示だと思ひます。ところが、五十四年の十二月二十八日の閣議決定の第一です。第一は、特殊法人の整理合理化について述べられていた項でございますが、その十二番目に示されていることは「上記(四)及び(四)の措置の完了後」と、「上記(四)」というところは、ここにそれがございませうけれども、「日本学校給食会と日本学校安全会とを、昭和五十五年十月に予定される放送大学学園設置の時に統合する」といふ問題と、(四)は、「オリンピック記念青少年総合センターについては、既定の方針に沿つて速やかに廃止し、文部省直轄の社会教育施設とする」といふことと、やないかと思ひます。これの終了後に「文部省主管の特殊法人を一法人減ずることとし、その具体的内容については、昭和五十五年度中に結論を得るもの」と述べられていふわけなんです。そういうと、宇野長官の求められた具体的な統廃合計画と違ひまして、文部省はそれにこたへられた立案に至つてないわけなんです。だから、教にこたへるわけではありませぬが、いまさつき国土庁、労働省、自治省は六法人やあるいは四法人であつても統廃合の対象になつ

たわけなんです。だからそういうことを考えますと、特殊法人について具体的計画を示されているけれども、九つの法人を抱えている文部省がそうでないといふことは、宇野長官の発言の趣旨というものが反映されてないと思ひますが、この点どのようにお考えになつていらつしやるでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 実は整理の過程におきまして、文部省もさうですが、運輸省も私のところは五十五年の行革以前に外資埠頭公団の整理統合を図りました。あるいはオリンピック青少年センター、給食会、安全会、これの統合を図つております。だから御勘弁を、はつきりそういうことがありました。しかしそれは違ふと、いままで当然すべくしてこられた行革であるから、五十五年行革というのは第二次大平内閣発足以来のことである、こういうことで私はそれぞれの役所に対して、いま十以下一つ出してもらわなくちゃ困るということをお願いしたわけでございます。その結果、運輸省の方は御承知のとおり、鉄建公団、これはまた一つの理由がございませうが、文部省の方は実はこの間の国会においてオリンピック青少年センターの、この廃止に関する法案を出してあるんですが、なかなか通りません。そこへやはり給食会、安全会の統合を出しておりますが、これはなかなか国会の御審議を仰ぐわけにはまいりません。だから、大臣と私との話し合いにおきまして、実はいま仮のことを申ししますと、汽車に乗るべくプラットフォームまでこの三本出でいるんです。ところが国会という汽車が来ますが、この汽車が積んでくれないわけなんです。だから客はまだやつとプラットフォームに待つておるんです。にもかかわらず、次の客の改札をしてプラットフォームが満員になるばかりなので、やはり文部省当局といたしまして、なぜうちの法人だけつぶされるんだという猛烈な反発があるのを押さえ切つてやつてきたんですから、全然国会において御審議仰げないようなことばかりして、それでいいのかということがありますから、

だからこれらのものが処理できてプラットホームが空になったら必ず一つ出しますよと、お客さんの改札をいたしますと、こういうことでございませうので、だから大体私らは見当はつけておりますが、どの法人名という名は挙げずに、実は数だけ一つと、こういうふうな経緯があると、これはよほどの特殊ケースでございしますが、そういういきさつがございします。

○田代富士男君　そうしますと、一番最初長官は、今回のこの行管のやり方は内示方式をとっているんだと、従来やれなかったことをばつさりとするんだと、そういう歯切れのよいことを言っているらしいと、いま列車とプラットホームの関係を示さされましたけれども、これが出た後には必ず一つは出さなさいということですが、それはこの中には出てこないわけなんですか、それは長官は御存じかも知れませんが、われわれは明確にわからないわけなんです。どこかでそれを明らかにする方法はないですか。出るんだという以上、明らかにすべきじゃないでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君)　それはもう閣議決定をいたしました次第ですから、当然そのとおりになっていきます。ただ、どういふ名前の特殊法人、文部省所管のどれを出すかということに關しましては、いまのところ公表すべきでない。これだけたくさん残っておるわけですから、したがって、やはりそれだけはおそらく名前が待っていただきたい。しかし、一つは必ず出します。これが、私申し上げましたとおり、特殊法人におきましては内示方式、心の中には内示はありますが、いわゆる割り当て方式にしたと、だから一つと、こういうことでございまして、この先の法案が恐らくこの国会におきまして御審議を賜りまして私は成立を期し得るものと、こういうふうにお考えしております。したがって、そういうふうにお考えしてはことしに次の法人名を掲げます、こういうことでございします。だから、法人名が出ましたときには当然追加閣議決定をいたしました

いと、かように思うわけであります。

○田代富士男君　そうしますと、十二月十日まで長官は具体的統廃合計画を立案するようにという回答を求められているわけなんです。これは当然文部省としても出さなくちゃならないわけなんです。この十二月十日まで出す分には入ってないわけなんです。これは、で、長官がいまおっしゃるの、五十五年度中に結論を出し得るものとすると、こちらの意味を言っているらしいと、どうですか。

○国務大臣(宇野宗佑君)　ちよつと私の思いと違つたら御勘弁願ひたいと思いますが、十二月十日というのは、昨年の十二月十日に締め切りの日をこしらえたわけですね。そのときに、文部省は実はまだちよつと待ってくださいますと、まあもう一つ申しますと科学技術庁もちよつと待ってくださいますと、やはり原子力に關する問題ですから、原子力委員会の判断も仰がなくてはならないので、原子力委員会の招集が決まつておるの、十日間ではなかなか間に合はないから、ひとつ予算決定時には閣議決定するから、十二月の末までには出しますと、それでよろしいかと、こういう問い合わせが文部省並びに科技庁からあつたと思ひます。だから、それはそれでいいよと。だから、そのことは記者会見においてもあと三つプラアルファがあるんだと申し上げたのはそれで、たしか東北開発株式会社と大蔵省と国土庁の間に、おきましてどのように赤字をしりふきするかという話が進められておりましたが、結論としては、御承知のとおり、五十九年度までにやりましよう、こういうふうな表現になつたのが三つございします。だから、それは十日締め切りにはおくれましてたけれども、閣議決定日までは間に合つたと、ただ文部省においては一つの法人名だけは出されておらない。そのゆゑんはいま申し上げたような経緯があつたからである、こういうことでございします。

○田代富士男君　決意のほどはわかりませんが、長官のお話を聞いておりますと、まあ各閣僚

には思い切つた英断をされる一面があるかと思へば、いま一つ一つ尋ねていきますと、私なりにまあ例外と思はれる節やあるいは抽象的な面がありまして、これは問題が残るのではないかと私は自分で思つてゐるわけなんです。四十二年には、御承知のとおり一省一局削減、佐藤内閣でやりましたけれども、そのときにはやつたけれども、その後復活した局があります、御承知のとおりだと思ひますが。そういうわけで、今回は社会経済情勢の変化に伴ひ必要の乏しくなつたものと、あるいは類似の機構というものがあればそれを統廃合するとか、民間に移行の可能なものはする、という、そういうような作業を進められておるわけなんです。一つ一つ特殊法人ごとに理由を明確にすべきではないかと思ひます。

いま言うように、思い切つた一面もあるけれども抽象的な一面もありますから、納得したい点があるわけなんです。そういうわけで、ここで削減されてもまた復活したり、あるいは認可法人に姿を変えて出現するかも知れない。こういうことが四十二年の佐藤内閣の行革が終わつた後に起きているから、心配される面であるわけなんです。そういう意味から、取り上げられるそれぞれの法人ごとにその理由を明確にすべきではないか、まずこの点が一点ございします。

そこで、本来ならばその法人ごとの説明をここでお願いしたいと思ひましたけれども、それだけの時間ありませんからこれは別にお願ひするといつたしまして、今回閣議決定に従ひましていろいろな作業が進められますけれども、たとえばいま心配する認可法人に姿を変えることのないように完全な実施をする、こういう点ぐらいはお約束できないでしょうか。どうでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君)　そのことはもうはっきりとお約束を申し上げたいと思ひます。

佐藤内閣のときには一省庁一局削減、あつたという間にこれまたやはり総理の責務でやりになつたわけですが、その後は、御承知のとおり外務省の中南米局と法務省の訟務局並びに本年の郵政省

の電気通信政策局、この三つだと思ひますが、いずれもスクラップ・アンド・ビルド、決して純増という結果を見ておられないわけでございます。したがって、佐藤内閣のときは昭和三十九年ですが、あれ以来、十何年たつて政府はやはり同じ党の政府でございまして、継承性を守らなくちゃいかなければならぬ、この点が私今後内閣も守つてくれるであらうと。それがためには、いまおっしゃつたように、はつきり理由づけを書く必要は当然残されておると思ひますし、そのために、あと残つておる特殊法人に關しましてもやはりもう一度私が基本的な見直しをしたい。そして五十五年の時点においてはこうしたいやうなものが私は残されていゝのではないかと思ひます。英国におきましてもマネージメントレビューと言ひまして、八年に一回は全行政を見直して、そして八年たつたらこれはどうだったか、社会的、経済的にもお役御免ではないか、あるいは同じようなファンクションだから統一していいんじゃないか、あるいは民間に移していいんじゃないか、たといふ特殊法人については私はそういうことも言ひ得ますので、今度の、短期間ではありますが見直さうといふのがそういう趣旨でございまして、そのときにも御指摘の点はきちつと書きまして、やはり後世悔いを残さないようにしておくべきだと考へております。

○田代富士男君　そのようにお願いを申し上げます。次に、行政機関の設置ということも、もちろん私が言ひまでもありませんが、内容についても法定主義によるべきことは、主権在民あるいは民意の反映という観点から最も大切なことではないかと思ひます。そういう意味から今回の提案もなされておると思ひますけれども、まず長官のそれに対する認識を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君)　現在御提案申し上げております法律は、現在の国の行政組織の基本を決めておる国家行政組織法の原則に従つて、その枠

内で御提案を申し上げておるわけであります。内容といしましては、各省設置法でまちまちにならなうておる規制形式を統一しようと、こういうねらいが一つでございます。同時に、これによりまして行政機構の機動的、弾力的な再編に寄与しようとして、これがこの法律の目的でございます。そういう意味では現行の制度の中でそれ以上に、たとえば御指摘のような形で民意を取り込まないとか、そういった意味の問題は全然生じない形で考へておるといふことでございます。

○田代富士男君　いまも局長が申されましたとおり、今回の提案理由の説明の中には二つの目的が述べられております。一つは、行政組織に関する規制の形式を整序すること、二つ目には行政需要の変化に即応した機構の合理的再編成の基盤を整備することではないかと思いますが、このようなふぞろいな規制の形式を形のいいものにすると言つても、それだけでは世間一般に言われます仏つくつて魂入れずということになるのではないかと思ひます。また、合理的な再編成の基盤を整備すると言ひましても、基盤の整備が行われるだけでは、同様に、ただいま申しましたとおりに魂を入れずということになるのではないかと申うわけなんです。そういう意味から今回の法案の魂と言えるものは何であるのか、こういう言葉で表現してはどうかと思ひますけれども、魂というものは何であるのか、また、まず規制の形式を整序することのメリットは何か、規制の形式を整序するといふだけならば、すべてを法律事項にするならば形式はりっぱに整序されることになるのではないかと思ふわけなんです。また、基盤の整備が行われれば早速にも着手されるような機構の合理的再編を行う用意があるのか、こゝらあたりお考えになつていらつしやることをお聞かせいだきたい、また示していただきたいと思ひます。

○政府委員(加地夏雄君)　確かに規制の整序と申しまして、内容がなければ絵にかいたもちにならぬわけでありますが、もともと今回お願い申し上げ

げておりますのは、一つはやはり組織法の一つのものを
 体系を整理しようということでございますが、こ
 れは具体的には、たとえばかつてこういうことがあ
 ったわけでございます。ある附属機関が、東京波に移
 転をするという場合に、その機関の位置がつまり
 変わるわけであります。この位置の変更だけで、そ
 ういう例があります。一方、それに対して、そ
 ういう位置の変更につきましては、それはわいゆ
 る政令あるいは省令で移転ができる、こういう不
 合理があつたわけであります。

それからもう一つは、今回の行政改革にも関連いたしますけれども、地方支分部局あるいは附属機関につきましては整理合理化計画を閣議決定いたしましたしておりますけれども、二百三十機関にわたりますして簡素化、合理化を図っていききたい、こういうふうに考えておりますが、この法案がそういう意味でお認めいただきますならば、一々それが法律という形をとらなくて機動的に対応していける、こういうメリットも実はあるわけでございます。そういう意味におきまして、単に規制の整序とかというねらいではございませんで、先ほど申し上げましたように、こういう時代で、時代の要請にこたえて行政組織も機動的、弾力的に対応していかなくちやいけない。こういう場合に、いわゆる国民から見ると基本的な問題については、これよりもなおさず法律という形で国会の御審議をいただくわけでありますが、末端の個々の機関一つ一つをどうするかという問題については、これはきわめて技術的な判断の伴うような問題でもございますので、それは政令ないし省令という形でお任せをいただきたいというのが、実はこの法案を御提案したねらいと申しましようか、目的の中に入っておるわけでございます。

○田代富士男君　ただいまの局長のお話は、国土地理院だと土木研究所、建築研究所等の筑波学園への移転の例ではないかと思うわけなんです、私が最初にお尋ねをしたとおりに、今回のこ

の行政機関の設置というものは民意の反映というものの観点から最も大切なことであるということとを申し上げましたけれども、行政機関というものは、どれ一つ取り上げても国民生活に密着ををしているわけでございます。そういう立場から、政府の一方的な意思で国民生活に密着をしております行政機関の統廃合をされたならば、そこにいろいろの不都合な面が生じてくるのではないかと、思うわけなんです。そういう意味で、政省令への移行によりまして国民に対する行政サービスのレベルの低下につながるのではないかと、こういう点に十分配慮をしていかなくてもならないと思うわけなんです。こういう点に対する配慮、基本的なお考えはどうでしょうか。

○政府委員(加地夏雄君)　そういった先生の御質問の趣旨で国民にいかにもその機関の存在なり活動の内容をPRをしていくかという問題でございますが、機関の持つておる権限なり行政活動によつて当然住民には知られるということでありまして、けれども、同時に、やはり行政機関におきまして、そういう機関の変動があれば、これは国民にわかりやすく十分説明していく必要があると思います。そういう意味におきましては現在法律である方がはるかにベターではないか、こういう御指摘だろうと思ひますけれども、まあ規制形式が法律でございまいしょうとも、あるいは省省令でございまいしょうとも、やはり国民に対してそういう行政機関が実際に行動、それから活動を通じて、あるいは広報を通じてそういう機関の周知は当然図つていくべきものだといふふうに考えております。

○田代富士男君　政府といたしまして、常に現在の行政需要はどのような方向にあるのかということについての確に掌握をしつつ、それに対応した態度を持って臨んでいかなくはならないことは私も承知しておりますけれども、一方では、人と予算が伴う行政機関が手輕につくられたり、あるいはこれが壊されたりできるものではないわけなんです。当事者にとりましてでも大事な職場であります。

すし、そこに人生をかけ、生きがいをかけて取り組んでゐるわけなんですが、この二律背反といひますか、こういう面をどのように調和をしいくのか。しかしこの問題は、いま申すとおりに、民意の反映という観点から最も大事でありますから、即座にというわけにいかないし、ある程度長期の見通しを持っていかねばならないし、さりとてこのままでいかなないと、改革していかなくちやならないけれども、そこに二律背反する面がありますから、調和を保っていかねばならないという重要な問題があります。この点に對しまして長官はどのように対処されるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君)　やはり行政機関というものは、まず国民サービスということを常に念頭に置きながら、直接サービスもあるし、一つには国民負担の軽減につながるべく簡素化を志すということも必要でございます。そういう意味合いにおきまして、各省庁間のバランスをとるということも必要でございますし、だといつても何もかも減らすばかりが能じやありません。私は、やはりこれから新しい問題が出てきたならば、やはり考えてふやしてあげなくちゃならない問題があるかと思ひますが、しかし、一応機関名というものに關しましては法律でがつちり押さえておるわけでございますから、したがひまして私は今後は余りぜい肉はふえないと、この戦後三十四年の間には、もう憲法も変わり、組織も変わり、何もかも変わったんでございますから、言うならば、あつと言つてゐる間に何か一つふえておつたというふうなことがありはしないかと、それをひとつ今回の行革では全部洗い直してみたいと、余りにも大きな希望であるかもしれませんが、さように存じておりますので、ぜい肉は今後はないであらう、そして国民のニーズに従つて、サービス強化のためにはやはりそうしたふえる面もあるであらう。これはもう先生も御承知のとおり、定員削減におきまして、決して削減ばかりじやなくして、航空行政が最近是非常にサービスを求めてきたとかか

いう問題、あるいは学校あるいは病院等々におきまして、まだまだサービスが足りないぞというふうなところには、この十何年間の間にございまして純増というふうな定員の割り当てがなされておると、そういうふうにお考え賜りますならば、その言うならば器であり、仕事というものも当然そういう観点で今後は考えてまいりたいと、かように思っております。

○田代富士男君 今回の法改正によりまして、いずれにしても法律事項から外れて政省令にゆだねられる数が、私の調べでは百八十三種類、八百九十機関、このようになっておりますが、ここで確認しておきたいことがございます。

まず一つは、法律事項であるならば、その改廃につきまして、御承知のとおり一つ一つ国会審議にかかりましてその内容も比較的容易に明らかになりますけれども、政省令の場合は、それぞれどのような形で民意を反映していくことができるのかという点が一点でございます。

第二点は、行政機構の一方的な膨張を抑制するために何らかの歯どめがなければならぬと思っておりますけれども、この二点についてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) 行政機構の設置、改廃が法律ではなくて政省令になった場合に、どういう形で民意の反映というものを図っていくかという問題でございますが、現在の国家行政組織法におきまして、先生御案内のように、国の地方支分部局なりあるいは附属機関の設置については法律ではつきり規定することになっておるわけでありまして、いわゆる総称とか所掌事務について、法律の規定として残っていくわけでありまして、ただ、その個々の機関の設置について、政省令という形になるわけでありまして、これに對して国会の御審議の問題、民意の問題でございまして、行政機関の設置、改廃の手順がどうあるうとも、広く国政調査という形で常日ごろ私どもはそういう機関の問題についての御審議をいただい

ておりますし、そういう御意向も伺っておるわけでありまして。また、仮にそれが法律上の職でなく、政省令の職でございまして、毎年の予算審議の際には予算参考書という形で御審議をいただいておりますのでございまして、設置規制形式の変更によって国会の審議がどうこうという話には私どもはならないんではないかと、こういうふうにかえております。

一方、規制の方式を法律から政省令に落とした場合に、いわゆる歯どめの問題をどう考えておるか、こういう問題でございます。これにつきましても私どもは、法律という形式を踏む場合には相当いろいろ複雑な手続を要するわけでございますし、それなりに一つの機構膨張の歯どめという役割りは確かにあるだろうと思っております。しかし現実には、先生御承知のように、各省が行政機構のいわば新設なりあるいは膨張の話をする場合に、何と申しますか、まさにそういう手間の暇を問わない形で現実にはつくるべきものは強く要求をいたします。要は、ですから、政府なり行政官庁がそういう新しい機構の新設に対してどういう厳しい態度で膨張抑制の姿勢を貫くか、こういう問題が大きき問題ではなからうか、こういうふうにかえております。

これにつきましては、午前中の際にも申し上げましたけれども、私どもとしては、ここ数年間行政改革という形、あるいは毎年の査定、審査の段階でスクラップ・アンド・ビルドという形で極力行政組織の膨張を抑制してまいっております。この姿勢は、私どもは今後も厳しく堅持をしていきたいというふうにかえておるわけでございます。

○田代富士男君 統廃合につきましては、いまもたびたび申しましたとおり、それなりの説得力のある理由がなければならぬと思うわけでございますが、今回の法改正によりまして、これからは一般事情としての委員会質疑のほかに国会審議が省かれることになりまして、政府の意思と

して政省令の改正だけで事が運ばれることになるわけでございます。そういうわけで、その前提といたしまして、組織の統廃合のための基本的な方針なり基準というものが必要ではないかと思うわけでございまして。この点と、また国会の審議権をどのように保障するようになるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) 行政組織なりあるいは特殊法人の統廃合を行う場合に、基準をどうするかという御質問でございますが、これは先ほど来特殊法人の整理について大臣から御答弁申し上げておりますように、いろんな手法はございましてけれども、基本はやはりそういう統廃合をやっていく場合の考え方というものをはつきりしておく必要があるわけでありまして。特殊法人の例で申し上げれば、時代の要請に合致しなくなったものをやめるとか、あるいは類似のものを統合するとか、あるいはいかに民間の活力を利用するためにどういう案が考えられるか、こういう基準を示してまいるわけであります。特殊法人について申し上げればそうでございますし、それそれまた行政機関につきましても、そういう統廃合に当たってはあらかじめそういう基準を立てて整理に当たっていくと、こういう方針をとってまいっております。

国会審議権の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもはこの法律が仮に認めただけで成立いたしました場合におきまして、広くは国政調査という形で常日ごろ国会の御審議をいただき、御意向を承りながら、こういう組織の改廃に当たっていくことが基本でございます。しかも今回の改正におきましては、一部そういう政府内部の判断で機械に統廃合といいますが、合理化を図る形はとりまされども、それは常に国会における御審査なり御審議のあれを経るわけでございまして、そういう意味で私どもは今回の改正によって国会の御審議のあれが決して損なわれるというふうには考えていないわけでございます。

○田代富士男君 統廃合によりまして、一番問題は、公務員にとってこれは大事な職場でありまして、そういう立場から配置転換などによりましてできる犠牲のないような形で推進をしていかねばならないのではないかと思うのでございまして。まじめに働く公務員の同意を得ることの大切さはいまさら言うまでもございせんけれども、公務員の皆さん方の協力を得るためにどのようにして臨むのか、また組合との交渉や個人の労働者の個別の事情などについてどのように取り組んでいくのか、これは一番大事なことではないかと思っておりますけれども、この基本的な考え方について、これは大臣からお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 今回の行革で、余り目立ちませんが、一つの大きな問題は省庁間の配置転換でございます。これはもう各省にはそれぞれ各省のプライドがございまして、したがって、そう簡単に省庁間で配置転換と言つてもなかなかむずかしい問題であつたのでございまして、やはり今回は初めてわずかでございまして、それが実現することになりました。私といたしまして、これはやはり公務員の方々の努力を常に念頭に置きながら御本人の意思を尊重してやらなければならぬと、これが基本姿勢であります。特に国会決議におきましては、実は出血を伴う人員整理はこれにはしてはいけぬ、また省庁間配置転換においては本人の意向を十分聞けと、こういうふうな決議がございまして、内閣といたしまして当然国会決議は尊重しなければなりません。しかし、一般的には今度の行革は生ぬるいぞという、なせもつとばさばさやらのぬるさ、これは一般の人たちの声かもしませんが、実はそれは公務員皆必要な方々で、どちらかと言えば日本は世界的に考えても決して公務員が多いとは私は考えない、と、こう言っておるのであります。ただ、時代の趨勢とともに、たとえば農業関係におきましては非常に農業が近代化された、そのためにそのポストには公務員がだんだんだんと言ふならば余つてきたというポストもあるかもしれせんし、

あるいはコンピュータが導入されますと、いままでそんなものはいていた人はどこかへ回ってしまわないと、そこだちよと仕事がある方よりも緩やかになってしまふということがあるかもしれないから、そういう幾つかの問題を考えると、もう今後私たちがいたしましては、やはり省庁間の配置転換というものがもっとスムーズに動くということが必要であります。したがって、今回の行革におきましては、私はまずそうした意味もございまして、それぞれ関係の労働組合の幹部の方々と十二分に話し合いをして、そしてこの問題に入つたと、各省庁もその点を十分考へてくれまして、そしていまま、明治以来と申し上げても過言じゃないと思いますが、厚い官庁間の壁をぶち破つたということに私は一つの意義があると思いますが、御指摘の点は今後も十分配慮をしながらやっていきたいと考えております。

○田代富士男君 では、最後にもう一問だけお尋ねいたしますが、過日の衆議院の予算委員会におきまして、同僚の矢野議員より、監察を全特殊法人にやるべきである、このような提言を長官にいたしましたして、その作業がここに進みまして、懸案解決に一歩前進した段階でございます。ところが、その中で警戒を要することは、自民党がこの改正案提出に当たりまして、一つは法人の自主性、特殊性を十分に尊重し、主務大臣の監督権の及ぶ範囲を超えてはならないという点と、第二番目には、特殊法人の範囲、定義については改めて検討し見直すと、特に特殊法人の定義見直しとか、こういうことが言われております。こういうことを深く考えていきますと、せっかく一歩前進したにもかかわらず、これは骨抜きになる可能性があるのではないかと思配する次第でございます。出されたわけなんですから、こういうことにならぬようにしていただきたいと思ひますけれども、自民党からチェックされておりますけれども、この点はいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 午前中神山さんの御質問に對しましてもお答えいたしましたので、全特殊法人を監察の対象にするというところはもう十分お聞き賜つておると思ひますし、特に矢野書記長から同様の趣旨の御質問を賜りまして、私も総理もその趣旨を尊重してやっていきたい、こういうことでこの間もいろいろございまして、最終的に閣議決定した日には、私はやはり個人的に矢野さんに對しまして御礼を、間接ではありましたが申し述べたというふうな経緯もございまして、自由民主党の方は、それぞれの機関において大いにやれ、もっとやれという激励の声ばかりでございます。

ただ、そこにつきましては、一部株式会社がございますね、だから、これだけ株式会社一生懸命やっても何か悪いことをしたように思われちゃかないませんねというふうな株式会社もございまして、私は、株式会社に関しましては午前中にもお答えいたしました、基本的問題とみなしていつまでも特殊法人であつてよいのかどうか、私も一回考えてみたい、こういうふうに思つておる節もございまして、あるいは、一つの例としてNHKの放送に関する問題に關しましては、すでに郵政大臣自体にもそれぞれの権限がありますが、それを乗り越えて私があつた、このことについては言いませんよと、これはやはり主務大臣というものがいらつしやるんだから、というふうなことを私かねがね申しておりましたから、したがって私に私の趣旨を体した範囲内であつたやうな附帯決議がついたのでもございまして、決して行管が望み、また私たちが考えておることをひとつ手かせ足かせを加わらうという意味ではない。私はもうそれははっきり申し上げられるんじゃないだろうかと、こういうふうにも思ひますので、十二分に監察の効果を發揮していきたいと考えております。

○和泉照雄君 私は、法案の内容の質疑に入る前に、政府の行政改革計画について若干お尋ねをしておきたいと思ひます。

まず、最近の行政改革と言へばすぐ臨調答申が思い浮かぶのでございますが、この答申がなかなか実現しないところから、佐藤内閣はいわゆる一省庁一局削減を実施をして、その後行革三カ年計画だとか、特殊法人の整理などが計画をされ、福田内閣時代の五十二年十二月二十三日には「行政改革の推進について」が閣議決定をされ、第一次大平内閣がこれを引き継ぐ形で五十二年、五十四年の二年度にわたつて実施をしてきたのであります。そういう姿が今日までの経緯ではないかと思ひます。福田内閣時代の行政改革は、いわゆる中央行政機構の再編成が華々しく取り上げられたわけでございますが、結局は引き続き検討を進めるということとで当面を糊塗されてしまったと思ひます。

そこでまず、この福田内閣時代の行政改革を引き継いだ形で五十二年、五十四年度でいろいろと実施をされたと思ひますけれども、どの程度進んでおるか、その実績について概要を御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 御指摘のとおり、臨調に發しまして福田内閣行革まで、いろんな指摘がなされました。第二次大平内閣がそれを引き継ぎまして、あらゆる面でその整理にかかつております。よく私は言うんですが、いままでせっかく行革がなされました、支払い手形を發行したんだけれども、支払い期日が書いておらなかつたというふうな状態で延び延びのものがございまして、今回はあらゆる面においてきちつと支払い期日を書き込みまして、そしてそれをそのときにきちつとその手形を落としていこう、こういう方針でやっておりますので、かなり私は臨調の場面もあるいはまた福田行革の場面も引き継ぎましてやっておりますと思ひます。また、福田行革のときにはなかなか細かなことまで氣を使つて相当な効果を上げておるといふことも事実でありまして、何もかも残してしまつたといふんじや決してありません。歴代内閣は、やるときはきちつとやっております。しかし、中には日付が入つておるのが忘れ

られていたと、また入らなかつたという事情もありましたので、詳細にわたりましては局長から答弁をさせます。

○政府委員(加地夏雄君) 五十二年の福田内閣の行政改革のその後の進行状況について御説明申し上げますが、いろいろ当時の行政改革は決めておりますけれども、着実に実施を進めてきてまいっております。その中で、いわゆる法律改正を伴うような事項について申し上げますと、四点ほどございまして、一つは農林省設置法の改正でございます。これは農林水産行政機構の改革という問題と、それから北海道管林局の四局を廃止するという法案でございまして、これは五十二年の六月に成立を見ております。

それから、行政管理局設置法の改正でございますが、これも前回の行政改革で、北海道にございます地方局の三局を廃止するという内容の法案でございまして、これも五十二年の六月の段階に成立をいたしております。

それからもう一点、審議会等の一括整理法でございますが、前回の行政改革におきまして、四十八審議会を対象にいたしまして、実質三十六の純減を見たわけでありますが、この一括整理法がやはり五十二年の五月に成立をさしていただいております。

さらにもう一点、許認可整理法は、これは昨年の十二月の十一日に成立をさしていただいたわけであります。

それ以外に、法律改正を要しない事項の問題につきましてもございまして、簡単に申し上げますと、一つは中央省庁における課、室、官の整理の問題でございます。これは全体として一応五十三、五十四年の二年間にわたつて整理を完了いたしております。

それから、いわゆる出先機関の支所、出張所の整理の問題でございますが、これは千カ所整理の中で、五十四年度末までに九百カ所の整理をし、今回の行政改革につながつたわけでございます。それから、定員削減につきましても、五十二年

度、五十四年度と、引き続き削減をやつてまいりましたが、さらに今回の行政改革で五十五年度から第五次の定員削減計画を実施したところでございます。

特殊法人の合理化につきましても、先ほど長官から申し上げましたように、当時計画をいたしましたが、まだ具体的な日付の入っていない問題等につきましても、今回の五十五年行革におきまして具体的にその日付までを確定して、推進をしておるという状況でございます。

補助金の整理等につきましては、かねがね申し上げておりますように、五十三年度千四百二十二億、五十四年度におきまして千二百七億と、これをさらに五十五年度におきましては御承知のように千六百六十七億と、こういう形でつないでまいっております。

○和泉照雄君 第二次大平内閣は、昨年の十二月二十八日と二十九日の両日にわたって、「昭和五十五年以降の行政改革計画の実施について」(その一)と(その二)を閣議決定をして、福田内閣の行革を一部引き継ぐ形で、十八に上る特殊法人の削減とブロック機関などの整理合理化などの計画を実施することとしております。

そこで、特殊法人の統廃合で十八法人の削減を昭和五十五年度から昭和六十一年度の間に実施をしようとしているのでありますが、一体この特殊法人はどういう基準で十八ということを決断をされたのか、御説明を願います。

○国務大臣(宇野宗佑君) まず第一点は、社会的、経済的情勢の変化に応じてもうお役目は果たしたのではないかとと思われる特殊法人、二番目には、同じ機能を持つておるから合同してもいいんではないかと思われる特殊法人、三番目には、民間に移行した方がよいと思われる特殊法人、こうした三つを一つの判定基準といたしまして、これを各省庁に示しまして、そして十以下のところは一つ、十以上のところは二つ以上というところを私から申し添えましてやつた次第でございます。

○和泉照雄君 いま長官が御答弁になったとおり

の御趣旨で選定をされたようでございますけれども、各省庁が出したところによりまして、どうも長官の御趣旨が生かされてない。何となく一律方式というように感じを受けるわけでござい

ます。それについては、長官、どうお考えですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 一律方式も一つの方式だと思つてはやりませんでした。しかしながら、わず

か五十日しかその行革の期間がなかったこと。特に特殊法人は十日間でやつたわけであります。それが、そんなことで、率直に申し上げまして、いままでリストアップされておる法人は各省庁が気が

づきだから出してくだらうと思つておりました。が、出さなかつたという失望感もあつたことは事実でございます。だからその中の理由には、地元が反対だ、こういう理由のものもござい

ます。私は、地元が反対なら私みずから地元を赴いて、いろいろと地元の御意見を聞いて、判断をして、その結果を各所管大臣に申し上げようという

ことで、実は幾つかの特殊法人に申し上げましては、地元の直接意向を私は何う予定にいたしてお

ります。また、さらには、もう何度か何度かリストアップされておるがまだ残つておるといふ法人に聞かされても、当然問題視をしていきます。さらには基本問題として、特殊法人、戦後

もう三十四年たつたわけでございまして、この間における経緯等々も考えながら、ひとつ基本的

に考え直したい面は考え直そうと、こういう計画を有しておるわけでござい

ます。

○和泉照雄君 特殊法人の統廃合については、臨調答申やあるいはたび重なる行政監視委員会の意見があつて、たとえば五十年の四月には、行政監視

委員会、整理、再編成を促進する必要があるとして、世上論議されておる法人はこれは統廃合す

べきであるとしております。ところが、今回の閣議決定による削減法人は、職員数が少ないもの

などで、世上論議されておる法人については特に統廃合の対象となつていないという批判もありま

す。いま長官がおっしゃつたとおり、一律方式も一つの考え方だという、そういうようなことでござ

いますけれども、こういうような手法では国民は納得をしない、こういうふうな思ふのでござ

います。これについては長官はどうお考えですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私の考え方は、率直に

申し上げまして、まあ百十一もあるわけでござい

ます。しかしながら、数は百十一だが、一つ減らす、二つ減らすの大変な難産であつたというの

が過去の経緯でございます。私は、やはり党の御意向も承りましたが、率直に言うて自民党にお

きまして、まあ宇野さん、三つできたらいい方だ

というところから出発しておるんです。各野党の御意向も承りましたが、まあ各野党の方々も親切に、これとこれとはいままでリストアップされて

いますから、ぜひともこれはやらなくちゃいかぬ

でしようねと、こういうふうなことでいろいろと

アドバイスを受けましたが、率直に言つて、十八

というものはそれらのすべての期待よりもっと大

きな数を挙げたわけでござい

ます。私としては、やはり内容も大切だが、国民が特殊法人に対して

いろいろ問題視しておるときに、これは何として

○和泉照雄君 私の調べたところによりますと、特殊法人を十以上主管している省庁は通産省、農林水産省、運輸省の三省で、それ以外の省庁は十以下だと思えます。そうしますと、たとえば新エネルギ―総合開発機構のように、新しい法人をつくるときは二つの法人を削減しているのは別として、主管法人十以上の三省は二つ以上の特殊法人の統廃合を計画しております。文部省を初め建設、厚生、労働、科学技術、国土、自治及び郵政の各省庁は一つの特殊法人の廃止が計画されておりますが、大蔵省は四つの特殊法人を主管しているにもかかわらず、統廃合計画の法人が見当たりません。大蔵省関係では、塩の専売制度の廃止は計画されてはいますが、しかしこれは特殊法人の統廃合ではないと思えます。

そこで、今回の行革が特に財源との関連で出てきたという背景から言えば、財政を担当している大蔵省も率先して統廃合に協力すべきではなかったかと思えますが、大蔵省と行管庁の見解をお聞きしておきたいと思えます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 常に行革のときには大蔵省はどうしますかというのが各省庁の考え方で、私はやはり予算をそれぞれの省庁が握られている以上はそこから出発するのは当然だと思えます。したがって、竹下大蔵大臣とも相諮りまして、ともどもにまず随より始めようというところから出発しなくちゃいけませんよというので、地方ブロックにおきまして、私のところには出先がありませんから、出先というよりも特殊法人がありまして、地方ブロックにおきましてもうすでに八つでございますが、もう一つ削ると、私は昨日もみずから内示をしたわけでございまして、大蔵省も、その線に沿って現在やっております。大蔵省も、ながめていただきますと、国民金融公庫であるとか開銀であるとか輸銀であるとか、それ相應の理屈を持って今日まで存続してきた政策金融機関でございます。また、特殊法人の三公社の一つ、専売公社もございまして、これに關しましては御承知のとおりの手を打ちました。しか

しながら、一応こうしたものも含めまして、今後政策金融等々についても基本的に一九八〇年代の特殊法人としてはどうあるべきか、これも私はやはり研究機関で勉強してもらいたい、こういうふうな考えておるわけでございまして、大蔵省だけが聖域だということは決してないわけでございまして。

○和泉照雄君 特殊法人の問題は一応この程度で終わっておりますが、今回の行政改革計画の中にブロックの機関の整理を五十四年度末、つまり今月の三十一日までに成案を得るということになっておりますが、昨日行管長官は内示方式で発表をされておるようでございしますが、今日現在、この作業はどの程度進んでいるのか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(加地夏雄君) ブロック機関の整理につきましては、お話しのとおり昨日各省に提示をいたしまして、これから各省と具体的に詰める段階でございます。したがって、現在のところ、具体的にものちろろ各省との詰めも完全に終わっておりますわけではございませんので、この段階では具体名を申し上げるという段階にはございせんので、あしからず御了承願いたいと思えます。

○和泉照雄君 それならば、きのう行管庁が内示をしたブロック機関の統廃合計画によりますと、法務省の入国管理事務所、行管庁の行政監察局、大蔵省の財務局、郵政省の地方貯金局等が具体的に挙がっているようでありまして、法務省の鹿児島入国管理事務所及び大蔵省の南北九州財務局についてはどのような統廃合の検討状況になっているのか、これは法務省、大蔵省、行管庁からお答えをいただきたいと思えます。

○国務大臣(宇野宗佑君) まず私から、内示をしたのでございまして、お答えを申し上げます。財務局は、九州に南北それぞれ一つずつございまして、毎度申すようでありますけれども、ブロックというのは北海道を別に七つの場合、北

海道を入れると八つ、さらには信越が入ると九つというふうに、いろいろと各省によりまして、戦後機関を設置するときにそれ相應の理由があったと思えますが、そんなことでブロックの数もばらばらでございます。しかしながら、財務局だけをなめまして場合に九州に二つあるというのは、これはどこから考えましても、私は大蔵大臣に言ったんですが、大蔵省がぜいたくなんですよ、何だ出先をそれだけ持っていて、というふうなことだと。地元としては非常に高いニーズがあったのでございまして、やはりこれは当然どちらか一つを廃止すべきであるということで、大蔵省といたしましては北を廃止するという決意をいたしておる次第でございます。

入国管理事務所に関しましては、これまで現在十四でございます。やはりこれも戦後いろいろの観点からできたのだらうと思えますが、しかしブロックという観点からいいますと、もう各省が、法務省は十幾つも持っておりますと、すぐにそこから始まるのであります。だから、法務省におきましてはこの際再編成をされたいらうですかと私たちとしては勧告をいたしまして、法務省もそういう気でございます。たとえば成田は関東地方でございます。しかし、ほかにも入管はあるわけでございまして、成田を関東地方のブロックの代表とするわけにはいかぬ。二つもあつちやおかしということになれば、成田は恐らく名称変更をいたしまして、まあ支局というふうなことになるんじゃないかならうかと思えます。そういうふうなところ、それぞれ各地域を考えながら、一応ブロック機関としては八つは認めましょう、しかしそのほかのやつはそれ以下の機関として存在をしてもいいでしょう、こういうわけでございまして、入国管理の事務としましては非常に貴重な事務でございますから、全廃して鹿児島にはもう一人もだれもいなくなつたんだと、そういうわけでございまして、やはり、あそこには一年間に四万人も五万人も外国からたくさんの方が来られますから、それにきちんとできるだけの入国管理の

事務だけは必要でございますので、そういうわけで、言うならば一つの再編成であり、また名称変更である、こういうふうにお考え賜ればいかがであらうかと思えます。

○説明員(千種秀夫君) ただいま行管庁長官からお話ございましたように、昨晚、法務省につきましましては入国管理事務所について統廃合を検討するようというお話をお承りしております。その趣旨もただいま長官から種々御説明いただいたとおりでございます。私も、私どもも出入国管理事務の増大に伴いまして、現在あります組織をいかに合理的に統廃合していくかというのを目下検討を始めていますところでございます。そういう意味から申しますと、まだ鹿児島といたった固有な名詞が特定できるような状態にはなっておりません、これから行管の御指示も得てまた詰めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○説明員(岡上泉君) 先生十分御承知かと思えますが、財務局は内国税及び関税を除きます大蔵省の所掌事務の総合出先機関として現地の強い事務を担当しております。大蔵省と地方を結びパイプ役として十分機能を果たしておるというふうに思っているわけでございまして、他方、行政機構の簡素合理化というふうな要請もございまして、昨年末の閣議決定の線に沿って財務局を整理統合するということになったわけでございまして、私たちがいたしましては、昨日、行政管理局の方から見解をちょうだいしたわけでございまして、私たちが、現在経済官庁の中で九州に二つ以上のブロック機関を持っているというのは大蔵省であると、そういうことを念頭に置きながら今後の財務局の統廃合問題につきまして内部的に検討してまいりたい、かように思っているわけでございまして。

○和泉照雄君 いま大蔵省の方は――長官の方が、私の聞き違ひかどうか知りませんが、財務局の方は熊本と北九州に二つ同じブロックにあるから、北を廃止して南に統合するというふうに御答弁になったように聞いたんですが、もう一遍確認

をしますが、長官そのとおりですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) そのとおり統合ということになっております。

○和泉照雄君 では、北を南に統合するというところで、これは長官確かに昭和二十四年に九州の福岡の方に財務局をつくるというときに、全会一致で熊本につくるべきであるということで、それが通つて熊本に設置されたという、要するに民意を反映して設置されたということ、それから現在も熊本はまだ中央に比べますと非常に未開発のところがありますし、また下部機関というの非常に多いということで、当然の帰着ではないかと思ひますが、また非常な攻勢に遭われてそれがひっくり返るようなことになったら非常に不信感を覚えるわけでございますが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) そういうことのないように自信を持ち、またかたい決意で内示をしたわけでございます。

○和泉照雄君 では、長官のかたい決意を信頼しておきますので、重々ひとつ。

それから、入国管理事務所の問題は、けさの新聞によりますと、法務省の入国管理事務所は十四カ所あるけれども、六カ所を統廃合して八カ所にするというような新聞報道がございましたが、これには出張所に格下げをする、こういうふうにありますけれども、いま長官は成田をたとえばとりますと、支局というふうな、そういうふうな名称変更と、機能は保たせて名称変更するというような意味の御発言がございましたが、これはほかの五カ所もそのとおり理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) いわゆるブロック機関ではありませんよ、ブロック機関は八つにいたしますが、それ以外のはやはりブロック機関より一段階低いところへ持っていきたいと考えております。で、その中には当然出張所も私はあるだろうと、こう考えております。

○和泉照雄君 先ほど同僚の田代委員の方から

も、この統廃合については国民の要請とそれから行政需要ということを考えてやっていただかぬとならぬというこの意味の質疑もありまして、長官の方もその点は納得されたような御答弁で安心しておつたんですが、いまこの入国管理事務所の問題は、たとえて言いますと、六カ所のうちで支局になるところと出張所になるところというのがあるという御答弁でございましたが、特に私は鹿児島出身でございますので申し上げておきたいのは、いま入国管理事務所は二十九名の職員の方で鹿児島県、それから宮崎県の細島それから鹿児島県の名瀬等というところに出張所を持ちまして、人員のやりくりをしながら、鹿児島空港では五十四年度は年間五万四千という出入国者をさばっておるわけでございます。で、出張所になりますと、このほかに、在留外国人の方々のいろいろな事務手續が福岡に行くかあるいは福岡に郵送しなければならぬという事務低下、住民サービスの低下が心配されるわけでございます。そういうことになりましたと、やはり支局という意味の機能を存置をするという方向にしたいだかないと大変な住民は迷惑をするわけでございますが、この辺のところの考え方がでしようか。

○政府委員(加地夏雄君) 入国管理事務所十四の整序と申しますか、再編成の問題でございまして、私もその場合の考え方といたしまして、これは入管に限らずでございますが、やはり先生御指摘のように、組織の改編に伴って急激な変革があるわけであります、その際にその機能が果たしておつた住民サービスの面は極力やはり維持をしていくべきではなからうかと。むしろその中にある役所の定員でございますとか機構につきましては極力簡素化の実を上げるべきだと思ひますが、そういう意味で住民サービスができるだけ低下しないようなことをひとつ考えていくべきではないかと、こういうふうな考えております。

したがいまして、入管の問題について申し上げるならば、九州鹿児島の問題につきましても、これはやはり名称がどうあろうとも鹿児島空

港あるいはその鹿児島湾に出入りする入管事務に支障が起らないような形を十分考えていくべきではないかと、こういうふうに考えております。それから、立つたついででまことに失礼でございますが、先ほどちょっと私大臣に誤つて申し上げたんですが、南北財務局の統合の問題につきましても、行政管理局が昨日提示を申し上げましたが、その提示案は南と北の財務局の統合と、こういうことで申し上げたんですが、はつきり南に北を、こういう形の御提示には現在いたしておらないと、今後の詰めの結果によるわけでございまして、先ほど大臣が申し上げましたのはそういう統合という意味でありますので、申し上げておきたいと思ひます。

○和泉照雄君 またちよつと答弁が後退したやうで非常に不満でございますが、やはり歴史的なそういうような意味合から、あるいは現状の住民のそういうようなニーズにこたえるということからは、当然北が南にという私は理解をして先ほどの答弁をそのまゝのみにして了解しておきますから、ひとつ前向きにやっていただきたいと思ひます。

それから、鹿児島の問題でございますが、このいただいた表からしますと、これはもうブロックの意味からも当然、比較をした場合ですね、組上に上がるようなそういうようなところがありますけれども、それはやはりブロックに一カ所というところで存置されたところもあるようでありまして、そういうことからしますと、将来昭和六十五年には鹿児島空港は大体出入国者が二十万人を下げないんじやなからうか、こういうことを言われておるところでございますので、それからこの前も鹿児島の新港あたりには、今度新しくできた谷山新港の方でございますが、キャンベラも来ますしエリザベス二世号も寄港するというような前向きな状態でございまして、ひとつ成田と同じような考え方で支局ということで、ぜひ本体の機能は残しておくということでブロックの中から一つ削減をするという、そういう方向でやりになつ

ていただきたいと、こういうふうに思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(加地夏雄君) ただいまの先生のお話でございますが、御意見として承つておきたいと思ひます。

○和泉照雄君 いや、もうちよつとはつきり大きな声で。聞こえない。

○政府委員(加地夏雄君) 御意見として承つておきたいと思ひます。

○和泉照雄君 では、次は法案関係の内容について若干お伺いをしたいと思います。

まず、ブロック機関からお尋ねをいたしますが、今回の法案ではブロック機関の名称、位置、管轄区域には手を触れないで現状のまま法律で規定をして、ブロックの機関の次長や内部組織だけを政令で規定しようとしているのであります。が、このように位置、名称等は法律に残し、内部組織だけを政令に規定しようという理由について説明してほしいと思ひます。

○政府委員(加地夏雄君) 御提案申し上げております法律の中で、御指摘のようにブロック機関につきましては従来どおりすべて法律に残しまして、内部組織であるたとえば次長とか部長の設置につきましては政令に落としたいというのが内容でございます。この趣旨は、御承知のように国の出先機関の中では、ブロック機関はいわば根幹になる組織でございます。したがって、たとえば中央省庁における局部の設置と同様に、ブロック機関の設置については従来どおり法律に残しまして国会の御審議をいただく、こういう考え方であります。ただ、そのブロック機関の内部組織の問題につきましては、これはあくまでも組織の内部編成の問題でございますので、これはひとつ政令の形でお願いを申し上げます、こういう趣旨でございます。

〔委員長退席、理事林道君着席〕
で、これは今回の法律案で一応統一した整序をいたしますが、一つの考え方があつたわけでありま

して、府県単位機関につきましては総称は法律でございしますが、個別設置については政令でお願いをする、こういうものと、この平仄を合わせておると、こういうこととございします。

○和泉照雄君 私調べますと、ブロック機関の内部組織は、現在法律で規定しているものが十五種類、政令が二種類、省令が十種類となつていて、このことから、法律で規定しているものが一番多いわけとございします。で、法律で統一的に規定すべきだという意見も中にはあるようでありまして、なぜあえて政令に統一しようとしたのか、その辺の事情を説明をお願いします。

○政府委員(加地夏雄君) ただいま申し上げましたように、ブロック機関そのものの機関の設置等の問題と、その設置されたブロック機関の内部組織の問題、これはやはり国民サイドから見ましても大変に差のある問題でございまして、そういった国の出先機関の中核であるブロック機関の設置等につきましては、これは従来どおり法律で規制をしていくという必要があるかと思ひます。内部組織の問題になりますと、いわば部内編成の問題に近い問題でございまして、その意味におきまして、確かに御指摘のように現行ではばらばらでございします。法律で書いておられるところもございしますし、政令、省令のところもございしますけれども、事の性格上内部組織については政令とするのが妥当ではないかと、こういうふうに考えたわけでありまして。

○和泉照雄君 行政管理局のブロック機関でございします管区行政監察局の内部組織は法律で規定すると、このようになっておられるようですが、そこで組織図を見ますと、関東と近畿の二つの局には総務部が設置されておられますが、中部には総務管理官が府令で設けられておられるようであります。

〔理事林道君退席、委員長着席〕

つまり、法律改正をしなければ総務部は置けないので、そのかわりに政令で総務管理官を置いたのではないかとおもうのでございしますが、その総務管

理官の実態を説明をしていただきたいと思ひます。

次に、法律で設置するものを政令以下で規定するとなると機構が拡大されるおそれがないのかという批判があるようでございしますが、これに對してはどのような考えを持っておられるか、あわせて説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中庄二君) ただいま御指摘の件でございしますが、行政管理局の法体系と申しますのは、行政管理局設置法とそれからその下の組織は行政管理局組織令、それから地方支分部局につきましては、行政管理局の地方支分部局の組織規則という形でございまして、現在の管区ブロック機関の部の問題でございしますから、部は総務部も第一部も第二部もこれは法令事項と昔からなつております。それ以外の組織は、いま申し上げましたように、地方支分部局の組織規則ということと、すつと沿革的に設けられておりますので、訓令という形になっております。

その業務でございしますが、総務部の置かれていないところでも同じでございしますが、最近の監察業務は非常に横断的なものがふえてまいつておりまして、相手機関の重複等の問題が非常に多くなつてきております。そういう問題。それから、近年総合相談所等の問題がありまして、委員の増員等もありました。相談事業の処理の面でも調整を要する。それから環境庁事務もふえたというように、なことから、いままでの総務系統の事務が質量ともに変わつてまいりましたので、そういう重要事項を処理するために総務の管理官というものを置いたわけとございしますが、同じ行政管理局でございまして審査官庁でございしますので、査定もなかなか厳しゅうございします。それと同等の振りがえなければ認めないというふうなこともございしました。非常に安易な設置ということとございせん。

○和泉照雄君 現在、地方自治法の第五十六條第七項に規定されております中に、対住民に關係の生じない特定の機関については、その設置につ

いては国会の承認を必要としないと、このようになっておられるようですが、しかしこれ以外の機関を設置しようとする国会の承認は必要となるわけとございします。そうすると、今回のこの法律により、政令である機関を設置しようとしても国会の承認が必要となるわけとございしますが、さうだとすれば法律で設置するのと差異がないように感ずるわけとございします。出先機関の設置を政令で規定するというメリットは余りないように感ずるのでございしますが、その辺のところの説明を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(加地夏雄君) 御指摘のとおり、地方自治法の第五十六條におきましては、国の出先機関につきまして非常に細かい機関まで設置について国会の承認を得ると、こういう形になつておるわけとあります。これは御承知のように、地方自治という観点から国の出先機関が地方自治体の中に乱設されないようにと、こういう趣意から自治法の精神だろつと思ひます。その意味におきまして、今回の国の行政組織の規制の整理の法律とは一応考え方が違つておるわけとあります。仮におつしやるとおり、この規制整理法でそれが法律から政省令に落とされた場合におきまして、自治法の趣旨に沿つて、自治法の規定に沿つた国会の承認をいただくかなくちやいけないと、こういうふうになるわけとございします。

○和泉照雄君 次は、附属機関のことについてお尋ねをいたしますが、まず、同一種類に属するものを複数設置する場合に、機関の総称だけを法律で定めることになつては、個別の名称や位置は省令などで定めることになつておられるようでありまして。しかし、外務省の附属機関である在外公館、文部省の附属機関である国立学校、防衛庁の機関である学校、補給処などは例外とされておられるようでありまして、その理由について説明をお願いします。

○政府委員(加地夏雄君) 在外公館の問題は、申し上げるまでもございせんが、国を代表した機関の設置でございまして、これは特別に在外公館

の關係の法律に基づいて設置をされていくわけとあります。で、今回のこういった国の行政機関の規制の整理と、こういう観点からさういふ在外公館の問題まで及ぶというのはむしろ不適当である。やはり従来どおり、在外公館の設置については国会の御承認をいただく法律でもつてやつぱり規制をしていくべきではないかと、こういうふうにご考慮をいただいております。自衛隊につきましても、いわゆる国防、自衛という問題でございまして、今回お願いしている法案の趣旨を越えた大きな政治の問題でもございしますし、そういう意味で今回の規制対象から外したということとございします。

○和泉照雄君 現在、政府から農林水産省設置法の一部を改正する法律案が衆議院に提案されておるようでございしますが、これを見ますと、横濱及び神戸の生糸検査所が廃止されることになつておるようであります。横濱の例で申し上げますと、横濱生糸検査所は廃止されて、廃止後の措置は改正案を見る限り全然わかりません。しかし、この法律案では、横濱農林規格検査所が新設されるようでございしますが、これに引き継ぐのだということとは勉強してみればよくわかるわけとございします。が、法案を見た中では全然そのことはわからないわけとございします。この法律案でいけば、農林規格検査所は複数設置され、名称、位置は省令で規定することになるのですから、横濱農林規格検査所は出てこないわけとあります。

このように、法律案が実施されますと、法律だけを見ても国の行政組織がよくわからなくなる。このように思つてございしますが、そこで、行政白書なりの方法で毎年少なくとも一回は何らかの形で一括して公表する方法はとれないものかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(加地夏雄君) 確かに生糸検査所を廃止いたしました。農林省のJASの検査を中心とした規格検査所に吸収するわけとございします。生糸検査所が時代的な役割りを果たしまして、新しい消費者保護という観点から農林規格の仕事に徐

徐に切りかわっていく、そういう形で吸収されて
まいるわけでございます。

ただ、それが御指摘のように、規格検査所とい
う総称なり所掌事務は確かに農林省設置法に上が
りますが、この設置については、これが省令
以下に落とされた場合におかりにくいではない
か、こういうお尋ねでございますが、それはやは
り先ほど申し上げましたように、行政機関の活動
とともにそういう権限なり行使の關係でおのずか
らそういう機関の活動がPRされてまいるのでござ
いますし、それから告示という形で、あるいは
は省令という形で発表されるわけでございますか
ら、そういう機関の新設については十分それぞ
れの省において広報をしてまいるべきだと、こう
いうふうに考えております。

それに関連をして、行政管理局書的なものをつ
くる考え方がないかという問題でございますが、
実は私ども、今回の行政改革に当たつてもそうで
ございまして、いかにこういつた周知、広報とい
うことが大事であるかということは十分考えてお
りまして、いろんな機会を通じて御説明も申し上げ
て、PRもしてまいったわけであります。これを
恒常的な形で、定期的にそういった白書的なもの
にしていくかどうかにつきましては、今後十分御
趣意を体して検討してまいりたい、こういうふう
に考えております。

○和泉照雄君 長官にお尋ねをしますが、かつて
昭和四十二年に、行政監理委員会は「行政改革の
現状と課題」と題したいわば行政白書を出し、そ
の後、四十三・四十四年度版と四十五・四十六年
度版を出したことがございます。それで打ち止め
になつておられると思いますが、行政管理局長官は行
政監理委員会の委員長も兼ねておられることは言うま
でもありませんが、行政監理委員会からでも行政
管理局からでもいいですが、行政白書——内容は
いろいろあるかと思いますが、少なくとも毎年
一回は提出をして、そして国民の協力を求めるべ
きではないかと思いますが、管理局長官のお考え
をお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(宇野宗佑君) まさに私も同じ意見を
持つておるものでございます。特に今回は、国民
的課題で行政、行政と、こういうふうになつてお
りますが、実は国民の方々も行政というものはど
こまでも行政がさきさき御承知ない面も実はあ
ります。私も、すでに行政行脚であちこち実地
講演に回りました。そして、微に入り細にわたり
ましてお話を申し上げました。そうしたことで、
やはり常に国民には、政府はこれだけ簡素にして
効率的な政府を目指しておりますということを理
解をしていただき、なおかつまだこれでは不
十分だということもそれによって判断していただ
くということが私は必要じゃないか、こういうふ
うに思っています。

特に私は今回は、たとえばの例ですが、報告書
なんか二百メートルの高さに及ぶだけのものを整
理したのであります。しかし、これは五十五年度を終
らないことには、民間もあるいは各市町村もわか
らないと思ひます。だから、報告書は三枚を一
枚にし、毎月の三カ月一回とかいふふうなこ
とで、いつも言うのですが、霞ヶ関ビルよりも
う五十メートルも高い、書類を積み重ねただけに
なると。そんなものがいままで行政で、判こ
をついたりつかれたりして明治以来はつたかさ
れておつた、こういうことも意外とわかつてもら
つていないわけでありまして。

だから、そうしたことも書きまして、あなたの
会社は——それは全国にばらまけば一枚か二枚か
もしれませんが、——多少は政府の行政介入は軽
くなりまして、またどうでございましょうとい
うことも、やはり知つてもらう必要がございま
す。私はそうした問題に關しましては当然前向
きの姿勢でひとつ検討してみたいと考えておりま
す。

○和泉照雄君 今度提出されました法律案の中
で、文部省の第二十四条の中で、オリンピック記
念青少年総合センターの位置の「東京都」と規定
している部分を省令で規制することになっている部
分があるようにございしますが、御承知のとおり、オ

リンピック記念青少年総合センターは、まだ特殊
法人のままで文部省の附属機関にはなつておりま
せん。確かに、これを実施するために、オリンピ
ック記念青少年総合センターの解散に関する法律
案は第九十国会から衆議院で継続審議になつてい
ますが、過去三回廃案になつておる経緯もありま
すので、この法律案との関連で手を入れておく必
要はないのだろうか、このように考えますが、
行政管理局の考え方を説明願ひたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) これは立法の技術的な
問題にわたる問題でございますが、今回私どもが
御提案をするに際しまして、同時に、その国会に
オリンピック記念青少年総合センターの廃止法案
が出ておつたわけでありまして、そういう場合に、
この法案を提案する場合との調整の問題といたし
まして、同じ国会に提案されている場合には、政
府としては当然この二つの法案とも御承認をいた
だきたいと、こういう姿勢で御提案を申し上げる
わけでありまして、そういう意味の技術的な調
整を図るというのが従来の慣行になつておるわけ
であります。したがって、この法案の提出の際
に、オリンピック記念青少年総合センターの法
案が通つて文部省の附属機関になつた場合、こ
ういふものを実は想定してこの法案がつくられたわ
けであります。現在、私も両法案ともぜひ御成
立をお認めいただきたいというつもりでございま
すが、仮に技術的に申し上げれば、この法案の成
立の後関係が出てまいりますならば、やはりそ
れに應じた修正という問題を考えてざるを得ない、
こういうきわめて技術的な問題にすぎないわけ
でございます。

○和泉照雄君 では、次は建設省関係についてお
伺いをいたしますが、国土地理院、土木研究所、
建築研究所の三機関は、この法律案が可決されな
いと筑波研究学園都市への移転は図れないことにな
つておられると思いますが、実態はどのようなこと
になっているのか、御説明を願ひたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) 私どもは、今回この法
律案をお願い申し上げている一つの直接的問題
として、いま御指摘の問題があるわけでございま
すが、この法律が御認めただけでない時期におき
ましては、やはり移転というものは完全に行われ
ていない、こういうことになるわけでございま
す。現地に、関係各省におきましては実態的には
相当筑波の方に移つておりますけれども、法律上
の形式から申しまして当然それはまだ新設は認
められておらないと、こういうたてまえとして分
室等の処理をやつておると、こういうふうに向
つております。

○和泉照雄君 もう一遍伺ひをしますが、五十
四年の初め、要するに去年の四月ごろは分室の整
備は完了したという、いまの御答弁でもそういう
ふうに推察できるのですが、そうしますと、三機
関の職員はどの程度移転をしているのか。国土地
理院については分室がありますが、それからまた
世田谷ですか、あそこにもありますし、そして筑
波学園の方もあるわけでございしますが、本体は筑
波学園都市の方が実体的な、向こうは分室とい
う看板をかげざるを得ないというふうなことにな
つておるようございしますが、この辺は一体どの
ようになつておるんでしょうか。

○政府委員(加地夏雄君) いまの筑波の国土地理
院の場合には、実態的には大半の部分が実は筑波
に移転をいたしております。そういう意味におき
まして、私どもとしてはこの法案を速やかにひと
つ御承認をいただきまして正常な形にできるだけ
早いうちに戻したいと、こういうふうにご考慮
のわけでありまして。

○和泉照雄君 それから、最後でございますけれ
ども、いま提出をされておる法案も昨年のおいま
ご提案をされて二回廃案となつた、そういう経緯
もありますので、この筑波学園の問題も建設省と
してはいろいろと予定がつかなくつたことによる
というところはわかるのでございしますが、それ
かし、できる限り法律と実態を合わせるようにし
て提案をしてもらいたい、このように思つて
ますが、行政庁はこの点はいかがお考えですか。
○政府委員(加地夏雄君) 単年度の予算で施設が

完成する場合を除きまして、相当長期間にわたって施設の完成をする場合には、これはかねがね当委員会におきまして、法案審議と施設の実態との関係の乖離があるではないか、こういう御指摘もございましたが、私どもとしては、やはり国の行政機関、行政組織として当委員会の御審議をいたさんと、こういうたてまえから、施設がある程度ある程度と申しますか、完成をいたしまして、御承認をいただければ現実にその機関としての活動を開始できる、こういう段階で御願いをしまいたたけたいと思っております。

その意味におきまして、筑波の問題は実は昨年からお願いを申し上げてきたわけであります。そこら辺がどういう形で当委員会の御審議との関連をスムーズに持っていくかという問題は、かねがね御指摘もございましたし、私どもも十分検討していかなくちゃいけない、こういうふうに考えておりますが、残念ながら、一年間の法案がこういう形になっていく関係もございまして、そのギャップが非常に露骨な形になっておるといふ事実は否定できない状態でございます。

○山中郁子君 初めに、法案の本質的な問題について政府の見解を伺います。

長官にお答えをいただくことになりますが、行政改革を進める上で大事なことは、いままでも多く議論になっているんですけれども、行政組織の改革が国民の権利義務にかかわるといふ、そういうものであるの、国民に対する行政サービスの低下をもたらさないということが最も大事なことのひとつである、基準であるといふことは、私どもは当然のことだと考えておりますが、初めにその点についての長官の見解をまず伺って、質問に入りたいと思っております。

○国務大臣(宇野宗佑君) やはり行政は国民のためにあるわけでございますから、常に国民に対してサービスするような体制でなければならぬ、いかに存じます。だから、今回の行革でも、いやしくも民間に過剰介入し、自治体に過剰介入するといふような点は極力これを排除し、むしろ国民

の御共鳴を得てさらに民力を培養する、これが一つの大きな目的でなくちゃならない、こういうふうに言っております。そのためには、行政のみならずが常に簡素にして効率的、いわゆるチープガバメントという姿勢でなければならぬ、これが行政の基本的な考え方ではないか。したがって公務員は、よろしく公僕たるの自信を持って、常に綱紀の肅正に心がけておらなければならぬ、私はこういうふうな三本立てで行政のあり方というものを考えておる次第であります。

○山中郁子君 そうすると、かなり今回の法案についてはいろいろの問題が出てくると私は考えております。

それで、今度のこの法案によって、地方支分部局、附属機関で、法律事項から政省令事項に移管する数、これは何かいろいろの面で全体がなかなかつかみづらいんですけれども、全部で、正確に言うと種類は幾つ、機関数は幾つになるんですか。

○政府委員(加地夏雄君) 今回の法律の中で、従来法律事項でございましたものを政省令に落とすものは全体で二百二十六種類、八百九十九機関でございます。

その内訳は、地方支分部局の場合で申しますと、県単位機関の個別設置の政令移管が五種類の二百二十機関、それから、県単位未満の機関の個別設置の省令移管が一種類、九十九機関でございます。それから、ブロック機関の内部組織として次長あるいは部の設置の政令移管が十五種類の百二十二機関でございます。一方、附属機関につきまして、同一類型で複数以上設置されている機関の個別設置の省令移管でございますが、これが二十二種類の二百八十五機関、それから単一の機関の位置規定、これが省令にかわるものが百八十三種類、百八十三機関でございます。

○山中郁子君 二月十九日の衆議院の委員会でも路議員が質問しているんですけれども、対象の集計が幾つになるかという点に対して局長が、「二百四十種類、千五百五十機関でございます」と

答弁していらつしやるんですね。その辺の違いが私よくわからないんですけれども、どういうことになるんですか。

○政府委員(加地夏雄君) 前回の御質問の際に、その場で先生からいまの数の御質問がございました、私の後ろにおりました係の方がそこでそろばんをはじいて、単純計算をして急いで合合わせた数でございます。いま申し上げた、政令に落とす分以外に省令から政令に上げる分がございまして、それを加えた数として申し上げたのが前回の二百四十種類の千五百五十機関、こういうふうに申し上げたんで、いまの先生の御質問でございますと、法律から政令に落ちたもの、そういう厳密な意味で申し上げれば二百二十六種類、八百九十九機関でございます。

○山中郁子君 そうすると、政省令に移管するのは二百二十六で八百九十九機関である、これが最終的な正確な数字だということですね。

○政府委員(加地夏雄君) そうでございます。

○山中郁子君 それで、かなり大きな数字なわけで、影響は広範囲に及ぶということになるわけで、すけれども、国家行政組織法の八条、九条による、私が申し上げるまでもないんですけれども、「法律の定めるところにより」というところですね。いままでの経過から言って、いわゆる行政機関法定主義とも言うんですか、そうしたところから戦後の憲法に基づいてきているわけなんだけれども、私は、そういう点で、いまままだに変わっていない附属機関や地方支分部局の規定を統一する、このいまの数でいきましても、二百二十六種類、八百九十九機関にわたる膨大な部分を法律から外すという結果になる、ことだと思っております。そういうことは、明らかに国家行政組織法の八条、九条の精神、ないしは憲法に基づく精神から逆行するんじゃないか。大きくいま私にくっついて申し上げているんですけれども、その点はいかがですか。長官に御意見を伺うわけですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 先刻来何度も同様の御質問ございましたが、やはり機関名というものはきちつと法律で明らかにするわけでございます。特に、ブロック機関におきましては地名まで明らかにしよう、あるいはまた、その内部におきましても次長、部長まで明らかにしよう、そういうふうなやっておりますので、したがって、決して法定主義を逸脱しておる問題ではない、私はかように考えます。また、たとえ政省令でございまして、あらゆる機会にやはり国会で御審議を願わなければなりません。よく法律の中には、政令にゆだねようというところがございますが、私たちが、このポストを離れまして国会議員になつた、一般になつたときにはやはりそういう問題でやりとりをしないといふものではございません。そういうふうなことで、私は決してそのこと自体において憲法を無視した問題であるとかいうふうなことではないのではなからうか、かように考えております。

○山中郁子君 政省令であってもいふに長官がおっしゃる理屈を敷衍していけば、何でも政省令でいいんだ、法律と変わらないんだと、国会審議との関係で言うならばそういう理屈になりかねないんであつて、そのところが大きな問題なわけです。

それで、憲法国会でこのことかなりいろいろ議論が出ています。そして、旧帝国憲法のもとでこうした行政組織を決めるのは天皇大権、いわゆるそういう権力によって行われて、議会が何ら関与しないので決められた。そういうことではない、戦後の新しい理念だといふこと、憲法制定議会でこの問題についての議論をされていくんです。それで、天皇大権を否定した上で、当然のことながら行政組織の決定を議会の議を経る法律によって決めるんだということになつてきているわけで、憲法制定議会で当時の金森国務大臣も、「国の国民に対する関係に依る組織の面を表わす部分は、固より法律で書くのが当然の解釈として、法律で書くべきものと斯う考えて居ります。」、こう答弁しているのです。

ね。「外局の方もこれはどう云う法律の中に入
るかは時々見計りを要しませうけれども、矢
張り法律を以て定めなければ、この憲法の趣旨
は合致しない」ということを答弁しているの
です。この憲法制定議會でのこの問題に關する
よりはいろいろあるのですけれども、少なくとも
いまの議論は、私はやはりこうした憲法の理念、
また国家行政組織法の理念と逆行するというこ
とは言わざるを得ない。そのところをいま長官が
答弁されたような内容でかわせば、その本質がや
はりあいまいになる。むしろ本質をこまかく結
果になるといふことになると思いますが、その
点はいかがですか。

○政府委員(加地夏雄君) 国の行政組織を定める
法律の体系は、先生御指摘のように一番もとに憲
法がございまして、憲法に従って国家行政組織法
があるわけでありまして、その国家行政組織法を受
けて各省設置法がそれぞれ具体的な機關の設置を
決めておる、こういうことだろうと思ひます。

その場合に、今回の改正との関連で申し上げれ
ば、国家行政組織法の八条と九条におきまして、
附屬機關あるいは地方支分部局を設置する場合
に、それは法律の定めるところにより設置をする
と、こういう規定があるわけでありまして、その關
係で各省設置法を見てまいりますと、各省設置法
はその八条ないし九条の規定を受けて規定をして
いるわけでございますが、実態的に見ますと、や
はり出先機關の問題、あるいは附屬機關の設置に
つきましては、設置法上それれままだまになつ
ておるわけでありまして、したがって、体制的に見
てまいりますとやはり機關の設置、總称ですね、
所掌事務と、こういった問題は確かに設置法の決
めるとおり法律で決めなくちゃいけない。しか
し、その機關が個々に設置される問題について
は、それは政省令で決めていいのではないのか。
これは一つの三十年間の解釈として定着して
きた解釈であろうと、こういうことから、私も
はそこに着目をしていまして今回の整理をやつて
いく、こういうことではないかと、基本のこ

るは、常に法律によるという現在の組織法の基本
原則というものは守りまして、その枠内での調整
を考へていふことではないかと、御指
摘のような大きな憲法にもとるとか、そうい
った問題は私も決してない、というふう
に考へておるわけでありまして。

○山中郁子君 そういうことも含めて憲法制定議
會で議論しているのです。そして、金森さんは
こういうふうには答弁しているのです。前に申
しましたように國の組織、國民に向つて法律的な
關係を持つ組織と云ふものは、これは法律を以て
規定することが當然であると思へる次第であ
ります。と、こう答弁しているのです。それで、
しかしすべてが、一から百まで全部そうではな
いという範疇もそれはあります。で、誤解のない
ように申し上げておけば、私も一から百まで
全部何が何でもみんな法律で決めると、という
ことを言っているわけではなくて、一番最初に申
し上げました、それはやはり國民の權利義務との
かわり、行政サービスの問題、こういうことで
申し上げておるわけでも、で、そのことにつ
いてはこういう言い方をしているんですね。「形
から云へば物の頭のような所を通じて進行するの
でありますから、この頭に対する補助組織、例え
ば秘書官をどうするか、或はそのタイプライタ
ーを叩く者をどうするかと云うことは、実は法律
を以て規定すべき範圍に属して居りませぬ。そ
う云う部分は法律を以て書かないと云うことが憲
法の議論としては成立し得るものと思ひるのであ
ります。」「こういう答弁をしていふのです。つまり、
だから、當時政府が想定した、いま局長がおつし
やつた三十年間の中で定着してきたんだというよ
うなもの、そして今度その一つの帰結としてこ
の法案を出されているんだけれども、そういうも
のは憲法の制定のときの理論から大きく逸脱し
て、むしろ政府が既成事実としてまぢまぢにし
てきたんですね。そういう結果まぢまぢになつて
いるから、だからこれはまぢまぢなんだと、それが三
十年間の中で定着してきたんだ、これは私は理屈

に合わないと思ひます。現実に憲法制定議會の
ときに金森さんはそういうものとして、タイプラ
イターをたたく者をどうするか、秘書官をどう
するか、こういうことまでが法律事項ではな
い、ということとは憲法上考へられるんだと、當然
これは何を意味していたかといふことははっきりし
ていふと思ひます。もう一度この点について長
官のお考えを伺いたいと思ひます。私は、ずいぶん
離れてきつた、どんだんどもどんだんども大
きく、この拡大してきたものを今度それに基づいて
集大成するみたいな、大幅な拡大をしようといふ、
そういう根本的な問題があると思ひますけれども。

○政府委員(加地夏雄君) 申し上げました各省設
置法というのは、當然憲法が制定され、今日の行
政組織を運営する形として古くから設置法が制定
されておるわけでありまして、その設置法の中で、
いま申し上げた国家行政組織法のたとへば八条な
り九条の解釈をそういう形で各省が運営してい
まいておるわけでありまして。

それからもう一つ、これは別な観点からの問題
でございますが、これは私もが恣意的にこうい
う形でお願ひをしたいというつもりは毛頭ないわ
けでありまして、かつて臨時行政調査會の答申に
おきまして、行政組織の機動的な運用を図るた
めに、極力そういう行政省令と申しましようか、
政府部内における自律的な組織編成というものを
とるべきである、と、こういう主張もございま
す。また民間の審議會等におきまして、余り細
部まで法律で決め過ぎではかえつて組織の弾力的
運用が失われるのではないかと、こういう御意見
も実はあつたわけでありまして。過去、憲法制定
以來各省で設置法が制定されて、そういう実績
もあり、また一般のそういう職者のいふような考
え方も承つた上で私も今回のあれを考へたわけ
でありまして、それにつきましても、先生御承
知のように、四十六年の際に、つまり国家行政組
織法の改正という形で、国家行政組織法が考へ
ていろいろな諸原則に対してある程度の改革をし
ようといふ大きな法律案という形ではなく

て、国家行政組織法の原則の中でそういう各省設
置法でまぢまぢになつておるものの整理をやろ
う、という形でお願ひをしていふわけござい
ます。

○山中郁子君 それは論議のすりかえといふもの
で、その後の経過をひとつ申し上げてもうわか
つてはいるんですけども、国家行政組織法
が制定されるに当たつて、いま私が憲法制定議會
でこういう論争があつたといふことを御紹介しま
したけれども、そのときに、たとえば第八條の附
屬機關の設置の條文が、政府案が「政令の定める
ところにより」と、こうなつていたはずですよ
ね。それが、これは參議院ですか、參議院で修正
されて「法律の定めるところにより」というこ
とで直されました。そして今日に至つてい
るわけですよ。それからまた、十九條の職員
の定員についてもやはり最初に政府は政令で提案して
いるんですよ。しかし、これは衆議院でやはり法律に
よるといふことで修正されているんですよ。これは
その後一九六九年の總定員法で削除されるという
結果になつていまに至つていふわけですよ。これ
も、こういう経過を見れば明らかに、いまあなた
方がいろいろ言ひまぢまぢなものを統一するんだとい
ふような言い方をなさるけれども、實際問題として
は行政機關法定主義、そして憲法制定のときに議
論をされた民主的な民意の反映といふところで「法
律の定めるところ」といふのをかなり大きな基準と
して、そして枠として提出をされた経過を大き
くゆがめてきてしまつていふといふことは言わざ
るを得ないと思ひます。これはいま私が、ではあ
なたがそういうふうにおつしやるなら、金森さん
がこういうものは法律で決めなくてもいいんだと
言つていふこのこと、それからいまあなた方が
法律で決めなくてもいいんだと言つていふことの
この開きといふのは、一体どこに根拠があるん
ですか。理論的な根拠があるのか、それらはぜひ示
していただきたい。明らかに金森さんが答弁した
中身といふのはわかるでしょう。タイプライタ
ーをたたく人だとか秘書官だとかまでは法律で決

るんじゃないんだ、そういうことを言っているわけですね。そのところはひとつぜひはっきりしてほしいと思います。長官ちょっと答弁してくださいよ。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私も金森さんの憲法担当大臣としての、そこまで詳しくは読んでおりませんが……

○山中郁子君　ぜひ読んでください。書いてある。

○國務大臣(宇野宗佑君) やはりいろいろ前後の経緯もあつたと思います。というのは、戦前は勅令というものがありまして、国家行政組織の行革なんかもその当時の法制局長官が鉛筆一本なめたらできたんだというふうな乱暴な話すらも私は聞いております。だから戦後はそれらがすべて間接民主主義、議会制でございますから、したがって法律でやつていくんですよ、そういう趣旨でいろいろとその当時はその当時の時代の雰囲気を通してながら議論されたんじゃないだろうか。もちろん、われわれは決して憲法を無視し、踏みにじつておるものではございません。やはりこれだけ大きな国家となりましたし、また行政も非常に大きくになりました。戦前は八省くらいです、一省当たり二局とか四局、一局当たり二課程度ですわ。しかし、戦後はもうこれだけ大きくなりました。だからそういう意味合いにおきまして、やはり機敏に国民にサービスを充実しながら、またよいいなぜい肉は切らなくちゃならないときもございましょう。そうした意味合いにおきましても、各省それぞれいろいろでございまして、たので、ひとつそのでこぼこを改めながら、そして国会で十二分に御審議を仰ごうじゃないかと、そういうことでございますので、私は、われわれの大先輩がそこまで細かな議論をなさっておったということはいま初めて伺ったわけでございますが、その当時の、戦前から戦後に引き継ぐときの状態なり、いろんな状態もあつたのではなからうかと。やはり行政は行政として、今日は今日の考え方で私たちもとにかく国民サービスを念頭に置

きながら、そして憲法を守りながらやっていく
いと、こういう趣旨でございますので、ひとつ御
理解を賜りたいと思います。

○山中勲子君 いや、それじゃやっぱり理解はできないんですよ。一つは、憲法制定議会です、この問題ですよ、いまこの行政改革で問題になって、政府が進めようとしている中身についてこれだけの議論をしているんです。私は、行管庁長官はぜひともそこから出発してほしいと思います。

何なのかと。ここはやっぱりもう一つはつきりしなければ、私は長官のそういう論旨は通らないと思うんですけども、いかがですか。結局二百二十六種八百九十九機関というのは新たに行政の権限でできるということになるわけでしょう。

○国務大臣(宇野宗佑君) たとえ内閣がかわりま

しても、やはり内閣には一つの承継性というものがあるわけですね。ましてやわれわれ自由民主党の内閣が幾たびかわろうとも、やはり法制定のときの提案理由の趣旨説明なり、またそのときの担当大臣の国会における答弁というものは、これは非常に大切なものでございまして、それを尊重しながら後者もやはりその承継性に基づいて行政を行う、こういうことでございますので、私がこうやってお答えいたしておる以上、やはり初めてこの法案が提案されて以来、これで三度目だと思いますが、歴代長官が私はそのことをはっきり国会で申し述べておる以上、やはりそれを踏み外したような安易な行政はない。ひとつやはり法律を守り、また憲法に従つてやっておると、こういうふうに私たちが申しておる以上、やはりこのこと自体が一つの大きな先例として残っていくと、こういうふうに考えております。

○山中郁子君　そもそもが、その原点である憲法のときの国務大臣のを、政府の見解がいま私が指摘したようにもう大きく逸脱してるんです。それは私は宇野さんは語るに落ちるという答弁だと思えますよ。現実には、そしてこれも宇野長官は、いまあなたが特別にこの問題を審議するに当たって見ていらつしやらないんでしょう。それは、一たん政府が責任持って答弁したものは未来永劫そういうことはちゃんと大事に守ってやるんだとおっしゃったって、現実にはこの根源である憲法制定議会での金森さんの答弁を、これに直接かわりある法案であるにもかかわらず、それはちょっと見てなかったと、こうおっしゃるわけでしょう。そういうことがあるんだから私が申し上げているわけです。

それで、この問題との関連で、五十五年行政

で、附屬機關、地方支分部局の二十九種二百三十機關の整理合理化ということで答弁されていらつしやいますけれども、局長は衆議院で、「こういつた機關は現在その設置につきましては一々法律の手續を踏まなくちゃいけない、こういうふうになつておるわけであります、この法案をお認めいただきまして上は、今回の改革に盛られたそういつた事項につきましては従来に比べて簡略な形で統廃合ができるという形になるわけでございます」と、こう答弁されていらつしやるのね。だから、私は本音が出ていふと思うんですけどもね。要するに、いままで法律を改正しなきゃならなくていろいろ手数がかったと、だけれども、これを認めてくれれば、その整理、統廃合、合理化も簡単にできるんだというところに眼目があるというところがやはり出てきていると思うんですよ。これはやっぱり、二月十九日ですね、新井委員の質問に対して答弁されていらつしやる局長の内容ですけれども、やっぱり逆行だと言わざるを得ません。そのことについては、こういうふうに局長が考えているなら、行管庁が考えているなら、結局この改正は、何のかんの理屈をおつしやつたつて、いまでは法律でやらなきゃならなかつたけれども、めんどろだつたけれども、今度は簡単にできるんだというのが行管庁の本音だ、政府の本音だということになりませんか。

○政府委員(加地夏雄君) 私がそういう御答弁を申し上げた趣旨を正確に申し上げたいと思います。が、実は、こういった出先機関とか附属機関の規制の形式が法律であるか政省令であるかという問題と別に、やはり行政改革という観点から世の中の変動に応じて再編、整理をやっていくと、こういう考え方は別な系列の考え方になるわけでありまして、したがって、この法律が認められたからそういう整理が行えるんだということではございませんで、やはり行政改革の観点からそういう時代の要請に応じて整理、再編をするという方針のもとに個々のそういう機関の存廃を再検討するというのが行政改革であります。ただ、それ

を具体的に設置法なりいろんな形でお願ひしてまいります場合に、この法案はいわばそういう機動的な対応ができるような基盤ができるというのが一つのねらいでございまして、これはもうこの法案の趣旨がそういうことで考えておるわけでありまして、決してそうなたから必ずすべての機関が安易に統廃合されると、こういう問題ではないわけでありまして。そういう趣旨のことを申し上げたわけでありまして。

○山中郁子君 行管庁がすべての機関を安易に統廃合するためにこんなものを出したなんていうふうにおっしゃってないことは百も承知です。そんなことがあつたら大変です。そうではなくて、この法案ができたことによつて、そういうものがいままで法律によつていたんだけれども、そういうことによらなくて簡略にできるようにしたんだというところがメリットだとなつて答弁されているんです。これ、議事録ちゃんとおるんだけれども、「この改正のメリットという点で申し上げます」ということで、私が先ほど読み上げた答弁をなすつていらつしやるんです。そこに私は本音が出ていたというのを、先ほどの議論と合わせた形でこういう表明になっているのではないかと、そういうことだから、この法案自体の本質的な問題があるということを私は重ねて指摘いたします。

で、先ほど和泉委員の方からオリンピック記念青少年総合センターのお話が出ましたけれども、まあ立法技術上の問題であるということなんです。が、どう考えてもずいぶん腑に落ちない話ですね。まださうできてないものを、今度またこういうふうにするんだということになるわけでしょう。で、まあそのことについての議論をいします時間もないんですけれども、確認をしたいんですが、要するにこの文教委員会に保つておられます解散法が成立しなければ、これにかかわる本法案の問題は発効しない、当然のことながら発効しないという条件になりますか。それは、行管庁とそれから法制局に来ていただいていると思ひますので、

あわせて行政サイドと法サイドの関係からの御答弁をいただいております。

○政府委員(加地夏雄君) おっしゃるとおりでございます。当然その部分はどうしても落ちるわけでございます。

○政府委員(関守君) お話の、いわゆるオリンピックセンターの法案が通りません場合にはおっしゃるとおりでございます。

○山中郁子君 行管問題でいろいろ予測記事的な報道もされている面もありますけれども、それは火のないところに煙は立たないということの例外ではないんじゃないかというふうに思うんですけれども、昨年の閣議決定の中で都道府県単位に設置された地方支分部局を行政監視委員会は本年六月までに検討するとしておりますけれども、これは歴史的にもいろいろ経過があるんですが、労働省の婦人少年室ですね、都道府県単位に設けられていたという報道、関連する報道などもあるし、また、それは何回もいまでも言われてきている問題でもあるんですけれども、この婦人少年室は対象になつていないわけですか、端的にお伺いをいたします。

○政府委員(加地夏雄君) 行政監視委員会が府県単位機関全般について見直しをしていただきまして、その結果府県単位機関をどう整理合理化をするかと、こういう御答申をいただきたいと、こういう形で現在御審議をいただいているわけでございます。したがって、結果は別といたしまして、現在都道府県単位機関全体の見直しというところでございまして、この婦人少年室も監視委員会の審議の対象としてはお願いをしているわけでありまして。

○山中郁子君 すべてが対象になつていないんだと、こういう御答弁なんですけれども、そうしましたら、その対象になつていない機関に対する行政監視委員会の調査ですね、この問題に直接関連しない調査、それはどういうところを対象にどういう日程でされるという計画になつておりますか。

○政府委員(佐倉尚君) 行政監視委員会の現地調査——現地に赴いて機関の現状等を把握することとでございますけれども、これ、広島と鹿児島に班を分けて行くということになつております。広島の方では統計情報事務所、労働基準局、婦人少年室、この三つ。鹿児島の方では行政監察局、財務部、食糧事務所、この三つがその監視委員会の現地調査の対象機関として挙がつております。

○山中郁子君 そうしますと、六月までに検討するということとの関連での行政監視委員会の調査は、いま御答弁があつた六機関ということですか。つまり、その六機関の中に婦人少年室が入つていないことになるわけですか。

○政府委員(佐倉尚君) 監視委員会の先生方が現地に行きまして、現地機関としてお調べいただくのはいまのところそういう予定ということになつております。

○山中郁子君 そうすると、全部が対象だという御答弁でしたけれども、その中からこの六つが選ばれていくということはどういう根拠に基づくものでしょうか。

○政府委員(佐倉尚君) 対象は都道府県単位の機関の地方支分部局全部でございます。で、ここで私が申し上げましたのは、監視委員会の先生方が班をつくりまして、広島と鹿児島に行つていただくわけでございまして、そのときに拝見するものがこの六つでございます。ほかの機関をその全部見るわけにもいきませんし、それからいろいろな事情からこの六つを当面監視委員会の先生方がごらんいただくという予定になつていて、ということとでございます。あくまで監視委員会として都道府県単位の地方支分部局の御議論は全部に及ぶわけでございます。

○山中郁子君 調査は、だから限られたところしか調査に入らないわけなんですよ。それとも、とりあえずはここ、広島と鹿児島、三カ所ずつ入る。でも第二弾としてまたどこかへ行くということとで、対象になつていないところを全部調査に入るといふことじゃないんです。だから、どうし

てこういうものが選ばれて、調査に入っている根拠は何かということをお伺ひしている。

○政府委員(佐倉尚君) とりあえずいまの予定を申し上げたわけでございます。必要に応じてまた行つていただくというふうなこともあるかと思ひますし、またその監視委員会において、所管しておる各府県からいろいろ事情を聞いて、必要がなければ行つて調べるといふことは省略されるような場合もあるかもしれません。私が申し上げておりますのは、現在の時点におきまして、この広島と鹿児島においてそういう予定が組まれておるといふことを申し上げているわけでございます。

○山中郁子君 それでは、それ以上のことが担当の方から伺えないなら、やはり長官に伺わざるを得ないんですけれども、やはり調査というのは当然六月までに、その閣議決定に基づいて調査をなさるわけでしょう。そうしたら、私はいま婦人少年室を問題にしているわけですが、私はなぜその第一弾の、当然行管の対象としての調査の第一弾に婦人少年室が入るのかということについては大変疑義がある、大きな問題があると思つておりますので、その合理的な根拠を伺ひさせていただきますというわけです。当面というふうに盛んにおっしゃるんだけれども、それじゃその後全部やるのかと聞けば、それはまだわからないというところで、第一、六月までその時期があるわけじゃありませんから。それじゃ結局婦人少年室は、端的に平たく言つてしまえば、今度の六月末までの府県単位という行政改革の対象として考えておられるというふうにとられたって仕方がないと思ひます。そうだとしたらそういうふうにおっしゃつていただいていいんです。また意見があるから。

○国務大臣(宇野宗佑君) これ私が責任者でございます。いまして、そしてやはり府県単位の支分部局、いろいろ問題がございまして、それが問題だと言ふわけにはまいりません。だからひとつ、これはそれぞれの省庁の言い分もあるから、一番行政

に詳しく、また国会の承認人事で監理委員会というものがあつたわけですから、この方々が一番公正に見ていただけるだろうということで、単にその整理だけではなく、問題の地方事務官の問題もありまして、地方との関連もありますし、そうしたものを含めてひとつ御調査賜りたいということですから、私はやはり監理委員会といたしましても全機関を対象として調査を進められると思ひます。

また、わが方の監察は監察でやはりそれだけの使命を持つておりますから、これはこれでまたやうていきたいと思いますから、決して、一回目にこういうふうに乗ったからそれだけがいれば目つぽにとられたというんじやなくて、やはり常に言われるものですから、私は全部が全部監理委員会がこれはだめだ、これはだめだとおっしゃるのか、あるいは全部残せとおっしゃるのか、いろいろあると思ひます。だから、いまから私が予言をし、また予見をしてもいけない。やはり六人の方々に一応お任せしよう、それぞれの経験者でございますから。決していま山中さんがおっしゃる婦人少年室というものを、それだけを対象にして目つぽにとつていこうというわけではないと、御理解を賜りたいと思ひます。ただ、見直しますから、あり方をひとつ十二分に検討してみよう。これは不必要だとおっしゃって出発しているものでもないと思ひます。

○山中郁子君 もう一つはつきりしないんですけれども、それにして全部を対象にしないものの中に入っているから私は問題にしているんで、それをまず第一弾とした理由は何なのかということとが一つですね。それからあとは全部やっぱり、引き続き第二回、第三回としてやる計画なのですかというのをちよつとはつきり聞かせてください。——その六月までの問題としてですよ、閣議決定による。

○政府委員(佐倉尚君) ただいま申し上げました広島市と鹿児島市の六つ以外の都道府県単位の機関につきましては、監理委員の先生方にまた行つ

ていただくことになるのかどうかはまだはつきり決まっておりますけれども、私も行政監察局の方でいろいろ調べる予定がございます。全部で十一機関でございます。が、それにつきましては、私もその中でできる限りいろいろ調査をいたしまして、行政監察委員会の審議の資料というふうにしたいというふうに考えております。

○山中郁子君 そうすると、やっぱりその六つが先にまずということ、根拠は何か余りよくわからないけれども、先生方がそういうふうにするというふうにお決めになったと、こういうことですね。それと、あと全部やるといふ計画で、全部やるけれども、まず第一回はこうだということではなくて、あとやるかどうかはわからぬと、わからないけれども、まずこれはやるんだと、こういうやり方だということですか。

○政府委員(佐倉尚君) 行政監察委員会において都道府県単位の地方支分部局の御議論をお願いする際に、監理委員会にどのようなデータを提供するか、あるいは監理委員会御自身がどのようなデータをお取りになるか、いろいろな各種の方法によつてそれが行われるわけでございますけれども、監理委員会の先生方が現地に赴いてやるというのが先ほどの話で、私も調べるつもりで、それを提供するというのがいまお話し申し上げた点でございます。

婦人少年室が広島の方に入っているというわけでございますけれども、これはやはり監理委員会の先生方が婦人少年室というもののについてのことをお知りになりたいということで、特にそのようなことになっているわけでございます。

○山中郁子君 で、行政監察の方の婦人少年室に對する計画はあつたらお示しください、引き続き、さつき行政監察の方もやるんだとおっしゃつていたけれども。

○政府委員(佐倉尚君) 婦人少年室の方も行政監察局の方で拝見させていただきたいと考えております。

○山中郁子君 計画を、どこどこへいつ。何か

所行かれるのか。

○政府委員(佐倉尚君) 婦人少年室につきまして、現在私も考えております計画としましては、仙台外七カ所を拝見したいというふうに考えております。

○山中郁子君 では七カ所、後で結構ですから教えてください。それと日程ですね、大体の日程、いつごろということ——後で伺うんでよろしいですか。

そうしましたら、長官はそういうふうにおっしゃいますけれども、やはりかなり行政監察委員会と広島の中にも婦人少年室が入っているわけだけれども、その調査が行われるということ、結局そういう統廃合の対象に婦人少年室がされるのではないかと、たといは報道なんかについて私も無関心でございませぬわけですが、ここで私はちよつと申し上げておきたいんですけれども、もし婦人少年室を統廃合の対象にするというふうなことがなれば、私はこれはもうとんでもない話だと思ふんです。長官も御承知だと思ひますけれども、ことしは国連婦人の十年の中間年です。それで国連婦人年——一九七五年の国連婦人年を契機にして、日本の政府も曲がりなりに——私はもうたくさんいろいろな問題があるから、意見たくさんありますけれども、曲がりなりにそういうことについても取り組まなきゃならぬということ、国連のメンバーとしてもそういう賛同もし、決議もしてきているわけでしょう。そしてこれが、ことしは中間年で国連の国際会議もコペンハーゲンで行われるという、そういうときになっていきます。で、議員連盟もできて、そういうふうにも私も国会の婦人議員、もちろん超党派でたび重ねて政府に対する施策の充実を申し上げてきているところですし、婦人団体や皆さんの婦人の皆さんの要求も大変切実なものになつています。そういう時期に、国の方針の中の行政改革の対象として婦人少年室が入るみたいなのがあつたら、全く世界の物笑いになるというこ

とを私は強く申し上げておきたいと思ひます。

事実、婦人少年室は行管庁で把握されていなければおかしいはずですが、たかさんの、大変積極的な役割りを果たしているんです、仕事でですね。一つだけ例を申し上げますと、この相談件数、これは必ずしも婦人少年室の相談指導内容というの、決して職場の男女差別の問題とかそういうところに限られていたものではなくて、農村の婦人差別の問題とか、広い分野にわたつて指導、相談で大きな成果を上げています。これを現状から見ますと、少年室の定員はこの十年間に二百六十一人から二百三十四人に、一割方も減らされてきているんですよ。そして、片方であらうというふうに相談件数、仕事の中身がふえていくというのを申し上げますと、これと対応するデータがないのが残念なんですけれども、最近の四年間しかデータがないんですけれども、ぜひそれは長官も頭にとめていただきたいと思ひます。が、昭和五十年一万九千件だったんです、相談件数が。これが五十三年で三万七千件にふえています。ものすごくふえていますので、そして、職員一人当たりの指導件数というふうにいまして、二百六十件で、大体勤務日数からいって一人が二日に一件の指導、相談に当たつていっている、そういう件数なんです。どれほどたくさん仕事で婦人少年室の人たちが一生懸命やっているかということは、これは一つのバロメーターにすぎませんけれども、それだけでもおわかりになると思ひます。

それで、その中身を一つ一つとれば、ぜひとも私は長官にも具体的なことをみんな知っていただきたいと思ひますけれども、大変中身のあつて、そしてじみちなそういう努力でもって前進をさせてきているという、こういう機関なんです。それをゆめゆめ統廃合の対象にするなどという、そういう国際的に見ても恥ずかしい、そしてまた実態から見ても国民へのサービスという、長官が何回も何回もおっしゃつた基本的なところから言つても、全く逆行するお取り計らいにはするべきでは

ないと私は思っております。

いま申し上げました少年室の定員は、こんな少ない数で、結局千円という報酬で一年間千円の報酬ですね。そして三千名近くの協賛員を頼んでいるわけですね、一般の人たちに。そういう人たちがみんな力を合わせて一生懸命やっているわけですね。そういう実態ですから、その婦人少年室の今後の充実発展こそ政府として考えなきゃいけない実態でもあるし、内容でもあるし、国際的に見ても日本政府がゆめゆめ忘れてはならない存在であるということを申し上げておきますが、長官の御見解を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) ことがそうした大切な年で、国会におきましても超党派的で婦人の先生方ががんばっていらつしやるということも私は十分承っております。ただ、きわめて事務的で恐れ入りますが、先刻来私が今回の行革において、一応昭和三十九年のあの臨調以来いろいろ問題が残って、それが蒸し返し蒸し返し議論されるものから、さっぱり私たちのやったことすらが御理解願えない面がある。だから、一応さつと昭和五十五年行革ということで整理、統合して、そのときの議論がいいか悪いか、もう十五、六年もたつていますからもう時代変わりましたよと、そんなことじゃありませんよと、いっぱいあるだろうと思ひますので、そういう意味の見直しということでございます。

そこで、非常に事務的でございますが、たとえば婦人少年室にしましては昭和四十五年十一月二十五日に、もう十何年前でございますね、このときに当時の行政監理委員会がやはりその問題を提起しておると。だが、いまはどうだろうということをややはり見直さなくちゃいけないということでございます。もう一つは、五十四年八月十五日に政策推進労働会議が同じように労働基準局と統合したらどうだと、こういうふうな提案をしておられます。この提案というものはいっぱいございまして、御承知のとおり。その提案が完全には守られてない守られてないやられてるの

がいま私なんです。だからその提案がやはり、十年もたつた二十年もたつた、ひとつこら辺でもう一回見直さうじゃないかと、こういう気持ちから出発するわけでございますから、こういう提案に基づいて、決してこの提案の理由を一つの土台として出発するんじゃないと、新しい感覚から見てもいいし、これが私の考え方でございます。

○山中郁子君 政策推進労働会議のお話をおっしゃいましたけれども、それをおっしゃるならば、それじゃ労働組合、労働者の人たちが全面的に公平に、どういう要求を持って政府にもアプローチし働きかけているかということも全面的にとらえていたかなければならないと思ひます。要するに平たく言つて、婦人少年室はいろいろ蒸し返されて、いつもこういう場合の対象になつてきているんだということですね。今度するかどうかは別として、そうなつてきているんだと、あちこちからそういう対象にされて、やり玉に上がつてきているんだということをいま長官がお認めになつたと私は思ひます。先ほどの見解は繰り返しませんけれども、心して私の申し上げたことを受けとめていただきたいと思います。

最後に、この機会でございますので、人事院においでいただいていると思ひますが、成田空港の勤務者の問題についての調整手当てですね、これについて、もう時期が迫つてきているという状況もございまして、この機会にただしておきたいと思ひます。

七八年の各省人事担当課長会議の要望書の中でも調整手当ての改善が出されている、もう御承知のとおりです。労働者側の統一賃金要求の中でも重要な問題として引き続き出されているし、私も過去に何回かこのことについては提起もいたしました。ところで成田空港の問題は、三年間の経過というところで出発していますから、もう運輸省のこの言いいますと、ことしの暮れに切れるんですよ。で、一体どうしてくれるんだということは大変切実な問題になつておりますので、まず人事院のお考えを聞かせていただきたい。

○政府委員(長橋進君) 成田空港の開港に伴ひまして、成田地区に勤務している職員につきましては、暫定的に調整手当の異動保障というかつこうで三年間は保障がございまして、御指摘のとおり、一部の職員につきまして、ことしの十二月で異動保障の期間が切れる職員が約二百二十名ほどございまして、それから、この取り扱いにつきましては、ただいまも御指摘のように、関係方面からいろいろ要望が出されております。率直に申し上げまして、現在時点ではしぼられた形の具体案は用意してはございませんけれども、いろいろ検討を重ねてきてまいつております。ことしの十二月を目前にしまして、それに間に合うように対策をつくりたいというふうに考えております。

○山中郁子君 そうすると、内容的には調整手当の要求を解決する。いまの矛盾ですね、つまりこのままいってしまえば切れちゃうわけですね、八%まるまる減額になるわけですね。そういうことを防ぐ、しないようにすると、調整手当をつけるといふ方向で解決をするという御趣旨ですか。

○政府委員(長橋進君) その方法論につきましては、まだ具体的に結論出ておりませんけれども、いま御指摘の調整手当ということになりますと、民間賃金、物価、生計費が特に高い地域に勤務する職員に支給するということになつておりますので、法律の文言とおりすばりこれを考えますと、なかなかむずかしい問題があるのじゃないかというふうに考えております。しかし御指摘のように、やはり今後適切な運用を確保するという観点から申しまして、重要な給与問題ということでございまして、ひとつその官署移転、今度の場合特に官署移転ということでございまして、今度の場合こういうたような場合にどういふふうな対策を講ずるのが適切かというふうなちよつと多角的な視点からも考えまして、十二月まで何と対応できるような措置を考えたいというふうに考えております。

○山中郁子君 もうちよつとはつきりし聞けたらと思ひますが、そうしますと、官署指定でもって解決をしたい。もし調整手当の問題との、ことしの人事院勧告に盛り込むという内容が出てきますよね、それとの関係。それから官署指定という方法で解決をしていきたいと思つていらつしやるのかどうか、その辺もうちよつと聞かせてください。

○政府委員(長橋進君) 官署指定という方法になりますと、要件が法律に書いてございまして、支給地域に近接するということがございまして、官署指定という方法をとれるかどうかまた問題であらうかと思ひます。しかしいづれにしても、対応策ということになりますと、法律の改正を要する事項ではないかというふうに考えておりますので、したがって、やるとすれば勧告等でそれに触れるということになるかと思つております。

○山中郁子君 そうしますと、いま人事院勧告に盛り込むことも含めて解決を図るというふうに考えていらつしやる内容は、成田空港を対象にした、ないしはいままで調整手当いろいろ問題がいろいろありまして、そういう総合的な問題の中で解決をするということではなくて、成田空港にダイレクトにつながるそういうとらえ方というふうに理解してよろしいんですか。それとも全体を検討しますよと、その中で成田の矛盾についても解決するはずだと、こういうふうなお考えなのかどうか。

○政府委員(長橋進君) ただいま念頭にありますのは、成田空港問題ということ念頭に置いて対策をいろいろ考えております。ただ御主張のように、その結果これは全体的な手直しをしなければならぬかなという問題にあるいはなるかもしれないけれども、しかし勤務地、調整手当の全体的な手直しということになりますと、配分上いろいろな原資の問題もございまして、上げるところが出てくれば下げるところも出てくるといういろいろな問題ございまして、なかなかむずかしい問

題だろふというふうに考へております。ただ念頭にありますのは、当初申し上げましたとおり、成田空港問題ということをまず第一に念頭に置いて取り組みたいと思つております。

○山中柳子君 その点につきましては、人事院もすでに御承知のとおりなんですけれども、たとえば運輸大臣が、「運輸省に勤務する特殊職員の給与改善要望について」ということで、これは五十二年六月、大臣が要望されているんですね。その中で、調整手当に準ずる手当を支給されたいと、これは中身は調整手当甲地八%と、こういうことですね。そういうことを要求されているし、また成田空港への移転に關しては、労働組合が当局や人事院とも直接いろいろ交渉なすって、何とかするからと、こういうお約束で答弁もあったという内容でございますし、時期も迫っている問題です。それで、特にこれは調整手当全般の矛盾とも關係するんですけれども、これがこういうふう

に集中的に国の都合によって強制配転が行われるからよい矛盾が集中的に出るわけなんですけれども、私も千葉の実情について調べたんですが、これは千葉県が調査しているんです。千葉県の調査している物価の状況なんです、五十年を二〇〇としまして、成田市の隣の佐倉市では一三〇という指数が出ています。なぜその成田市が出てないかという、これは千葉県が成田市を調査しなかったでデータがないんですけれども、成田市のすぐ隣に佐倉市がありますから、その佐倉市の指標で見ると一三〇というのが出ているんですね。これは乙地指定を受けている千葉市の一二八・七というものを上回っている。すでに千葉市は乙地で調整手当の指定を受けているわけでしょう。もう成田や佐倉は全然受けてない、地図で言

えば白ですね。そのところが、現実には地方自治体が調査をして、そして実情を調べたものの中

でもそういう方向でもって矛盾が出てきているという關係がありますから、私の方も調整手当の問題全部についてはいままでも要求もしてきました

し、これはまた別問題としてさらに人事院の見解

も詰めてもらわなければいけないと思っておりますけれども、とにかくこの成田空港関連の問題としては、そうしていただかなければ、やはり八％の減額というのは大変生活に大きなかなり基本的な影響を及ぼす内容ですから、配転をしたいと、調整手当が切れちゃうから成田から別な部署にかわりたいと、こういうふうになってきてもこれは仕方ないですね、そういう希望が出てきてもね。そうしたら空港勤務という面からいきまして、熟練を要するし、大変安全な、最高度に危険を生ぜしめないことが大事な業務の部署ですから、そういう意味からも働く人たちがそういう状況に追い込まれるようなあり方は大変不相当だとそういうふうに思いますし、それからまた、調整手当という自身が配置転換というものを可能ならしめるという機能を持っているという基本的なところとものをなさるといふ御回答でございましたけれども、解決をする中身が、最初現行でもって何とかなすといふふうなお約束とあけてみたら全然違っていたと、何かの手は加えたけれども全然違っていたというこのないように、中身がきちんと官署指定なりそれから調整手当の支給なり、そういう形ではつきりと要求がかなえられるように実現をさせていただきたいと思えます。それはそういうことでよろしいですか。

○政府委員(長橋進君) 問題の所在、実情等につきましては十分認識しておりますので、その線に沿って努力したいと考えております。

○山中郁子君 終わります。

○森田五郎君 私は、本法案の内容とはいささか離れるような形になるかと思いますが、若干関連する意味で、行革問題の本質的な問題と申しました。ようか、行革に対する姿勢、あり方、その辺の基本的な問題を中心に、若干抽象的な質問になるかと思いますが、伺わせていただきたいと、かように思っております。

まず質問の前に、第二次大平内閣で非常に難関、難事とも言うべき行政改革の長官に就任され

ました宇野長官に心から御苦勞さんと、こう申し上げたいわけでございます。

先ほどどうか同僚委員の方の御質問、和泉さんでございましたか。の中で、実は福田内閣時代からの積み残しの法案をも含めての行政改革を逐次なさっておるといふような御答弁があつたようでございますけれども、これは私の考え方が間違つておりますかどうかよくわかりませんが、福田内閣は発足当時に大きく行革の目玉として中央省庁の統廃合問題を私はうたつておつたような気がするんです。もちろん、特殊法人の整備であるとか、あるいは各省のブロック機関の整備、統廃合、こういうふうな問題もございましたけれども、確かに私の記憶では中央省庁の統廃合問題を大きくうたつておつた。しかし、それがだんだんスローダウンをしてきて、私どもが考えておりますいわゆる行革というものは、実は期待薄だつたといふふうに私自身は考えておるわけでございます。

そこで、歴代の内閣をずつとながめてみますと、これは定説とも言われておるように、吉田内閣当時の人員整理と佐藤内閣当時の総定員法の制定問題と一省一局の削減、言うなれば行革問題は、まあ行革史上それぐらいじやなかろうかというのが一般的な見方のごさいますし、事実私どもも実はそんな感触でおるわけのごさいます。が、実は大平内閣の行政改革そのものについて、あえてこれは長官から御答弁をちょうだいしたい、また御意見をお聞かせ賜りたいと思うのごさいますけれども、要するに財政再建問題と絡めての行政改革、つまり一般消費税の導入、言うなれば増税路線を一方で掲げたと、したがって何か行革問題をもそこで打ち出さなければかっこうがつかないと、つまり財政再建との絡みの中でスタートした第一次大平内閣ではなかったかというような感じがするんでございます。その辺をひとつ長官から率直な御意見をちょうだいしたいのと、かように思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 行革は、第二次大平内

閣におきまして一番大きな目玉になったわけでございしますが、その経緯におきましては、もちろん総選挙におけるいろんな国民の判断というものが貴重な土台になっていることは事実でございます。しかし、だといって国民自体は、今日の国家財政が危急に瀕しておるといふことは十分おわかりだろうと思えますから、当然そうした国民の認識の上に立ちまして、われわれ自民党といたしましても、総選挙の際には財政再建の方途として、一つは増税路線を提唱し、もう一つはやはり行革を提唱しておったわけでございます。これが二本の柱でございまして、そしてこれによって財政再建を図るんですよというふうにお約束しておったんですが、増税路線、なかなか竹下さんがよく言う（仮称）消費税というものが、これが否定されました。したがいまして、行革が財政再建を支えなくちゃならないと、こういうふうに肩がわりがされたような感じがいたします。

しかし、私自身から申し上げますと、行革そのものの本来のあり方というものは、常にチープガパメントを目指すことでございましょうから、もっぱらもう財政再建だけが行革の使命だと、こういうふうな解釈をされますと非常に行革の責任が重過ぎまして、これは大変なことでございますね。たとえば消費税にいたしましても、もし国民がお許しあるのならば、大蔵省としては恐らく年間二兆円、三兆円の収入を図りたい、こう考えておつたわけで、それが否定されたから行革で年間二兆円、三兆円出せと、こう言われましても私はこれは無理だと、こういうふうにはつきり申し上げております。しかしながら、財政再建には資金なければならぬ、この心は失いませぬと、こういういうことでございますので、したがいまして、経緯を申し上げればそうしたことではございまいしょうけれども、やはり出発当時から、第二次大平内閣になつて大きな目玉にはなつたが、総選挙前におきましても、行革という問題に關しましては、これは一つの大きな柱として存在しておつたといふことは事実でございします。

○森田重郎君 重ねて同じようなことを御質問申し上げて大変恐縮かと思ひますが、実は昨年この衆議院の選挙期間中に生じました例の鉄建公団の乱脈経理の問題、同時にまた、その後幾つかの省庁間におけるカラ出張、やみ給与の問題、さらには最近非常に問題になっておりますKDDの問題、こういう一連の不祥事の中で、先ほどの財政再建問題とこれはまた絡んでこの問題が浮かび上がった。ですから、当初は財政再建の一つの手段としての行政改革というものが、言うなればそういった増税路線の問題から、たゞいま申し上げましたような幾つかの不祥事と申しましようか、そういう問題をも踏まえて、手段が目的に変わってきたというふうな見方をされる方もあるわけですが、その辺いかがでございますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) そういう面も確かになきにしもあらずだと思ひます。特に綱紀粛正、ここから端を発しました、特殊法人やつつと、あるいは地方出先やつつと、中には省庁もやつつと、こういうふうな議論が大きくなったということも事実でございます。そうして一人一人の、やはり国民の一つ一つの声にも私たちはいろいろの角度においておこたえしなければならぬと思つて現在幅広い行革を進めておるといふのが実情でございます。

○森田重郎君 大変御苦労いただいてるわけですが、これはたしか昨年の五月ごろではなかったかと記憶しておるんですが、滋谷自治大臣が行革につきまして大変ハッスルをした時代があったように私は記憶しておるわけでございます。それは、自治省が地方分権の推進と行革とでも言うべき行革の合理化方針を決められたことがございました。その中身をよく読ましていただきますと、一言に言うなれば、地方の時代にふさわしい地域社会を実現するためには、地方自治体が主体となって創意とイニシアチブをとることが必要だ、そういう意味でももろの施策が行われなければならない。にもかかわらず、国、地

方を通ずる行政の仕組みは必ずしもこれに適するものとはなっていないと、こういうようなことをおっしゃつておるようです。本来自治体の権限と責任において処理すべきものでも、国が行政上の関与を行つておると、これが自治体の自主性を損なつておるばかりでなく、チーフガバメントならざるビッグガバメントの要因になつておる。そういった基本認識に立つて、国の自治体に対する関与というものは全国的に統一すべき事項にとどめて、その他は原則として地方自治体にゆだねる体制を確立する。こういう方向のもとに国、地方を通ずる、言うなれば行政や財政をも含めての行政の見直し、これを考えなくちゃならぬ。言うなれば集権から分権といひましようか、画一化から多様化と申しましようか、統制から自主とでも申しましようか、そういう意味でのこれからの新しい地方の時代をつくつていくことが必要である、こういうふうなことを私も承知しておるわけですが、この考え方がやはり大平総理の言われる田園都市構想にもつながるかと思ひますが、きょうは自治省の方々はお帰りのようでございますけれども、その辺につきまして、地方行政をも踏まえての大きな意味での行革につきまして、長官のお考えを賜りたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 確かに地方の時代といふのは、都会の活力を地方にもたらし地方の豊かさを都会にもたらそうと、私たちはこういうふうな哲学で進みたいと思つておる。地方自治体自体の行革は別といたしまして、やはり国との関連といふのは大切でございます。したがって、六月の三十日までには府県単位のそれぞれの支分部局に關してももう一回見直そうではないかといふのもそういう一面を踏まえてのことでございます。また私が特殊法人一つのあり方を考えましても、やはりいつまでも地方が国にばかり頼つてもならずに、ひとつ国は十分ごめんどうを見るから、地方は地方としてのそのカラーを発揮しながら、やはり地方の田園都市なら田園都市の建設の

ためにはひとつやつともらわなくちゃならない仕事もたくさんあるんじゃないだろうか、こういうふうにお思ひしております。

そうしたことと兼ね合わせまして、私はやはり地方にもいままでのごとく、何かあると国が責任を持つて金は国が出せというふうな面も私は決して少なくないと思つておる。したがって、その辺の兼ね合いといふものを十分に考えまして、地方は地方として今後やはり中央集権を排除して分権を確立するといふ、それぐらいの気持ちでやつていただきたいと、こういうぐあいと思つております。したがって、幾つかの面において今日、ぼちぼちではございますが、余りにも地方に介入する度合いが強過ぎる面はこれは薄めなくちやならぬ、そうしたことで許可認可であるとか、補助金であるとか、さらには報告書、法令等々の制度をこの五十五年行革でやつておるといふのもそういう一端でございます。

○森田重郎君 次に、実は私企業をも含めて、民間の活力を大いに政府事業に導入したいといふことはかねがね長官のおっしゃつておることでございますが、まさに同感でございます。実はこれは某大学の教授が、すでにござらんになっておられるかと思ひますが、特殊法人を縮小して民間に移せといふふうな意見を新聞紙上に載せておられますが、ちよつとそこを讀ませていただきますと、「私企業は営利的競争の抑制を受けるので、資本の管理にも労務の管理にも経営者は浪費の起ころぬよう心がけざるを得ないし、消費者に供給する商品やサービスには消費者負担の原則に従ひ、良質低廉の努力を費やすことになる。しかるに、公社公団の特殊法人にはこの種の抑制原則が働かないために、資本や労働の管理がずさんになつても、その責任を問われるのは監督官庁の監査とか規則に違反をしていないかどうかという形式的な方法にとどまることになる。」と、大変厳しいいろいろな御意見を出しておるんですが、要は官の仕事は高くなると、あるいはまた非能率の部分が非常に多いと、民間活力をこの際大いに導入すると、こ

ういふことを言つておるわけですが、私も民間出身でございますので、その辺は非常にせひそうあつてほしいといふことを切に念願をしてる者の一人でございますが、長官のお考えを、今後の特殊法人等をも踏まえてどのような形で民力、民間の活力を導入なさるお気持ちがおありなのか、多少具体的にお聞かせいただければ大変ありがたいと、かように思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) アメリカの例をとつて恐縮でございますが、これはやはり見習うところは見習つた方がよいと思ひますが、アメリカにおきましては、時と場合によりましては有能な民間人を登用して国務省の、一時的であつたにいたしましても役人にして、そしてそこで大いにその人たちの抱負経綸を国家のために充電をしていくと、こういう方式がとられております。なおかつ、アメリカの公務員は、農林省プロパーの公務員もいましやうが、やはり農林省を経たならば大蔵省へ行きなさい、大蔵省をやつたら今度は行管でも行きなさいと、こういうふうなことで各省庁の公務員ではなくして国家の公務員である、こういうふうなことで、日本ほどはなわ張り意識が強いんじゃないかと、しかし、わが国におきましては、やはりなわ張り意識が強いといふことが一番私はこれは国家の非能率な面ではなかつたかと、こういうふうなことを考えることも間々ございすが、しかし、そうしたところにさらに民間の活力を注入して、そうしてやはりいま森田さんがおっしゃつたような、たとえば経営原理と申しましようか、やはり国家の予算編成に際しましては最小の負担で最大の効果を上げるのが当然でございます。したがって、そうしたためには、時と場合によりましては民間と官界との交流が必要であると、アメリカは現にやつておるわけですから、私はそういうふうな主張をしております。

特に国会におきましても、特殊法人は民間人をひとつ五割以上登用せよといふことですから、竹下大蔵並びに伊東官房両大臣とともにそのことを今回の行革の大きな一つの柱といたしまして、で

はどういう民間人をどういう方法で投入するかというところでございます。たとえば企画庁におきましていろいろ民間の方々が来て、そしてそこで研修もなさったり、あるいは勉強したりすることがあるんですが、間々色めがねで見られますと、それはもうすでに官民癒着である、こんなことでもうすでに終わっちゃうというところもかつてはあったわけでございます。あるいは特殊法人におきまして、民間から登用するときには大体功なり名を遂げた方々が来られて、そして官界の方からは局長クラスのこれまた功なり名を遂げた人が行ってしまおうというふうなことで、非常にそこで硬化現象を起しているわけですから、私は、民間は重役になる前の人、官界は局長になる前の人、そういう人たちが十二分に交換すべきだと、こういうふうな主張を持っております。それで、先般経済関係、産業関係の代表者の方々に来ていただきました、そういう抱負経緯を申し述べました。そのときに、いま森田さんがおっしゃったように、民間からも、ひとつ若い課長クラスは民間であるが、官界であるが、時と場合には一つのところで勉強させて他流試合させて、そしてお互いが国家、経営のためには民間のよいところを学ぶ、民間もまた国のいいところを学ぶ、そういうふうにするというふうな新しい発想でなかったならば、いつまでも明治以来からの動脈硬化症じゃだめですと、私と同じような意見申し述べられましたから、たとえばそうしたことも一つの今後の道づけではなからうか。すぐに急にがごとくわけにはまいりませんが、しかしながら、やはり国会等々の御理解も賜りながらそういう方向へ持っていきたい。さにあらずんば、いまのようなKDDの事件とか、いろんなことで監査も強めてしつかりやってみますけれども、肝心かなめの経営がいかに熊勢であつては、これはやはり特殊法人としての使命を果たすわけにはまいらない、こういうふうな感じを今日強く抱いているものであります。

○森田重郎君 行政改革に対する国民の方々の一

般の世論というものは非常に強いものがある、これはもうすでに御承知のとおりでございます。それから、自民党さんにおきましても、前回の代表的に納得し得るような意味での行革、抜本的な行政改革をすべきだというふうな、大変しなした質問をされたように私は記憶しております。国民しかり、自民党さんしかり、それから組合関係も私もながめてみましても、官公労組にしましても、多分に昔とは行革に対する姿勢が変わってきているような感じがいたします。もちろん幾つかの条件の中で、団体交渉権の確立というふうなことも言っておられますが、民間労組にしても同様ではなからうかというふうに考えられていくわけで、そういうふうな一連のそういった最近の情勢を考えますと、ここで思い切った行革を進めるといふことは、ある意味では千載一遇のチャンスではないかというふうな感じがするわけでございます。ですから、ここで長官が一踏ん張りも二踏ん張りもしていただくことが、大変これはまあ国民の世論にも通ずる。これをもしそういう機会を失ったということになると、大変な私は機会喪失につながるんじゃないかと、かようなことを考えておるわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) おっしゃるとおり、行革を断行するには最もよい環境に恵まれているのが今日ではなからうかと。諸先輩非常に苦勞なさいましたが、五十日十八の特種法人がカットできたというのも、やはり環境よろしきを得た、あるいは国民の偉大な声援があったと。こういうふうな考えてまいりますと、やはり千載一遇の機会でございますからやっつけていきたいと思います。が、何分にも、あれもやりたい、これもやりたいと私思っているんですが、そのためには、一挙にやっつけてしまつて皆がぶれてしまつちや何もありませんから、一つ一つ着実にやっつけておるつもりでございます。だから、今日までやっつけてまいりましたのは、四本柱が言ひならば一番大きな柱をなし

ておりますが、第二弾におきましては、先ほど来から申し上げておきますとおり、審議会の整理を初め、あるいはまた特殊法人の見直し初め、特にきょうはわが党の三役にお願いをして了解を得たわけですが、思い切つて原則的に審議会からは国会議員の先生方はこれはもう排除すると。よい意味もあつたでございましょうけれども、やはり世間から見ますと、やっぱり国会の人が国会らしい発想だけでやっておるんじゃないかと。そうじゃなくして、やはり民間の有識者だけによつて、国会はその後国会において審議したらいいと、こういうふうな考えますから、だからそういう意味でこれなんかも実はタブーだったかもしれせんよ。しかし私は、今日はそのことを思い切つて、気がついたときにはやはり始めなくちゃならぬというので、三役にも申し出ましたら、三役も気持ちよくそれをやろうということでございまして、いざわが党の行政調査会という機関で十二分に練つていただきますが、もう本当に気がついたらすぐに着手するというふうな姿勢でやっつけていきたい。

ただ、私が残念なのは、相当なことをやってもやはり何兆円という金が上がらぬじゃないかと。これが、金目が一番国民にわかりやすいんでございまして、いつも申し上げますが、ではその何兆円というの、よく評論家がおれなら何兆円すぐに上げるよと。どういう方法だと言いますと、特殊法人五体つづすと。そんなものじゃ絶対出ません。だから、九十万人の公務員の方がいらつしやるが、かりそめにあした皆やめてもらえば、四百万円ずつで四、九、三兆六千億。それで三兆六千億しか浮きませんよと。三十万人やっつて一兆円ですと。そういうことが果たして今日でできるでしょうか、国会の決議もあるわけですから。そういうふうな考えてまいりますと、なかなかその行革というのものにも一つのリミットがございます。しかし、その中をかき分けながらでも、やはり恵まれた環境でございますから、大きかろうが小さかろうが、やはり気がついたことはどんどん

んやっつけていくと、こういう姿勢で臨みたいと思っております。

○森田重郎君 昨日、政府委員室の方へ伺いました、宇野行政管理局長官は何代目の長官になるんだらうかと聞きましたら、四十七代目だと、こういうふうな話だったんですね。だから、ちやうどこれはまあ四十七士の討ち入りのような気持ちでこの行革問題に取り組んでもらうのにまさにごは適任の方だ。ところが、後からちやうど訂正がございまして、四十七代目ではなく四十六代目だと、こういうふうな御訂正があったんですが、まさにそういう気概、勇氣、決断の中でこの行革問題に当たつていただきたいと、かように思うわけです。

先ほど、長官が何か英國の例をちやうど引かれて、あれは行政何ですか、監察指導員制度——オンブズマンシステムが何かのお話でございまして、八年に一度と。私はまあ七年に一度というふうな理解をしておったんですが、いわゆる行政下クラーというものが、やはりこれも新聞紙上にございしたけれども、あつて、そして行政そのものを一つの病気にたとへれば、ここがぐあい悪いと、だからこのぐあいの悪い部分は切つて捨てる、ここにはどういふふうな治療があるというふうな意味での、まあ言うなれば監視制度とでも申しましようか、そういう一つの機構があつてよろしいんじゃないかというふうな考えておるんです。

それに関連しまして、ちやうどひとつ長官の御答弁をちやうどいければ大変結構かと思ひますが、これは実は昭和五十五年度予算の政府原案に對しまして、新自由クラブから幾つかの要望事項を出さしていただいたわけでございます。その中で、行政の推進問題を第一に掲げまして、それは中央省庁の統廃合問題であるとか、一千億程度の行政経費の削減の問題であるとか、あるいは補助金のカットの問題、五項目ほど出さしていただいたんですが、その最後に、この行政改革の推進を図るために国会に行政改革——これは推進で

も、行政改革委員会でもよろしいんですが、特別委員会を設置して、その場でひとつ行革問題を超党派の観点、視野からいろいろと討議していったらどうだろうかというふうな実は御要望も申し上げたわけなんです。長官、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) いろいろそういう行革推進のためにありがたい御意見があることも十分拝聴いたしております。何分にもこれは国会のことでございますから、われわれ行政にいる者がお話しするよりも、むしろ国会で決め願えれば、私たちといたしましては、それに従っていくというときにはやぶさかではございません。

○森田重郎君 御答弁の御趣旨、それからお立場はよくわかりました。重ねて申し上げますけれども、自民党さんの方から、これは各会派にもいろいろ関連する問題であるから十二分に研究はするということな大変色よい御返事をちょうだいしておるわけですが、どうぞひとつ、自民党の幹部の一人として、よろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○委員長(古賀雷四郎君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会します。午後五時八分散会

三月七日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、遺族年金・扶助料の改善に関する請願(第九四六号)
- 一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願書(第一〇一五号)
- 一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第一〇九二号)

第九四六号 昭和五十五年二月二十五日受理
遺族年金・扶助料の改善に関する請願

請願者 熊本市御幸田町五七八ノ三 片桐ミサオ外九百二十一名
紹介議員 松前 達郎君

第一〇一五号 昭和五十五年二月二十七日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ八ノ二 航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 東海林政治

紹介議員 安孫子藤吉君

旧中華航空の従業員を恩給法令にいう外国特殊機関の職員に定めるよう所要の措置を講ぜられた。すなわち恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第四十三條の二第一項の外国特殊機関の職員等を定めている昭和三十九年政令第二百三十三号の第二條中に、第十四号として「十四 旧中華航空株式会社の従業員」を加えるよう政令の一部の改正を行い、かつ、「改正後の第二條第十四号の規定は、昭和三十九年十月一日から適用する」旨を定められた。

理由

昭和十一年十一月七日、翼務政務委員会と満洲航空株式会社が(以下満洲航空という)との共同出資による恵通航空株式会社が(以下恵通航空という)が設立された。昭和十二年七月日華事変が勃発し、恵通航空は北支派遣軍に協力、航空輸送を実施したが、航空の需要は急増し、現地に発足した、中華民國臨時政府(在北京)同維新政府(在南京)及び蒙疆自治政府(在包頭)三者の相互連絡、提携も必要となつてきた。これらの要求を充足するため恵通航空を発展的解消し、昭和十三年十二月十七日、大規模で強力な中華航空を設立した。その際、満洲航空から派遣されていた乗員を含むすべての従業員は同日付けでそのまま中華航空の従業員となつた。中華航空は、中国大陸において、華北交通、華北電々、華中鉄道、華中電信等の各社と並ぶ国策会社であつて、日本政府及び

中国の三政府と緊密、不可離な関係にある法人であつたことは明らかであり、実質的には法律附則第四十三條の外国特殊法人に含まれるよう規定すべきであつたが、この同条の規定のままで是不可能なので、中華航空の本質にかんがみ、特殊法人に準ずるものと認めるよう望むものである。中華航空の従業員のうち、応召又は徴用により、辺陲の地に出動して、陣没した数は百を超えている。

なお、外国政府、外国特殊法人又は外国特殊機関の職員期間のある公務員についての在職年の計算について、この職員期間を加算する特別の規定に基づき、この法人又は機関の職員に該当するものとして、政令で定められた当該法人及び機関は既に二十一社に及んでいる。国策会社の中華航空の従業員が、生命を賭して使命の遂行に当たつたことは、この政令で定められた法人や機関の従業員とそれと比較して、劣るものでないことを確信するものである。

第一〇九二号 昭和五十五年二月二十八日受理
旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者

長野県伊那市東春近三、六六一 飯島則雄

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は一月二十九日)

- 一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、中小企業省設置法案(衆)

中小企業省設置法案
中小企業省設置法

(目的)
第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

(任務)
第三条 中小企業省は、中小企業の振興及びその従事者の経済的社会的地位の向上を図り、経済社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)
第四条 中小企業省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

- 一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる政策及び計画を決定し、及び推進すること。
- 二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の施行に関する事務を処理すること。
- 三 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の施行に関する事務を処理すること。
- 四 中小企業振興事業団を監督すること。
- 五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業に関する事務を行うこと。
- 六 中小企業の従事者の福祉の増進を図ること。
- 七 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の施行に関する事務を処理すること。

八 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の施行に関する事務を処理すること。

九 前二号に掲げるもののほか、中小企業者の事業分野の確保に関する事務を行うこと。

十 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の施行に関する事務を処理すること。

十一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）の施行に関する事務を処理すること。

十二 中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）の施行に関する事務を処理すること。

十三 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第二号）の施行に関する事務を処理すること。

十四 特定不況地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六号）の施行に関する事務を処理すること。

十五 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の施行に関する事務を処理すること。

十六 中小企業指導法（昭和三十八年法律第四十七号）の施行に関する事務を処理すること。

十七 中小企業者の依頼に応じ、その経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告を行うこと。

十八 中小企業に有益な技術及び経営方法等の奨励及び指導を行うこと。

十九 中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。

二十 中小企業の生産に係る特産品の品質の維持及び改善、需要の開拓等のための指導及び助成を行うこと。

二十一 中小企業に係る製品の輸出の奨励及び指導を行うこと。

二十二 中小企業に係る製品の輸出の増大を図るための海外市場の調査及び開拓並びに普及宣伝の指導及び助成を行うこと。

二十三 中小企業に対する資金の融通をあっせんすること。

二十四 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の施行に関する事務を処理すること。

二十五 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の施行に関する事務を処理すること。

二十六 中小企業投資育成株式会社を監督すること。

二十七 商工組合中央金庫を監督すること。

二十八 中小企業金融公庫を監督すること。

二十九 中小企業信用保険公庫を監督すること。

三十 商工会の組織等に関する法律（昭和三十三年法律第八十九号）の施行に関する事務を処理すること。

三十一 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十二 小規模企業共済等に関する法律（昭和四十年法律第二号）の施行に関する事務を処理すること。

三十三 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の施行に関する事務を処理すること。

三十四 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十五 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十六 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十七 小規模事業者生業安定資金融通特別措置法（昭和五十五年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

置法（昭和五十五年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

三十八 国民金融公庫に関する事務を行うこと。

三十九 小売業を行う中小企業者相互間の競争の調整に関する事務を行うこと。

四十 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

四十一 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。

四十二 中小企業に対する金融制度、税制その他中小企業に関係がある経済問題に関し、調査研究すること。

四十三 中小企業省の所管行政に関する広報を行い、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

四十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律）に基づき命令を含む）に基づき中小企業省に属させられた事務を行うこと。

2 中小企業大臣は、中小企業の育成及び発展を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることが出来る。

（内部部局）

第五条 中小企業省に、大臣官房及び次の四局を置く。

企画局

指導局

金融局

小規模企業局

大臣官房に、情報調査部を置く。

（特別な職）

第六条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

理する。

（大臣官房の事務）

第七条 大臣官房においては、第四条第一項第四十号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く）、同項第四十一号に掲げる事務、同項第四十二号に掲げる事務（金融局の所掌に属するものを除く）、同項第四十三号に掲げる事務、中小企業政策審議会の庶務に関する事務及び省務の総合調整に関する事務並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

2 情報調査部においては、前項に規定する事務のうち、第四条第一項第四十一号に掲げる事務及び同項第四十二号に掲げる事務（金融局の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

（企画局の事務）

第八条 企画局においては、第四条第一項第一号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く）、同項第二号に掲げる事務（団体協約に関するものに限る）、同項第三号に掲げる事務（安定事業、合理化事業及び特殊契約に関するものに限る）及び同項第四号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。

（指導局の事務）

第九条 指導局においては、第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務（企画局の所掌に属するものを除く）、同項第十六号から第十八号までに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く）並びに同項第十九号から第二十二号までに掲げる事務をつかさどる。

（金融局の事務）

第十条 金融局においては、第四条第一項第二十号から第二十九号までに掲げる事務及び同項第四十二号に掲げる事務（金融制度及び税制に関するものに限る）をつかさどる。

（小規模企業局の事務）

第十一条 小規模企業局においては、第四条第一項第一号及び第四十号に掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規

模企業に関するものに限る。同項第十六号から第十八号までに掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業に関するものに限る。）並びに同項第三十号から第三十九号までに掲げる事務をつかさどる。

（附属機関）
第十二条 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するところとする。

種 類	目 的
中小企業安定審議会	商工組合及び商工組合連合会の安定事業及び合理化事業並びにこれらの総合調整に関する重要事項を調査審議すること。
中小企業分野等調整審議会	中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項（小売業（飲食店業を除く。）に係るものを除く。）並びに商工組合が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議すること。
中小企業近代化審議会	中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。
（地方支分部局）
第十三条 中小企業省に、地方支分部局として、

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道中小企業局	札幌市	北海道
東北中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
中部中小企業局	名古屋	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 中小企業局の内部組織は、中小企業省令で定める。

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

2 中小企業局を置く。
2 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。
（中小企業局の名称、位置等）
第十四条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）は、廃止する。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十六条（第四十八条）」を「第三十六条（第四十七條）」に改め、「第三節 中小企業庁（第四十八條）」を削り、「第四十九條」を「第四十八條」に改める。
第三節第九号を次のように改める。

九 削除
第四條第一項第五十号を次のように改める。
五十 削除
第二十七條第十七号を次のように改める。
十七 削除
第三十六條中「、特許庁及び中小企業庁」を「及び特許庁」に改める。
第三章第三節を削る。
第四章中第四十九條を第四十八條とする。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

本案施行に要する経費として、平年度約二千万円の見込みである。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第二三三三號）
一、遺族年金・扶助料の改善に関する請願（第一二七三號）
一、旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第一三〇八號）（第一三四二號）
一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願書（第一

一三五〇号）
第一二三四号 昭和五十五年三月三日受理
旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 宮崎県西都市南方二、一八八 沼口定美
紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第一二七三號 昭和五十五年三月四日受理
遺族年金・扶助料の改善に関する請願
請願者 熊本市健軍町二、六一二ノ一二 六 泉田友代外千五十三名
紹介議員 三浦 八水君
この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第一三〇八号 昭和五十五年三月五日受理
旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 京都府宇治市木幡西中一 高田定一
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第一三四二號 昭和五十五年三月六日受理
旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 鳥取市湖山町北六ノ六一七 大脇 実
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第一三五〇号 昭和五十五年三月六日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願
請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二 航空 会館分館内日本航空協会内中華航空会内 中村茂

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、行政管理局設置法の一部を改正する法律案
一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

行政管理局設置法の一部を改正する法律案

行政管理局設置法の一部を改正する法律案

行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号を次のように改める。

十二 前号の監察に關連して、第四号の二に規定する法人の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律の一部改正）

2 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律（昭和五十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第三十六條」を「第三十五條」に改める。

附則第三十六條を削り、附則第三十七條を附則第三十六條とする。

（中小企業事業団法の一部改正）

3 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第三十七條」を「第三十六條」に改める。

附則第三十六條を削り、附則第三十七條を附則第三十六條とする。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十七条第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「三百六十五を乗じて得た額（以下「平均給与額の年額」という。）の百分の三十五に相当する」を「百五十三を乗じて得た」に、「平均給与額の年額の百分の四十五に相当する額」とし、五十歳以上五十五歳未満の妻（当該人事院規則で定める雇用の状態にある妻を除く。）にあつては平均給与額の年額の百分の四十に相当する」を「平均給与額に百七十五を乗じて得た」に改め、同項第二号中「の年額の百分の五十に相当する」を「に百九十三を乗じて得た」に改め、同項第三号中「の年額の百分の五十六に相当する」を「に二百十二を乗じて得た」に改め、同項第四号中「の年額の百分の六十二に相当する」を「に二百三十を乗じて得た」に改め、同項第五号中「の年額の百分の六十七に相当する」を「に二百四十五を乗じて得た」に改め、同条第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第十七条の十を第十七条の十二とし、第十七条の九を第十七条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の十一 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をするべき者に支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十七条の八第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）を「年金たる補償」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七の次に次の一条を加える。

（年金たる補償の額の端数処理）
第十七条の八 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

附則第四項の前の見出し及び同項から附則第九

べき者に支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

障害の等級		額
第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額	
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額	
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額	
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額	
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額	
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額	
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額	

5 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第十三条第六項の規定の適用を受ける者の他人人事院規則で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

6 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を

先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

7 第十七条第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十七条の五第三項、第十七条の七第一項及び第二項並びに第十九条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第十七条第二項中

項までを次のように改める。

（障害補償年金差額一時金）

4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金に附して第二十條の二の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、国は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

項までを次のように改める。

（障害補償年金差額一時金）

4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金に附して第二十條の二の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、国は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

項までを次のように改める。

（障害補償年金差額一時金）

4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金に附して第二十條の二の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、国は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

「傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額に、「改正後の法の規定にかかわらず」を「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）による改正後の国家公務員災害補償法（以下「改正後の法」という。）の規定にかかわらず」に改め、同条第三項中「船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を加える。

附則第十三条第二項中「国民年金法」の下に「（昭和三十四年法律第四百十一号）」を加える。

附則第二十七条中「児童扶養手当法」の下に「（昭和三十六年法律第二百三十八号）」を加える。

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

第八条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項後段を削る。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第九条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項、第六十四条第三項及び第百五十二条中「附則第六条及び第八条」を「附則第八条」に改める。

昭和五十五年四月三日印刷

昭和五十五年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K